

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■ 報告事項

- | | |
|---------------------------|-------|
| ①第2期「島根県農林水産基本計画」(素案)について | … 資料1 |
| ②令和5年農業産出額及び生産農業所得について | … 資料2 |
| ③中山間地域農業の現状について | … 資料3 |

令和7年2月14日
農 林 水 産 部

誰もが、誰かの、
たからもの。

令和 7 年 2 月 1 4 日
農林水産商工委員会資料
農 林 水 産 部

第 2 期

島根県農林水産基本計画

(素案)

令和 7 年度 (2025) - 令和 11 年度 (2029)

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、 島根県



島根県
農林水産基本計画
[第2期]

目次

序章 基本的な考え方

1 計画の趣旨	1
2 計画の役割（特徴）	1
3 基本理念	1
4 計画の期間	1

第1章 農業

1 第1期基本計画の評価	3
2 将来ビジョン・基本目標	13
3 施策推進の全体像	15
4 重点推進事項	
(1) ひとつづくり	
① 新規自営就農者の確保・育成	19
② 中核的な担い手の確保・育成	21
③ 集落営農組織の経営改善	23
(2) ものづくり	
④ 水田園芸の拡大	25
⑤ 有機農業の拡大	27
⑥ 肉用牛生産の拡大	29
⑦ 地域主導による産地の拡大	31
⑧ 生産性の高い米づくりの確立	33
(3) 農村・地域づくり	
⑨ 地域農業の維持・発展	35
⑩ 鳥獣被害対策の推進	39
5 重点推進事項を進めるための取組	
(1) 基盤整備の推進	41
(2) 美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善	43
(3) 耕畜連携の推進	45
(4) 販売を起点にした生産の推進	47

第2章 林業

1 第1期基本計画の評価	49
2 将来ビジョン・基本目標	53
3 施策推進の全体像	53
4 重点推進事項	
(1) 森林経営の収益力向上	
① 原木生産の生産性向上	57
② 森林整備の省力化	59
③ 製材用原木の需要拡大と安定供給	61
④ 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大	63

(2) 林業就業者の確保・育成	
⑤ 新規林業就業者の確保	65
⑥ 林業就業者の定着強化	67
5 重点推進事項を進めるための取組	
(1) 循環型林業の土台となる森林の保全	69
(2) カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用	71
(3) 公有林等を活用した原木の安定供給	73

第3章 水産業

1 第1期基本計画の評価	75
2 将来ビジョン・基本目標	79
3 施策推進の全体像	80
4 重点推進事項	
(1) 持続可能な沿岸自営漁業の確立	
① 沿岸自営漁業の新規就業者確保	83
② 沿岸自営漁業者の所得向上	85
(2) 漁村、地域の維持・発展	
③ 企業的漁業の維持・発展	87
④ 内水面漁業の再生・維持	89
5 重点推進事項を進めるための取組	
(1) 良好な漁場環境の整備	91
(2) 資源管理	93
(3) 漁港の機能統合・再編	95

1 計画の趣旨

第2期島根創生計画において、島根の目指す将来像として位置づけている「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をつくり、次の世代へ引き継いでいくためには、島根の強みである豊かな自然を活かした農林水産業が、所得向上や若者の就業の場、そして中山間地域の維持・発展に特に重要な産業となっています。

また、農林水産業・農山漁村は、安全・安心な食料の安定供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養、美しい景観形成など、多面的な機能の発揮を通じて、県民のいのちと暮らしを支えています。

近年の物価高騰や労働力不足、気候変動などの厳しい状況の中でも、将来にわたり持続性が高まるような構造への転換を図り、次代を担う若い世代にとって魅力のある農林水産業を確立することで持続可能な農林水産業・農山漁村を実現できるように、本計画を策定します。

2 計画の役割（特徴）

県の最上位計画となる「第2期島根創生計画」では、基本目標とする「活力ある産業をつくる」「地域を守り、のびす」の中で、農林水産業の政策・施策の方向性を定めています。

本計画は「第2期島根創生計画」の実行計画であり、明確な目標を定め、それに向かってどのように取り組んでいくのかについて、これまでの取組を評価した上で、重点的な取組事項を定めています。

この計画の主な特徴は、次のとおりです。

- ・将来ビジョン及び計画期間の目標（5年後の目指す姿）を明確化
- ・全ての重点推進事項に数値目標を設定し、達成のためにやるべきことを明記
- ・目標達成に向けて、重点推進事項を進めるための取組についても今後の取組方針を整理
- ・「しまね食と農の県民条例」（第15条）に基づく基本計画

3 基本理念

「将来にわたり持続可能な農林水産業・農山漁村の実現」

4 計画の期間

島根の農林水産業・農山漁村の将来ビジョンを実現するための期間として、令和7年度から令和11年度までの5カ年（2025年度～2029年度）を計画期間としています。

1. 第1期基本計画の評価（農業）

総合評価

（1）将来ビジョン・基本目標1

県の農地の生産性・収益性を全国レベルまで引き上げるため、農業産出額100億円増加させることを将来ビジョン・目標として設定しました。

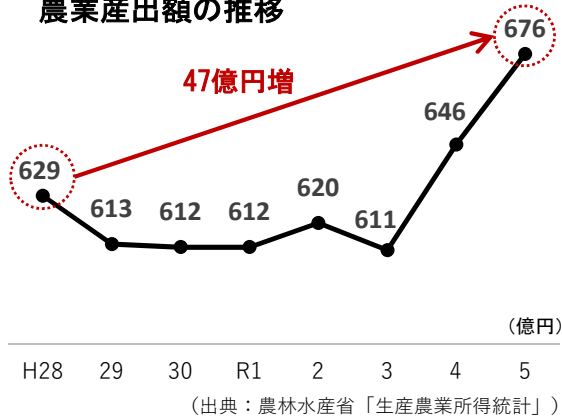
①将来ビジョン

可能な限り早期に農業産出額100億円増を目指す（基準：629億円（平成28年））

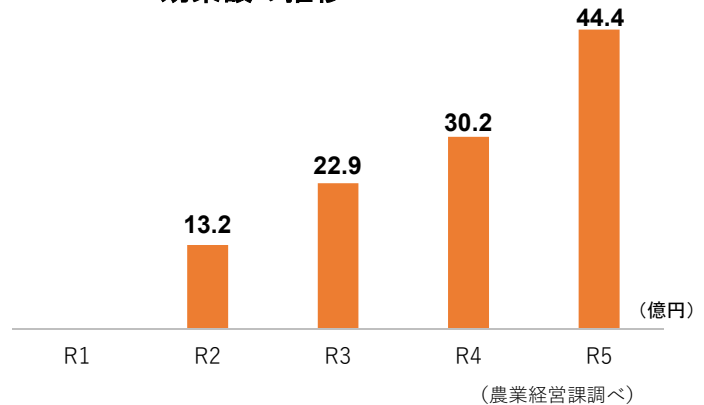
②計画期間(令和2年度～令和6年度)における目標

重点推進事項において、効果額を100億円生み出す

農業産出額の推移



効果額の推移



〈機械化による作業の効率化〉



〈肉用牛の生産〉



〈生産性・収益性の高い品目導入〉

持続可能な農業・農村の実現に向けて、第1期計画では、水田園芸における生産性の向上や、有機農業など付加価値の高い農業生産の拡大、そして意欲ある担い手の確保・育成などに取り組み、計画策定前と比べて水田園芸の作付け面積が128ha（R1）から235ha（R5）、有機JAS認証面積は155ha（R1）から285ha（R5）へ拡大し、新規就農者においては、毎年40人（R2～R5年平均）程度を確保するなど、収益性の改善に向けた取組や新たな担い手の確保が県内各地で着実に広がっています。

また、畜産では、全国トップレベルの種雄牛を造成したことにより、令和4年全国和牛能力共進会で好成績を挙げるなど、島根和牛の認知度の向上や販路拡大につながっています。

これらの取組等により、将来ビジョンの進捗状況は、農業産出額47億円増（R5）、効果額44億円増（R5）となっており、目標には達していないものの、計画策定前と比べて着実に取組の成果があがっており、持続可能な農業・農村の実現に向けた生産性・収益性の高い産業構造への転換が進みつつあります。

今後は、資材高騰や労働力不足、気候変動リスクなどの課題に対応していくため、生産・販売の共同化など、産地化によるコスト削減や効率化を更に進め、農業者の方々が安心して経営を行える環境を整えていく必要があります。

総合評価

(2) 将来ビジョン・基本目標2

農業産出額の100億円増という将来ビジョンに加え、農村における営農や暮らしを維持する観点から、次のビジョン・目標を設定しました。

①将来ビジョン

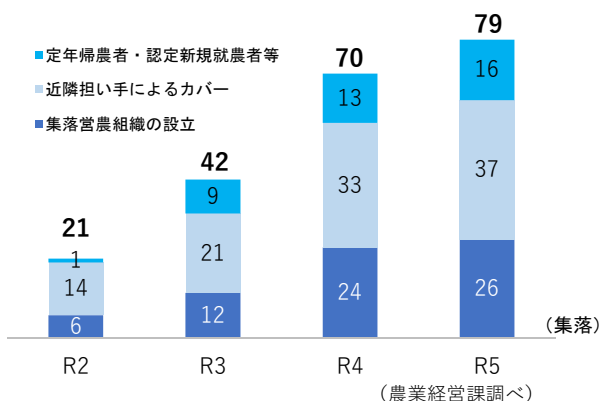
今後10年間で、担い手不在の集落の過半（550）の担い手不在状態を解消

②計画期間(令和2年度～令和6年度)における目標

275の担い手不在集落で担い手不在状態を解消

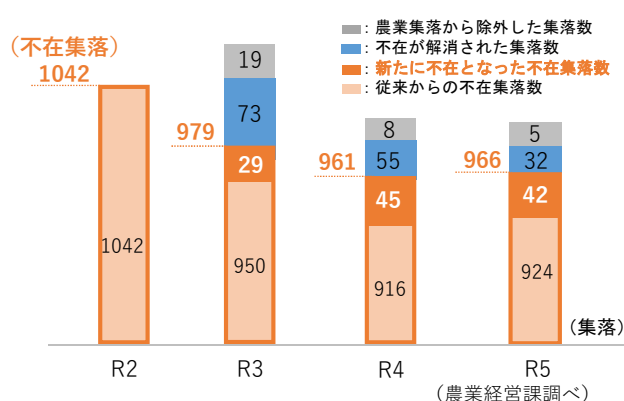
担い手不在集落解消の推移（累計）

※ 全ての集落のうち、県の取組により解消した数値



担い手不在集落数の推移（単年度）

※ 全ての集落を対象とした数値



〈中山間地のほ場整備〉



〈多様な担い手〉



〈共同活動の実施〉

農林水産基本計画の基本目標として「農業産出額100億円増」とともに「担い手不在集落の解消」を掲げ、担い手不在集落において集落営農組織の設立、近隣の担い手との連携、定年帰農者等の確保といった3つの取組を進めた結果、R3～R5の3年間で160集落（目標の約6割に相当）の不在を解消しました。

その一方で、高齢化に伴う担い手の規模縮小や、生産条件の悪い地域では農地の受け手となる担い手の確保が進まないことなどから、新たな担い手不在集落が116集落増加している状況です。今後一層の集落内の農家数減少に伴う人材不足や共同活動体制の弱体化により、個々の集落では課題解決に向けた取組が難しくなり、更に担い手不在集落が増加することが懸念されます。

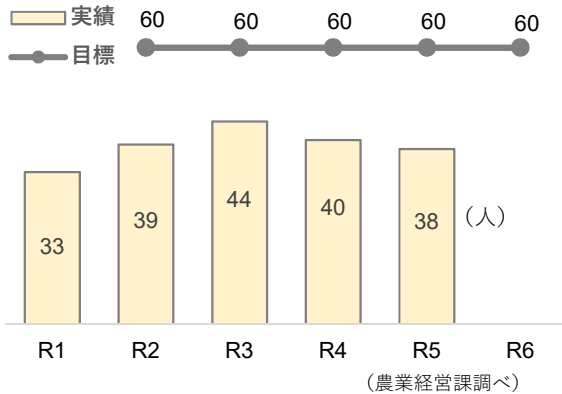
これまで担い手不在集落が解消された事例を検証すると、その多くは担い手を確保するために、単独集落ではなく、広域で課題解決に取り組んでいることが判明しました。

このため、今後は、担い手不在集落だけではなく、担い手がいる集落も含めて、より広域的なエリアで地域の農業維持に向けた取組を進めていくことが必要であり、「地域計画の策定」や「地域農業の維持・発展の仕組みづくり」と連携を図りながら、地域の話し合いの中で、担い手不在集落の解消に向けた議論も行い、担い手不在集落の解消に取り組んでいくことが必要です。

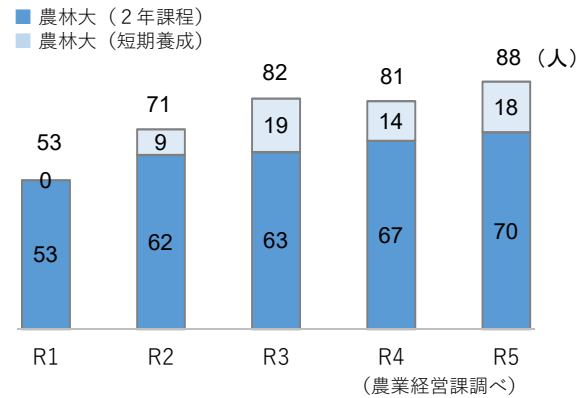
1. 第1期基本計画の評価（ひとづくり）

新規自営就農者の確保

■認定新規就農者数 【当該年度4月～3月】



■研修生(農林大)数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

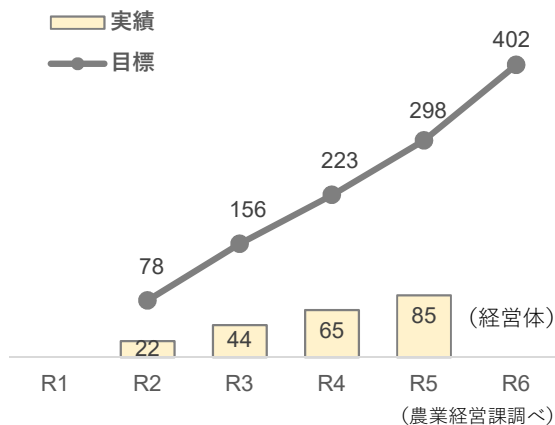
認定新規就農者を確保するために、農林大学校において自営就農者の確保・育成に向けた「短期養成コース」の新設、市町村と連携した地域研修制度（水田園芸・有機農業）の運用開始など、研修体制を整備したことで認定新規就農者は、30人（～R1平均）から40人（R2～5年平均）に増加し、着実な就農に結びついています。また、新規就農者の育成に理解のある農業法人等との連携により農業法人から独立し自営就農を開始する者も現れてきています。

○ 課題と今後の方向性

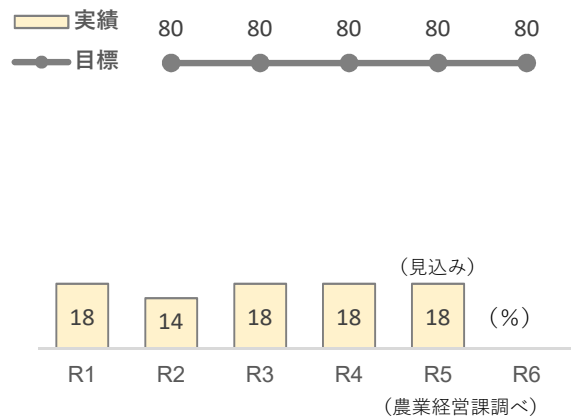
人口減少や他産業との競合により人材確保が厳しくなる中、就農希望者を待つのではなく、地域や産地が維持・発展していくために、地域が必要としている担い手を明確にし、就農者を確保していくことが必要です。また、就農後における早期の経営安定に向けて、農林大学校の体制強化や受入経営体と連携したフォローアップを充実し、育成していく必要があります。

中核的な担い手の育成

■販売額1,000万円以上の中核的経営体の育成数 (R2からの累計)【当該年度4月～3月】



■認定新規就農者の販売額1,000万円の達成率 ※経営開始3～5年以内 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

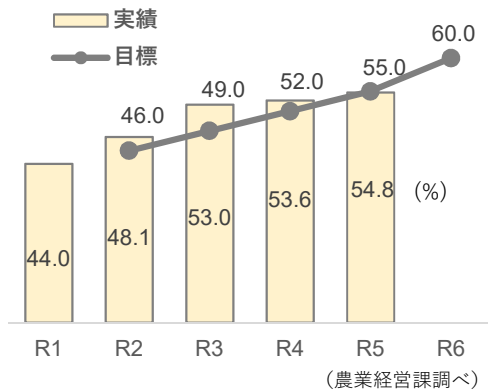
産地や地域の中で、他産業並の所得（約400万円）を確保するための目安となる販売額1,000万円以上を目指す農業者を対象に、販売額向上に向けた経営課題を整理しながら、生産性の向上や省力化などの経営改善の支援を進めた結果、県内の販売額1,000万円以上の経営体は、4年間（R2～R5）で85経営体増加し、県全体の販売額の底上げにつながりました。

○ 課題と今後の方向性

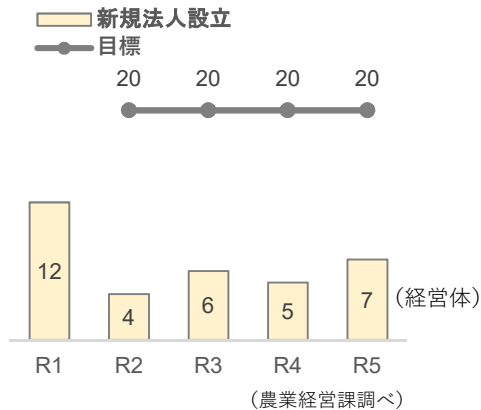
資材価格高騰によるコスト上昇や、規模拡大に必要な労力の不足といった課題が顕在化しており、その対策を含めて経営の課題解決を支援し、産地や地域農業の中核となる担い手が収益性を高めることができるよう、経営発展に向けた支援体制を強化していくことが必要です。

集落営農組織の経営改善

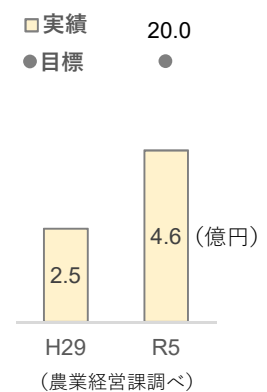
■経営多角化に取り組む集落営農法人の割合 ※経営多角化(園芸、畜産)【当該年度4月～3月】



■集落営農法人の設立数 【当該年度4月～3月】



■集落営農法人の経営多角化による収益【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

集落営農組織の経営を強化するため、経営多角化により収益性の向上に取り組んできた結果、園芸等に取り組む集落営農法人の割合はR1年度の44%(113法人)から、R5年度には54.8%(149法人)と増加し、集落営農組織の経営改善につながる取組が進みつつあります。

また、こうした収益確保の取組を進める基礎となる集落営農の法人化については、R5年度までの4年間で新たに22法人が設立されました。

○ 課題と今後の方向性

集落内の農業者の高齢化や減少、米価下落や資材高騰による収益性の低下などに伴い、R5年度までの4年間で法人設立数は平均5.5法人/年（R1年度までの4年間は12.5法人/年）と、そのペースが鈍化しています。

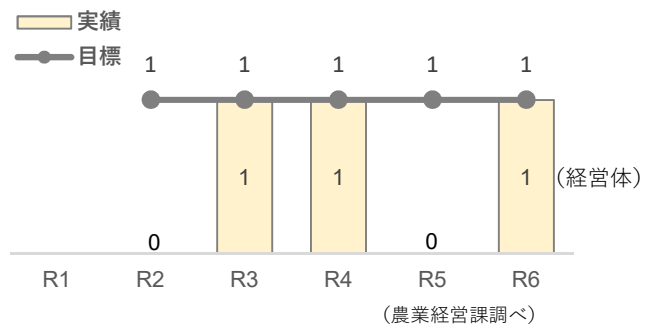
また、集落営農組織の後継者確保が大きな課題であり、経営の多角化の推進とともに、新たな人材確保の取組を強化していく必要があります。

地域をけん引する経営体の増加



〈地域けん引企業による有機農業の実践〉

■「地域けん引経営体」の誘致数【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

独自の販路や高い生産技術を持ち、地域の農業者と一緒になり、その中核となって産地化を図る企業を「地域けん引経営体」として誘致してきました。

R2年度以降、3社が参入し、地域の農業者と連携して、耕作放棄地を再生して有機野菜の産地化を開始する取組や、集落営農法人の経営を継承して農業経営の継続と収益性の高い稲作農業を目指す取組など、新たな動きが現れています。

○ 課題と今後の方向性

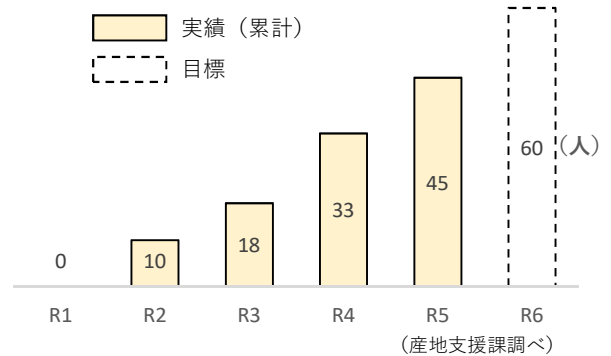
地域や産地の農業生産が縮小する中で、高い生産技術と販路を持つ農業法人を地域に受け入れて連携していくことは、今後の維持発展に大きく寄与します。そのためには、地域や産地で、こうした企業の受入れについて十分な合意形成と、企業参入に協力できる農業者や、農地・施設の確保等、受入体制を構築していく必要があります。

将来性のある産地の拡大



〈島根県オリジナルぶどう「神紅」〉

■産地創生事業(R2～R6)による新規就農者数
(R2からの累計)【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

マーケットインの視点による「産地ビジョン」に基づき、地域の特色ある農林水産物の販路拡大や生産者の確保の取組が行われた産地では、生産額や新規就農者が着実に増加し、全体では新規就農者が45人（R2～R5）確保され、将来性のある産地づくりが進みつつあります。

○ 課題と今後の方向性

販売戦略や産地の生産体制等のビジョンが不明確であったり、ビジョンはあっても、構成員の合意形成が不十分な産地では、規模拡大が進まず、生産者の高齢化等により産地が縮小する状況です。

マーケットインの徹底とともに、産地において、構成員総意の下、「産地ビジョン」を定め、構成員自らがビジョンに基づく取組を主体的に進めることが必要です。

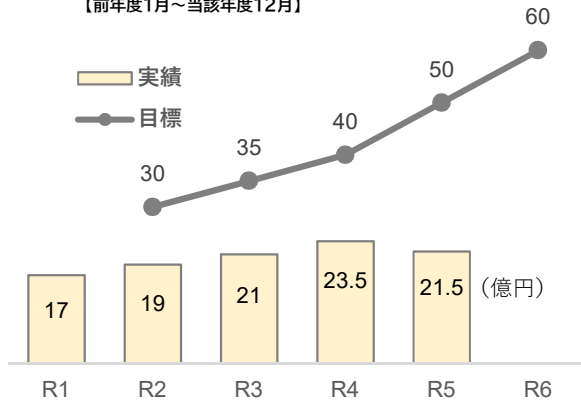
※これまで産地づくりに取り組んできた品目の一部



1. 第1期基本計画の評価（ものづくり）

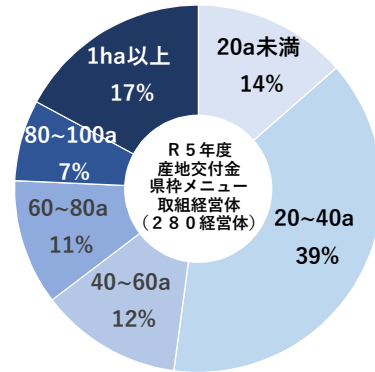
水田園芸の推進

■水田園芸県推進6品目の産出額
【前年度1月～当該年度12月】



(出典：農林水産省「生産農業所得統計」(白ネギ、ミニトマトの産出額は県で推計))

■水田園芸に取り組む経営体の規模別割合
(露地4品目)【当該年度4月～3月】



(産地支援課調べ)

○ 主な成果

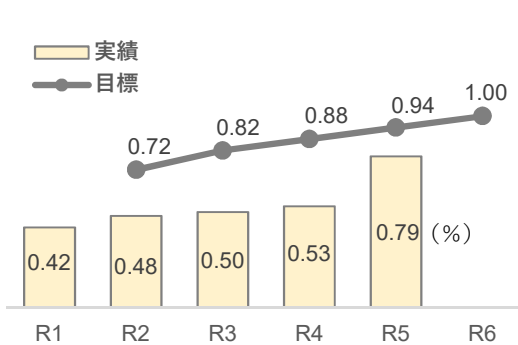
持続可能な水田農業の確立に向けて、水田でも比較的取り組みやすい野菜の6品目を選定し、栽培技術指導や機械の共同利用、調製・出荷作業を行う広域共同利用施設の整備等による産地化を進めた結果、水田園芸6品目への取組面積は128ha (R1) から235ha (R5) に拡大し、376経営体 (R5) で取り組まれ、これまで水稲しか栽培してこなかった集落営農法人等で収益性改善に向けた水田園芸の取組が進みつつあります。

○ 課題と今後の方向性

栽培技術の定着が不十分なことや不慣れな収穫・調製作業に労力がかかっていることなどから個々の経営体では小規模な生産にとどまり、収益が上がりにくい状況であるため、今後は機械の共同利用など、生産から販売までを共同で行う拠点産地化を更に推進し、労力削減や収益性を改善することで新たな生産者が参入し、規模拡大につながる環境づくりが必要です。

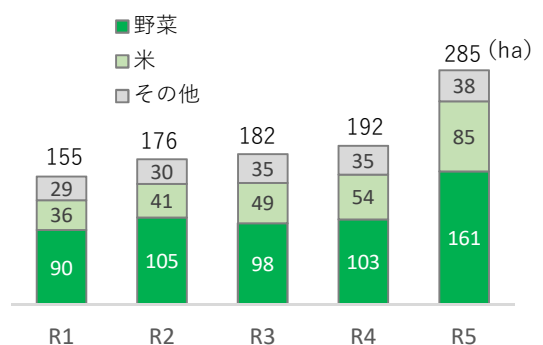
有機農業の拡大

■有機JAS認証取得面積が耕地面積に占める割合
【当該年度4月～3月】



(出典：農林水産省公表資料から算出)

■品目別有機JAS認証取得面積
【当該年度4月～3月】



(産地支援課調べ)

○ 主な成果

社会全体で環境への意識の高まりもあり、有機農産物に対する需要が着実に広がる中、有機農業の取組拡大に向けて、消費者・実需者に訴求力が高い「有機JAS認証」の取得を推進してきました。この結果、有機JAS認証面積は155ha (R1) から285ha (R5) に拡大し、耕地面積に占める割合は、全国平均0.44%に対して島根県は0.79% (R5) と全国3位となり、有機農業の取組が着実に拡大しています。

○ 課題と今後の方向性

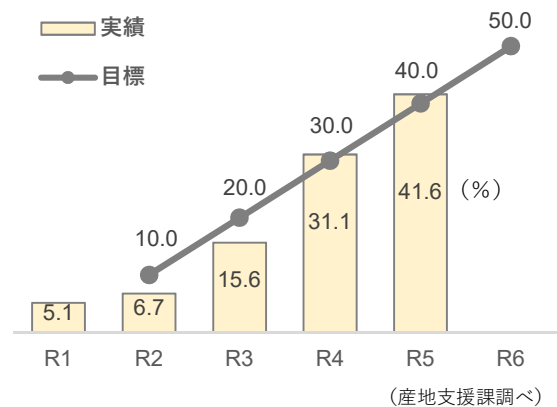
有機農産物を取り扱う小売店等の実需者からは、生産量(ロット)の拡大や生產品目の拡大が求められています。しかしながら、特に有機米では小規模の取組が多く、ロット拡大につながっていないことから、調製・出荷の共同化等により、取り組みやすい環境を整備していく必要があります。有機野菜は、比較的生産し易い葉物野菜市場は飽和状態であるため、他品目の生産拡大を進めるなど、生産拡大のための産地づくりを進める必要があります。

美味しまね認証を核としたGAPの推進



〈小売店における美味しまね認証産品販売コーナー〉

■主要品目の産出額に占める国際水準GAP取得者の割合
【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

美味しまね認証制度を核としたGAPの取組を推進し、全国で初めて国際水準GAP相当の基準と認められた「美味しまねゴールド」の認証取得者が645経営体(主たる担い手の35.3%)に増加しました。また、美味しまね認証の取組を評価し、取引・支援いただける県内外の流通・販売事業者との取扱が拡大しています。

○ 課題と今後の方向性

農業経営の改善や効率化につながるGAPの意義の周知やGAPに取り組むメリットが実感できる販売環境の構築に向け、美味しまね認証の取組を評価している流通・販売事業者との連携などによる県内外への確実な販路拡大と物流改善に取り組んでいく必要があります。

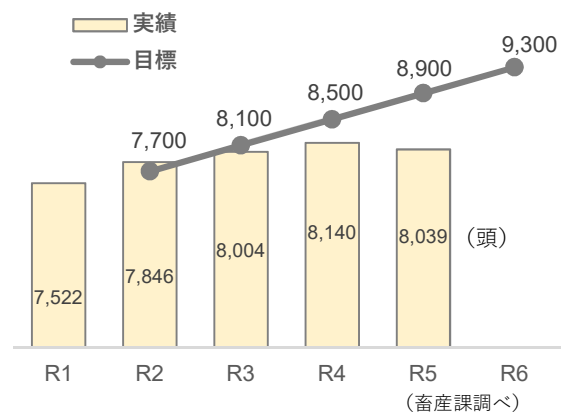
また、産地の信頼性を高め、販路拡大につなげていくためには、産地全体でリスク管理や品質管理を行うことが重要であり、団体認証の取得を進める必要があります。

肉用牛生産の拡大



〈子牛市場でのセリの様子〉

■和牛子牛生産頭数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

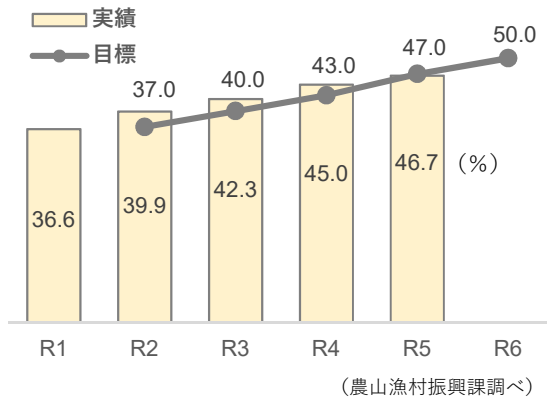
ゲノム評価を活用し、雌牛の改良が進んだことで産子の肉質能力がアップし、肥育成績が向上しています。その成果として、第12回全国和牛能力共進会では肉質日本一を獲得しました。また、大型農場や家畜改良事業団と連携して全国トップ評価の種雄牛を造成しました。

○ 課題と今後の方向性

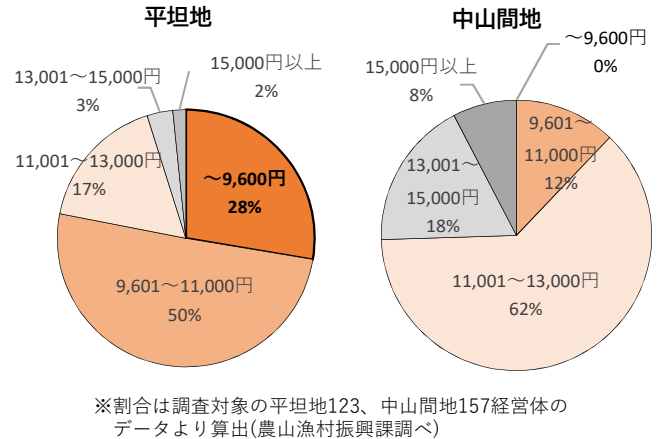
令和3年からの資材高騰が影響し、新規就農者の確保が進んでおらず、子牛生産の拡大も停滞しています。県産粗飼料や放牧利用の拡大による経費の削減や、消費者から求められる牛肉を意識した改良等により、子牛や牛肉の販売拡大による収入の増加が図られる経営環境を実現することで、新たな担い手を確保していく必要があります。

持続可能な米づくりの確立

■主食用米の生産面積に占める担い手の割合
【当該年度4月～3月】



■米60kgあたり生産費(R5調査実績)
【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

主食用米の生産面積に占める担い手の割合は、農地の受け手をリストアップする取組などにより、36.6% (R1) から46.7% (R5) に拡大し、持続可能な米づくりの確立に向けて、担い手が米づくりの中心を担う構造への転換が進みつつあります。

○ 課題と今後の方向性

低コスト化に向けた技術導入は拡大しているものの、資材高騰や反収の低下により、生産コスト9,600円/60kgを達成した経営体は、平坦地で28%、条件不利地域の多い中山間地域では未達成の状況となっており、さらなる低コスト化・省力化を進め生産性を向上していくことが必要です。また、高温障害による収量の減少や品質低下が続発しており、気候変動に対応した生産安定技術の推進や高温耐性品種への転換等に取り組む必要があります。

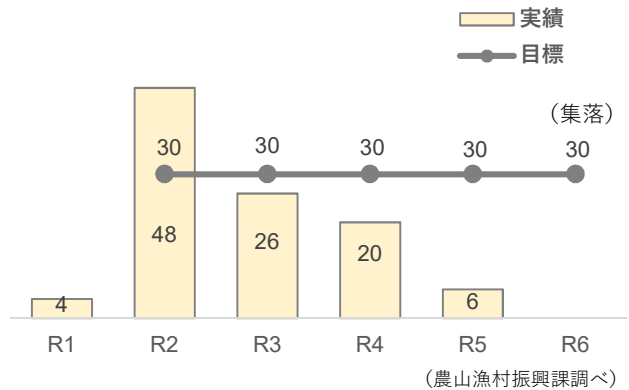
1. 第1期基本計画の評価（農村・地域づくり）

日本型直接支払制度の取組拡大



〈地域での畦畔除草作業〉

■担い手不在集落における、中山間地域等直接支払制度又は多面的機能支払制度の新規取組数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

担い手不在集落のうち、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、草刈や水路、農道の管理などにより、地域の共同活動である日本型直接支払の取組を新たに開始した集落数は100集落(R2～R5)に上り、集落の営農体制を維持していくための基礎となる日本型直接支払での話し合いや共同活動が担い手不在集落の解消を後押ししています。

○ 課題と今後の方向性

担い手不在集落における新規取組がある一方、現在、担い手が存在する集落でも、高齢化や集落の人口減少等により、新たに担い手不在となる場所が発生しています。

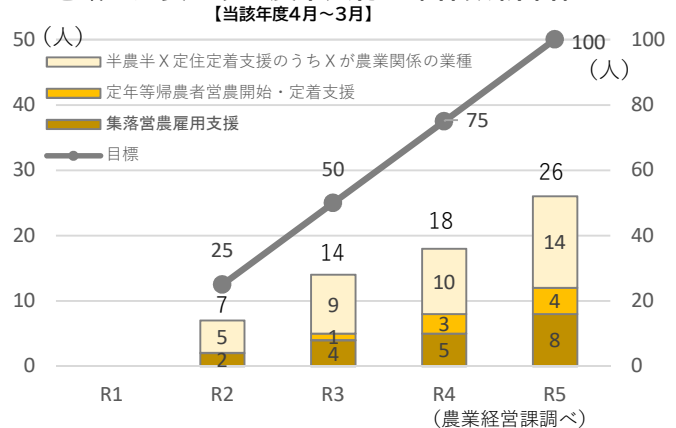
このため、担い手の有無に限らず、地域の農業生産活動の継続及び農地の維持に向けて、営農維持の基礎となる日本型直接支払制度の取組を推進する必要があります。

地域が必要とする多様な担い手の確保・育成



〈多様な担い手〉

■地域が必要とする農業人材の確保数(累計)



○ 主な成果

第1期計画では、担い手不在集落における定年帰農者の確保に取り組むとともに、集落営農での雇用や自営農業と組み合わせる定着を目指す人材確保、自営農業とそれ以外の仕事を組み合わせる地域に定着する半農半X実践者など、地域の農業を支えようとする多様な人材の確保に取り組み、R2年度～R5年度の4年間で26人を確保しました。

○ 課題と今後の方向性

これまで、就農希望者を確保する観点から取組を進めており、地域で必要とする人材やその受け入れについての検討が十分でなかったことから、担い手不在集落での定年帰農者の確保は低調であり、また、後継者確保が課題となっている集落営農の人材確保にも、結びついていませんでした。

今後は、地域において、営農維持に向けた取組とそのため必要となる人材の検討を進めるとともに、人材が定着するための地域の仕事づくりなど受け入れ体制を整えることにより、多様な農業人材を確保していけるよう進めていくことが必要です。

鳥獣被害対策の推進

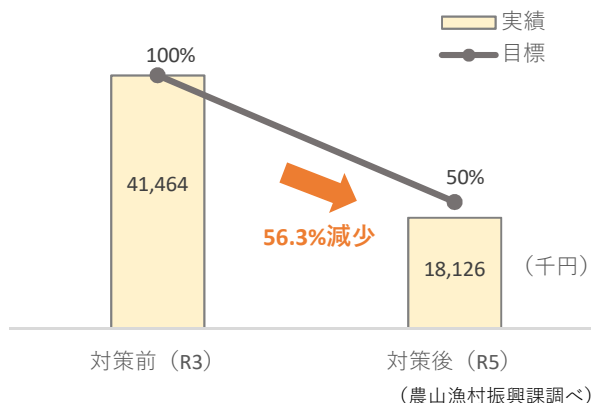


〈地域ぐるみの鳥獣対策の推進〉

■被害対策に意欲のある集落等の被害額

【当該年度4月～3月】

※ 対策前→対策後(R5年度までに指定した87地域)



○ 主な成果

鳥獣被害は、農業者が地域住民、狩猟免許取得者等と連携して被害を根絶しようとする「地域ぐるみ」の対策を重点的に支援した結果、R5年度までに指定した87地域において、被害額が56.3%減少 (R3～R5) しました。

また、中国山地に接する市町のニホンジカ捕獲体制の整備を支援し、R4年度から邑南町で町事業として捕獲活動が行えるようになったほか、その他の市町においても新たに捕獲体制整備が進んでいます。

○ 課題と今後の方向性

「地域ぐるみ」の取組によって被害減少に効果があった一方、県が農業振興施策として重点的に支援する水田園芸や有機農業などの取組との連動性が薄い事例も散見されます。

また、市町村と指定地域の関係も薄かったことから、今後は、県や市町村が行う産地づくりや、地域農業の維持・発展の取組と一体的に鳥獣対策が行えるよう、優良事例の共有、被害対策の技術的指導や活用可能な支援事業などを実施していくことが重要です。

加えて、中国山地のニホンジカ等による森林被害は増加傾向にあるため、広域的な被害防止対策が必要です。

2 将来ビジョン・基本目標

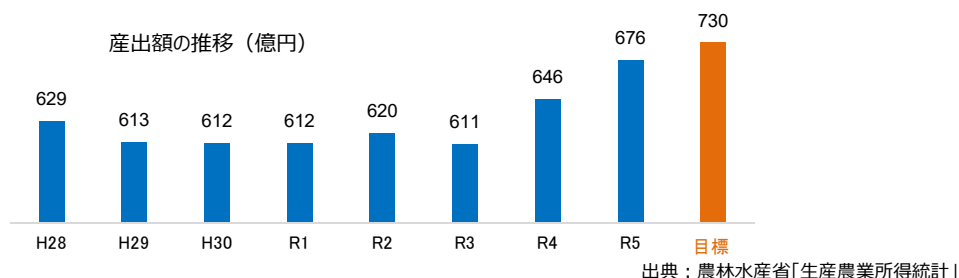
これまでの島根県農業は、農地に占める水田の割合が高く、気象や土壌の条件も適していることから長年米づくりを主体としてきたため、人口減少等に伴う米の消費減少や需給バランスに伴う価格低迷の影響、物価高騰の影響により収益性の低迷が続く中、魅力的な農業の姿が確立できず、意欲ある担い手の参入が進まなかった結果、担い手の高齢化が進展し、農業・農村全体の活力が失われつつあります。

こうした中で、将来にわたって持続可能な農業・農村を実現していくためには、県内各地域において、農地の生産性・収益性を上げ、意欲のある担い手が生産の大宗を占める農業構造を実現していく必要があります。

そのため、前計画から引き続き県の農地の生産性・収益性を全国レベルまで押し上げることを将来ビジョン・目標とし、その指標として、農業生産の実態と全国との比較が可能な国統計の農業産出額^(※1)と県計画の重点推進事項の取組に対する農業産出額を県が算出する効果額^(※2)を設定します。

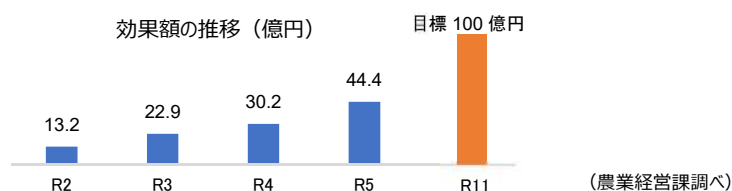
① 将来ビジョン

可能な限り早期に農業産出額 100 億円増を目指す（基準：629 億円（平成 28 年））



② 計画期間(令和 7 年度～令和 11 年度)における目標

設定する重点推進事項において、前計画の取組と第 2 期計画の新たな 5 年間を合わせて効果額を 100 億円生み出す



（※ 1）農業産出額

農業における最終生産物の生産額をいい、品目ごとの生産量に品目ごとの農家庭先販売価格を乗じて推計したものであり、国が取りまとめ公表するもの

（※ 2）効果額

島根県農林水産基本計画における重点推進事項の取組を推進することで生み出された産出額
 国の農業産出額は、県内で生産される全ての品目、全ての農業者を対象としており、県が新規自営就農者、認定農業者、集落営農組織等の担い手に対して重点的に取り組んだ政策の効果をより適切に測るための指標として効果額を設定

(参考1) 島根県の農地の生産性

1. 耕地面積 (本地) ①

	H28	R5
全国	429.2万ha	412.7万ha
島根県	3.4万ha	3.3万ha

2. 農業産出額 (耕種) ②

	H28	R5
全国	59,801億円	57,230億円
島根県	378億円	381億円

3. 10a当たり産出額 (耕種) (②/①)

	H28	R5
全国	13.9万円	13.9万円
島根県	11.1万円	11.6万円
全国との差	2.8万円	2.3万円

必要な押上額 (H28 全国との差×耕地面積) = 96億円

H28農業産出額 629億円 + 96億円 = 725億円 (≒730億円)

→ **農業産出額730億円 農業産出額100億円増**

出典：農林水産省「生産農業所得統計」,「耕地面積」より作成

農業産出額の100億円増という将来ビジョンに加え、農村における営農や暮らしを維持する観点から、次のビジョン・目標を設定します。

① 将来ビジョン

10年後に担い手がいる農業集落の割合80% (基準：70% (令和5年))

② 計画期間(令和7年度～令和11年度)における目標

5年後に担い手がいる農業集落の割合75% (基準：70% (令和5年))

(参考1) 担い手がいる農業集落

	農業集落総数 (集落)	担い手いる 農業集落数 (集落)	担い手がいない 農業集落数 (集落)	担い手がいる 農業集落の割合 (%)
R5 ①	3,216	2,250	966	70%
R16 (10年後) ②	3,216	2,573	643	80%
増減 (②-①)	0	323	▲323	10%

・10年後、現在の農業集落数を維持している前提での試算

・現在、担い手がいる農業集落については、10年後も継続して担い手がいる状態を維持しつつ、担い手不在解消により担い手がいる農業集落の割合80%を目指す

3 施策推進の全体像

第1期計画では、持続可能な農業・農村の実現に向けて、水田園芸の推進や有機農業など生産性・収益性の高い産業構造への転換を図るとともに、意欲ある担い手の確保・育成などに取り組んだ結果、生産面積が拡大するなど着実に取組が広がっています。

第2期計画では、これまでの取組を更に拡大するため、第1期計画の取組を継続しつつ、資材高騰や労働力不足、気候変動などの新たな課題に対応していくため、生産・販売の共同化や低コスト・省力化技術の導入など農業経営の改善を更に進めるとともに、人口減少が進む中、少ない人手でも営農が維持できるよう、中山間地域の営農体制の維持に向けた取組を強化します。

(1) ひとつづくり

①新規自営就農者の確保・育成

県全体の農業生産の縮小を食い止め、農業産出額100億円増を実現していく上で必要な農業経営を確保・育成するため、現在、年40人程度の認定新規就農者を年60人以上に増加させます。

②中核的な担い手の確保・育成

地域を支える中核的な担い手の目安を「販売額1,000万円以上」とし、新規就農後5年以内にこの水準に到達するよう支援を集中するなどにより、現在約690の中核的担い手数を1,000以上に引き上げます。

③集落営農組織の経営改善

集落営農組織が安定した経営を実現し将来にわたって持続可能となるよう、組織の後継者確保や広域的な連携を促進しつつ、集落営農法人における経営多角化（水田園芸等）の実施率を80%以上とします。

(2) ものづくり

①水田園芸の拡大

県全体で水田園芸が安定的に拡大するよう、共同利用機械の整備や調製施設の整備など、地域での共同化・分業化の仕組みづくり（拠点方式）を更に推進し、県推進6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス）の取組面積を235haから400haに拡大します。

②有機農業の拡大

島根農業全体のブランディングの核となる有機農業の規模拡大に向けて、施設・機械の共同利用による産地化や、実需者から求められる品目の導入支援などを推進し、耕地面積に占める有機JAS面積を0.79%から1.5%以上に拡大します。

③肉用牛生産の拡大

肉用牛の更なる生産の拡大に向けて、子牛の評価向上につながる繁殖雌牛の改良とニーズを先取りした種雄牛造成を強化し、子牛生産頭数を現行の年 8,039 頭から 9,000 頭に増やします。

④地域主導による産地の拡大

マーケットインの視点から生産・販売の拡大と新たな担い手の安定的な確保がイメージできる産地ビジョンの策定を促し、その実現に向けた取組を生産者が主体的に取り組む産地に対して集中的に支援することで、新規生産者を 50 人以上確保します。

⑤生産性の高い米づくりの確立

担い手が米づくりの大宗を担う構造への転換に向けて、主食用米の生産面積の担い手シェアを 3 分の 2 以上とするとともに、収益性向上に意欲のある担い手の主食用米単収を 520kg/10a、一等米比率 80%に引き上げます。

(3) 農村・地域づくり

①地域農業の維持・発展

市町村の地域計画をベースとした、担い手不在集落を含めた広域のエリアでの担い手確保や地域の営農維持に向けた営農体制確立の取組を支援し、5 年後に担い手がいる農業集落の割合を 75%、10 年後に 80%に増加させます。

②鳥獣被害対策の推進

生息頭数の増加により被害の拡大や新たな被害の発生が危惧されるニホンジカ、ニホンザルなどについて、県が主導的な役割を担いつつ、関係市町と連携しながら、捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策などを推進し、県が重点的に支援する集落等の被害額をゼロとします。

(4) 重点推進事項を進めるための取組

①基盤整備の推進

水田農業の生産性・収益性の向上、地域農業を支える担い手の確保・育成に向け、ほ場整備や水利施設の整備等の取組を推進します。

②美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善

農業者の経営改善に向けて、美味しまね認証（GAP）を経営改善のツールとして活用できるよう、指導體制の強化や産地ぐるみでの認証取得（団体認証）を促進しつつ、美味しまね認証製品の取扱拡大の働きかけを促進します。

③ 耕畜連携の推進

畜産及び耕種農家との連携を促進し、県産飼料を利用した畜産物の生産拡大と耕種農家の所得向上を支援します。

④ 販売を起点にした生産の推進

重点推進事項の取組を進めるにあたり、販路の確保を進めるとともに、販売先や販売方法に合わせた生産そのものを販路拡大の一環として捉え、マーケットに応じた生産を推進します。

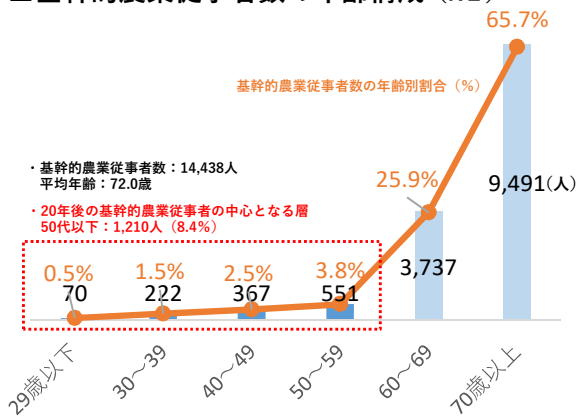
4 重点推進事項

(1) 新規自営就農者の確保・育成

1. 取組の必要性（背景）

- 島根県の農業従事者数は、平成27年から令和2年の5年間で29%減少し、加えて60歳以上が9割を超える状況であり、更なる農業従事者減少の加速は避けられません。今後、地域農業や産地を維持していくためには、新規就農者の確保をこれまで以上に進めていくことが必要です。
- 島根県は全国平均に比べ経営規模が零細であり、品目別では米の割合が高く、収益性の高い園芸作物の割合が低いことなどから、専業農家が少なく、農業経営を継承するための基盤が脆弱であり、経営継承が進みにくい状況にあります。
- まずは、現在の農業経営の改善や産地の拡大により、基盤の強化を進めていくことが重要ですが、将来の地域農業や産地の維持・発展に向けては、地域や産地が必要とする新規就農者像を明確にし、確保・育成していくことが必要です。
- こうした取組を後押しするため、経営継承やU・Iターン者も含めた新規自営就農者の確保に向けた就農促進活動や、栽培技術・経営研修の強化、経営開始支援等を行います。

■ 基幹的農業従事者数の年齢構成（R2）



（出典：農林水産省「2020農林業センサス」）

■ 新規就農者数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
自営就農者	47	60	55	57	45
うちUI者	26	41	25	30	24
うち認定新規就農者	33	39	44	40	38
うちUI者	19	23	17	16	19
雇用就農者	135	125	122	129	126
うちUI者	18	20	19	30	29
合計	182	185	177	186	171
うちUI者	44	61	44	60	53

（農業経営課調べ）

■ 農業経営の状況（R2）

	島根	全国
経営耕地面積規模別経営体（1ha未満）	70%	53%
農産物販売額1位の部門別経営体（水稻）	77%	55%
農産物販売額1位の部門別経営体（園芸作物）	16%	33%
主業経営体（農家）	9%	22%

（出典：農林水産省「2020農林業センサス」）

■ 県外相談会の来場者・出展ブースの状況

平均来場者数（人）			出展ブース数		
R4	R5	R6	R4	R5	R6
1,091	⇒ 1,064	⇒ 1,096	154	⇒ 172	⇒ 211

（農業経営課調べ）

■ 認定新規就農者の販売額1,000万円の達成状況（経営開始3～5年目）

R1	R2	R3	R4	R5(見込)
18%	14%	18%	18%	18%

（農業経営課調べ）

2. 5年後の目指す姿

- 認定新規就農者を毎年60人以上確保（現状40人程度）するとともに、認定新規就農者の8割で就農5年以内に販売額1,000万円を達成

< 参考指標 >

- （1） 耕種部門：既存の中核的担い手の土地利用型農業に携わりながら、経営発展に寄与する就農者が年間20人程度
新規参入や小規模経営を継承し経営発展を目指す就農者が年間35人程度
- （2） 畜産部門：経営発展や構造転換に必要な就農者が年間5人程度

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 地域や産地が求める新規就農者のリクルート活動

地域や産地が求める新規自営就農者の確保に向けて、必要とする新規就農者を明確にした上で、確保に向けた農業経営や研修内容などを農業者も含めて地域で話し合い、就農までの過程がイメージできる「就農パッケージ」を作成し、就農希望者へのリクルート活動を実施する場合に支援を行います。

就農相談から自営就農へつなげるため、就農意欲の高い相談者を対象に、民間会社と連携したオンライン就農講座及びフィールドワーク等の実施により、リクルート活動を強化し、就業体験や研修につながるよう自営就農希望者を確保します。



〈就農パッケージのイメージ〉



〈現地体験〉

(2) 経営継承への支援

親元就農や第三者継承が円滑に進むよう、承継に向けた経営基盤の強化や、継承者の生産技術や経営管理能力の習得を支援します。

また、集落営農法人の人材確保に向け、米等の土地利用型農業の生産技術を習得できるよう農林大学校の研修カリキュラムを強化し、集落営農法人への新規就農者確保を進めます。

(3) 農林大学校の体制強化

農業経営を基礎から学ぶ2年制コースに加え、一定の社会人経験を有し、短期間で就農準備をしたい方や農林大学校へ恒常的に通えない方のニーズに対応します。

具体的には、資材高騰等により初期投資が大きい施設野菜での就農が難しくなっていることや、一旦農業法人に雇用就農し、将来的に自営就農を目指す学生が増えていることから、雇用主が求める機械操作技術を習得するための実習、露地野菜と施設野菜を組み合わせた複合経営を想定した実習体制を整えます。

また、雇用から自営就農への移行を円滑に進めるため、農林大学校に自営就農支援員を配置し、受入経営体とのマッチングや独立までの研修計画策定を後押しします。



〈農業機械操作実習〉

(4) 雇用から自営就農への支援

新規就農者の育成に理解のある農業法人等と連携し、雇用就農から自営就農に移行する農業者の確保に向けて、研修期間中に就農希望地の関係機関等が雇用先での研修計画の進捗管理を行いつつ、独立に向けたフォローを強化します。

また、経営者として研鑽すべき知識等については、農林大学校の特別集中講義の受講をすすめる等、雇用から円滑に自営就農が進むよう取り組みます。

(5) 経営発展のための支援

リースハウスの導入や機械の共同利用、省エネ・省コストを図る取組の推進等により、新規就農者の経営の早期安定を図ります。

また、市町村・JA・県で構成するサポートチームにより、新規就農者の抱える様々な課題解決をサポートします。農業経営に関わる専門的な課題解決に当たっては、島根県農業経営・就農支援センターの専門家による支援を行います。

(2) 中核的な担い手の確保・育成

1. 取組の必要性 (背景)

- 中山間地域で分散した農地を多く抱える本県では、経営農地の規模拡大には限界があります。また、米だけではなく、地域の強みを生かした品目をマーケットインの発想で安定して販売していくことができる産地づくりが重要であり、その中心となる担い手を確保していく必要があります。
- 第1期計画では、産地や地域の中核となる担い手を対象に経営改善を進めてきており、そのうち販売額1,000万円以上が約1/3を占めるまでになっています。
- 一方、コロナ禍以降、資材価格高騰に伴うコスト上昇により、収益性の確保が課題となっており、農業者が、これまで以上にコストを意識して適切に経営課題を把握し、経営改善を進めていくことが必要となっています。
また、労働人口の減少が進む中、農業者個々の取組だけでは、必要な労力を確保していくことは難しいため、出荷調整施設の整備や機械共同利用体制の整備などの産地化を進めるとともに、スマート農業技術の導入などにより、省力化を進める必要があります。
- さらに、産地の中核となって、地域の農業者をリードする企業を「地域けん引経営体」と位置づけて誘致活動を進め、地域全体での販売額向上に取り組みます。

■農産物販売金額1,000万円以上の農業者数

() は全経営体数に占める割合

	H22	H27	R2
全国	132,983 8%	125,547 9%	127,249 12%
増減 (対前年)	-	▲7,436 (▲5.6%)	1,702 1.4%
島根県	638 3%	596 3%	652 4%
増減 (対前年)	-	▲42 (▲6.6%)	56 9.4%

(出典：農林水産省「2020農林業センサス」)

■中核的な担い手の経営改善の支援フロー

【農業普及員による経営改善の伴走支援】

○経営全般について課題を整理して『経営改善の工程表』を作成
〔収入、コスト、利益、収量、品質、面積、投資、労働力など〕

○関係機関とも協力して、工程表に沿った農業者の取組を支援
○農業者の取組状況に応じて対策を検討・提案
〔栽培、農地確保、資金調達、販路開拓など〕

○農業者や関係機関とともに経営実績を検証(要因を分析)

より専門的な視点から経営診断や対策の検討が必要な場合は

農業経営・就農支援センターによる専門家相談を提案・実施
〔専門家
税理士、中小企業診断士、
社会保険労務士など〕

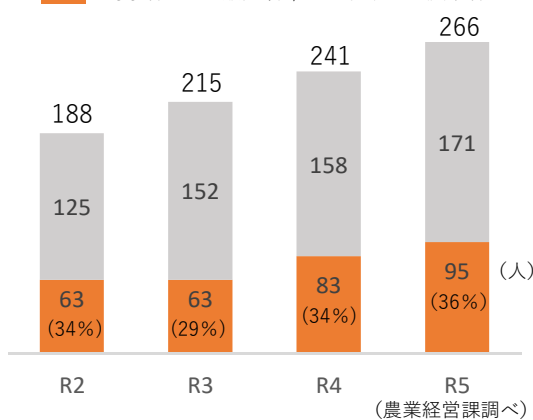
専門家相談も農業普及員が関係機関とともに調整

経営の点検
行程表の見直し

検証結果を次期
経営にフィード
バック

■支援対象者のうち販売金額1,000万円以上の農業者

対象者のうち販売額1,000万円以上の農業者



2. 5年後の目指す姿

- 5年後に販売額1,000万円以上の経営体が1,000経営体となる (R5：689経営体)
⇒農業経営体に占める1,000万円以上の経営体の割合を全国平均(約12%)まで引き上げることを目指す姿として、1,000経営体を継続
- 認定新規就農者の8割が5年以内に1,000万円を達成する (R5：18%)

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 経営発展を目指す農業者の経営改善

① 経営改善の伴走支援

産地や地域の維持・発展に必要な担い手を確保していくため、引き続き、経営発展を目指す農業者を「重点指導対象者」として、県の農業普及員が経営改善の取組を伴走支援していきます。

また、市町村等の関係機関と連携し、栽培技術をはじめとして、農地確保、資金調達、販路開拓など経営全般について、多方面からの視点で課題解決を支援していきます。

特に、新規就農者については、経営の経験や知見が乏しいことから、市町村・JA・県でサポートチームを設け、重点的に農業経営の確立に向けた支援を行います。



<農業普及員による現地指導>

② 専門的な視点からの支援

物価高騰などの厳しい経営環境の中で、重点指導対象者が計画どおり規模拡大や法人化などの取組を進めることができるよう、農業経営・就農支援センターにより専門的な知見から経営改善を支援します。



<広域玉ねぎ調整保管施設での作業の共同化>

(2) 労力補完の仕組みづくり

① 産地等による取組との連携

コスト負担が大きい施設整備等については、個々の農業者のみで負担することは難しいため、地域全体で利用する出荷調整施設や共同利用機械の整備など、産地づくりを進めることにより、農業者の経営の効率化を進めていきます。

② スマート農業技術等の省力化技術の導入

農業者の経営改善に有効な技術（収量向上・コスト低減等）が円滑に導入されるよう、県農業部や農業技術センターが導入効果の検討や実証、経営計画作成などを支援し、技術導入をサポートしていきます。

また、省力化に必要な機械整備についても支援を強化していきます。



<ドローン防除による省力化>

(3) 地域をけん引する経営体の育成

地域に農業法人を受け入れるためには、まとまった農地の確保など地域の協力が必要であるため、地域や産地として目指すべき姿を話し合い、受け入れたい農業法人像を明らかにします。

さらに、農業者との連携内容や、地域内で利用可能な農業施設や機械を選定するなど、受入体制を地域けん引経営体に提案し、参入経営体と地域による産地づくりを進めていきます。

(4) 県内の大規模経営体への支援

県内の大規模農業法人や、畜産の大規模経営体（酪農、養豚、養鶏など）は、県全体の農業生産を支えるとともに、地域の雇用創出にも大きく貢献していることから、引き続き、生産基盤の拡充を支援するとともに、畜産部門においては、耕畜連携の推進や、家畜防疫対策、アニマルウェルフェアの取組を推進し、こうした意欲ある経営体の経営発展を支援していきます。

(3) 集落営農組織の経営改善

1. 取組の必要性（背景）

- 集落営農組織の構成員の高齢化が進む中、人口減少や定年延長、他産業との競合などによりオペレーター等の人材確保が難しくなっており、R1年度以降、これまでなかった集落営農法人の解散（他法人等への農地の継承）や合併が出始めています。
- 集落営農法人へのアンケート調査では、回答法人のうち、67%が「人材が足りない」と回答している一方で、後継者確保に向けた取組を行っていない法人が26%、今後の対応を検討中の法人が44%にのぼり（複数回答）、多くの集落営農法人において後継者の確保の見通しが立っておらず、今後の経営継続が危ぶまれる状況にあります。
- 集落内の農地をまとめて管理し、かつ県内水田の約2割を集積している集落営農組織の継続は、集落の農地維持だけでなく、多面的機能の維持などへの影響も大きいことから、定年帰農者や地区外からの参入者、自営農業に従事しながら集落営農に参画する、いわゆる半農半Xの実践者など、多様な人材確保を進めていくことが急務であることから、担い手の確保が可能となるような経営を実現していく必要があります。
- このため、収益性向上のための経営多角化についても引き続き進めるとともに、組織の後継者確保とあわせて、経営の継続を見据えて法人化を進めることが必要です。

■集落営農法人が求める人材（R5）

求める人材	割合
草刈り・水管理	34.5%
オペレーター	29.2%
組合長候補	14.2%
総務・経理担当者	8.0%
補助作業員	6.2%
園芸品目等担当者	1.8%

6割

（農業経営課調べ）

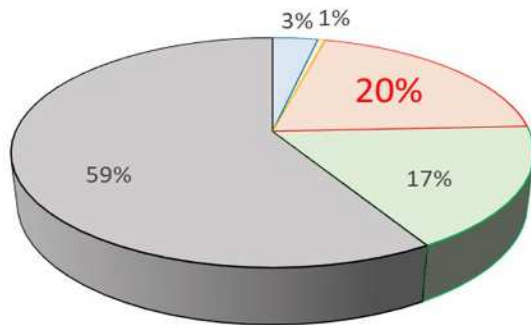
■後継者確保対策の実施状況（R5）

後継者確保対策	回答率
若手への声かけ	37.6%
複数組合員制	16.5%
交流会開催	12.9%
青年部の設置	6.5%
組織の活動紹介	5.9%
候補者リストの作成	4.7%
検討中	44.1%
何もしていない	25.9%

7割

（農業経営課調べ）

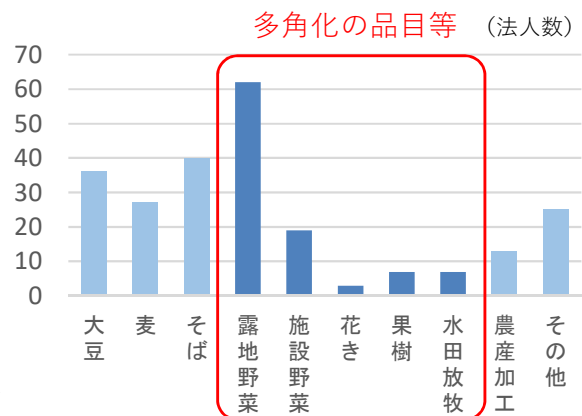
■集落営農組織の農地集積（田）の状況（R5）



■その他 ■新規就農 ■集落営農法人 ■認定農業者 ■担い手以外

（農業経営課調べ）

■集落営農法人の多角化取組状況（R5）



多角化の品目等（法人数）

（農業経営課調べ）

2. 5年後の目指す姿

- 集落営農法人の8割が経営多角化（園芸・畜産）を実践（R5：54.8%）
- 集落営農法人が毎年10法人設立（R2～R5平均：5.5法人/年）

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 集落営農組織の経営改善

①生産性の向上

集落営農組織の経営改善を図るため、経営の中心となる米では、省力・低コスト化技術の導入による生産コストの削減、気候変動に対応した品種転換、飼料用米や稲発酵粗飼料等の導入を進めます。

また、集落営農組織が米以外の品目で収益を確保するためには、排水対策や栽培管理の徹底、作業改善による労働時間の削減など、生産性向上に向けた取組が必要であり、生産技術指導や施設・機械の導入・共同化等の取組を進めます。



〈水田園芸の取組〉

②集落営農の法人化

農業者の高齢化、米価の低迷、資材価格の高騰が続く中、地域の農業・農地の維持に向けて、多角化・コスト削減などの経営改善とともに、後継者となる人材の育成や、他の農業者・法人への継承など、経営の継続性を高めていく取組のベースとして、集落営農の法人化を進めていきます。

③基盤整備の推進

集落営農の経営改善や水田園芸を推進していく上で、品目の選定や生産技術の習得だけでなく、作業性や生産性の改善に向け、農地の区画整理や排水対策などの基盤整備が必要となります。

また、集落営農組織の設立や法人化する上において、基盤整備の実施が大きな契機となっています。

このため、地域計画の話し合いに基づいて、農地中間管理事業も活用し、農地の集積・集約を進めるとともに、基盤整備に取り組み、関係機関が一体的にサポートすることで、経営の早期確立を目指します。



〈ほ場整備のイメージ〉

(2) 新たな人材の確保

①集落内外からの後継者確保

農村地域で人口減少や農業者の高齢化が進む中、特に中山間地域の集落営農組織で後継者を確保するため、構成員の世帯員はもとより、定年帰農者や地区外からの参入者、半農半Xなど、集落内外から幅広く人材を確保する取組を進めます。

そのため、これまで作業を経験したことがない後継世代などに対し、まずは作業への参加を誘導することから始め、将来的にオペレーター等として作業に従事できるよう、体系的な支援を行っていきます。



〈後継世代等による作業〉

②集落営農での雇用の確保

経営多角化による収益向上を図り、安定した経営と人材確保に取り組む集落営農法人には、集落営農法人が行う雇用者への研修を支援するとともに、農業経営・就農支援センターの専門家派遣事業等を活用し、税理士や社会保険労務士、中小企業診断士等のアドバイスを受けながら雇用が確保できるよう、積極的に支援していきます。

(4) 水田園芸の拡大

1. 取組の必要性（背景、問題意識）

- 島根県は全国の中でも農地に占める水田の割合が高く（水田率：島根81%、全国54%）、水田農業における収益性向上が農業経営の継続性を確保する上で重要です。
- 令和元年から、今後の需要拡大が見込まれ、機械化や省力化が可能な野菜を水田園芸6品目として掲げ、生産拡大や産地化を進めた結果、生産者数・面積ともに倍増しました。
- 一方、取組を進める中で、米栽培中心のは場選定や水田園芸6品目の栽培技術の不足等による反収の伸び悩み、収穫・調製などの不慣れな作業に多くの時間がかかっていることなど課題が顕在化しており、個々の取組は小さな規模にとどまっている状況です。
- このため、水田園芸の取組拡大に向けて、これまで取り組んできた排水対策の徹底などによる生産性の向上、機械の共同利用や調製施設の整備など、地域での共同化・分業化の仕組みづくりを更に進めるとともに、従事者の減少や高齢化が進展する中、作業受託などの労力補完の仕組みづくりを強力に推進し、規模拡大と新たな生産者の確保を進めていく必要があります。
- また、農業資材や輸送コストの上昇などを踏まえ、生産コストの低減を進めるとともに、市場価格に左右されない安定した経営を行っていくため、需要の増加が見込まれる加工・業務用向け野菜などの契約取引を拡大していく必要があります。

■水田園芸を導入し収益を確保している経営事例

○白ネギ(R5)

粗収益 (千円/10a) ^{※1}			経営費 (千円/10a) ^{※2}	利益 (千円/10a) ①-②
①	反収 (kg/10a)	単価 (円/kg)		
697	3,400	205	641	56

○アスパラガス(R5)

粗収益 (千円/10a) ^{※1}			経営費 (千円/10a) ^{※2}	利益 (千円/10a) ①-②
①	反収 (kg/10a)	単価 (円/kg)		
3,657	3,400	1,075	2,468	1,189

※1 補助金は含まない ※2 労働費を含む (産地支援課調べ)

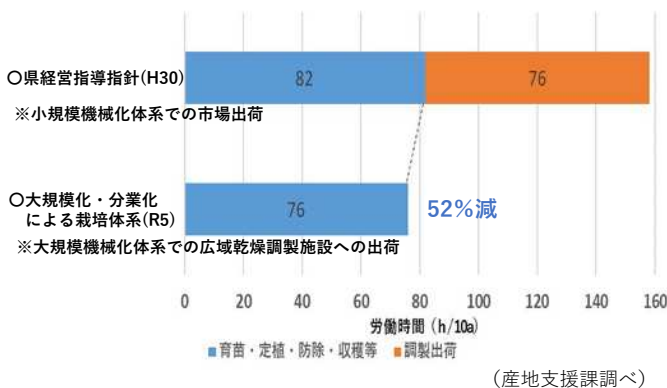
■担い手の反収の推移

	担い手の反収(kg/10a) ^{※1}					目標 (kg/10a) ^{※2}	目標 対比 (%)
	R2	R3	R4	R5	R2~R5 平均		
キャベツ	3,244	3,419	4,315	3,510	3,637	4,200	87%
タマネギ	4,023	3,983	3,531	3,409	3,674	4,800	77%
ブロッコリー	644	578	635	500	592	1,000	59%
白ネギ	1,581	1,760	1,630	1,597	1,645	2,100	78%
ミニトマト	10,352	10,899	11,027	8,449	10,182	5,800	102%
アスパラガス	717	1,282	1,617	1,904	1,385	600	46%

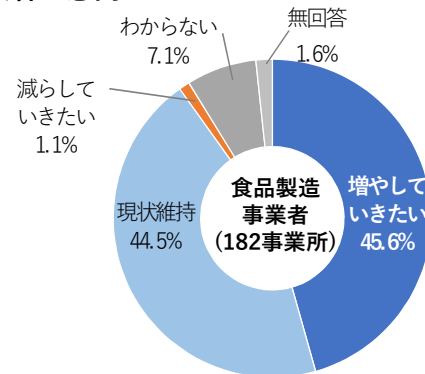
(出典：担い手の反収は産地支援課調べ、目標は農林水産省H20~H29年度「作況調査」の平均値、()は産地支援課で設定した目標収量)

※1 継続して反収を把握している担い手 ※2 全国収量

■地域での共同化・分業化により労働時間を削減している事例(タマネギ)



■国産の加工・業務用野菜の利用に対する食品製造事業者の意向



(出典：農林水産省「令和3年度加工・業務用野菜の実需者ニーズに関する意識・意向調査」)

2. 5年後の目指す姿

- 県推進6品目の取組面積を235ha (R5) から400haに拡大し、農業経営の持続性を確保

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 拠点方式による産地の形成、拡大

農業者が安心して水田園芸に取り組める環境を整えるため、生産から販売までを地域で共同化・分業化する「拠点方式」による産地化を推進します。

また、県推進6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス）は、需要が安定しており、今後も堅調に推移することが見込まれることや、機械化が進んだことにより作業の省力化も図れることから、引き続き推進品目に掲げ、取組の拡大を支援します。



〈拠点方式のイメージ（タマネギ）〉

(2) 生産性の向上

反収の伸び悩み、労働時間の過多などから小さな規模にとどまっているため、水田園芸で経営改善を図ろうとする意欲的な農業者を対象に、収量向上に向けた排水対策や栽培管理の徹底、作業改善による労働時間の削減などの取組を支援し、収益性の改善を図ることで、規模拡大を後押しします。

施設品目ではハウス整備費が高騰し、農業者の経済的な負担が大きくなっていることから、国事業等を活用したハウス整備の支援や、露地品目を組み合わせた経営を推進します。



〈排水対策を徹底するための研修会を開催〉

(3) 労力補完の仕組みづくり

タマネギやアスパラガスの栽培では、機械の共同利用やレンタル機械の整備、調製施設の整備など拠点方式による共同化・分業化の仕組みづくりが進んだ結果、栽培規模が拡大していることから、その他の品目でも拠点方式の取組が拡大するよう支援を強化します。

また、農作業従事者の減少と高齢化が進んでいることから、手間がかかる定植や収穫作業などの受託体制の整備など、労力補完の仕組みづくりを推進します。



〈調製・出荷作業を受託する共同選果場を整備（アスパラガス）〉

(4) 安定的な販路の確保

キャベツ等では、加工業者等との契約取引による安定販売に取り組んでいますが、収益を確実に上げていくためには、実需者から求められる定時・定量などの計画出荷に対応していくことが必要です。このため、加工・業務用の栽培管理の徹底を図り、収量・品質の安定化を進めます。

また、安定した経営を行っていくため、加工・業務用向けの販路確保や輸送コストの低減につながる県内の1次加工施設での利用拡大や施設整備など、契約取引の拡大に向けた支援を強化します。



〈生産コスト低減に向けた鉄コンテナによる加工・業務用向け出荷（キャベツ）〉

(5) 産地の形成、拡大に向けた関係機関との連携

関係機関と連携し、農業者とともにこれまでの取組を検証し、生産性の向上や共同化・分業化などの仕組みづくり、担い手の確保など産地の将来像を明確にして、産地の形成、拡大を図ります。

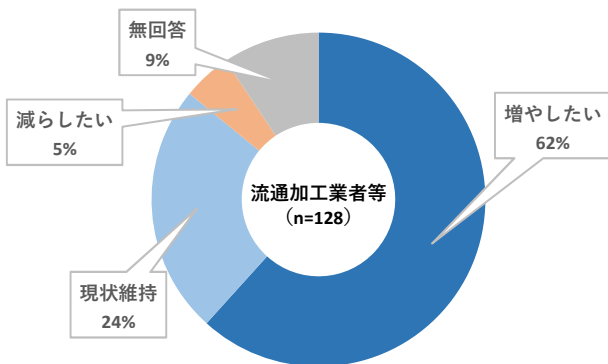
また、広域の調製施設の整備など共同化・分業化の仕組みづくりや契約取引の拡大に向けた加工・業務用向けでの販路確保、計画出荷などの取組を進めていきます。

(5) 有機農業の拡大

1. 取組の必要性 (背景、問題意識)

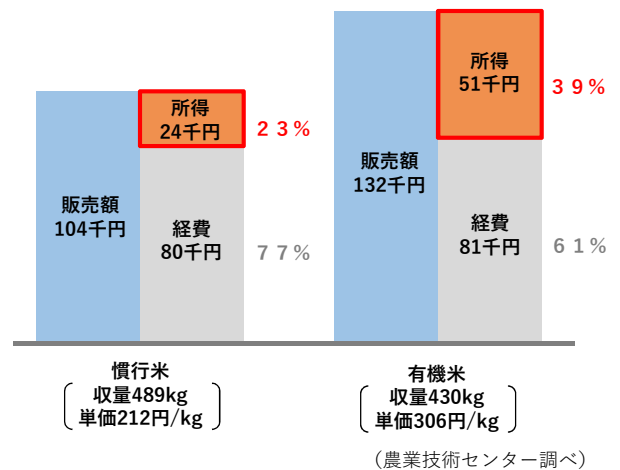
- 食に対する安全・安心のニーズが一層高まる中で、環境保全にも配慮した有機農業に対する需要は、今後も更なる伸びが確実に見込まれています。
- 有機農業は契約販売等により、安定した収益が確保でき、高騰する化学肥料や農薬の使用も抑えることができるため、全国的に取組が拡大しています。
- 特に有機米については、近年の資材高騰を踏まえ、米の収益性の向上に向けて取組が拡大しており、10haを超える大規模な生産も始まりました。一方、更なる規模拡大に向けた課題として、多くの生産者が乾燥・調製を自前で行っていることや、慣行栽培からの転換に新たな設備投資などが必要であることから、今後は、機械や施設の共同化等の取り組みやすい環境づくりが必要です。
- また、有機野菜については、比較的生産し易い葉物野菜を中心に生産されてきましたが、全国的に有機野菜の生産が拡大した結果、葉物野菜が飽和状態となってきました。一方、小売店からは葉物野菜以外の果菜類、根菜類の生産を求められており、こうした品目の生産技術の確立と生産拡大に向けた産地づくりを進めていく必要があります。

■全国の流通加工業者等における今後の有機農産物等の取扱意向 (回答数128)

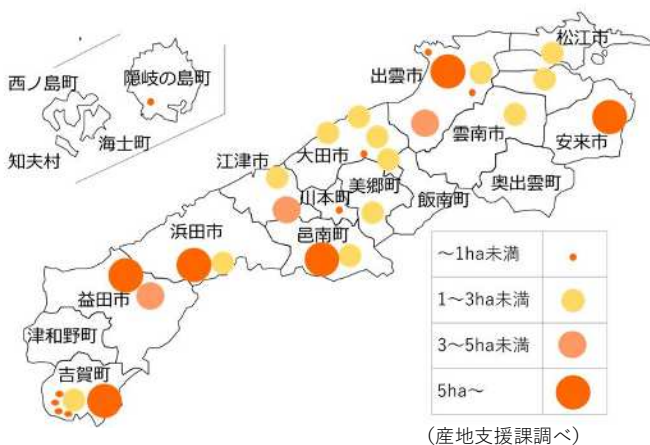


(出典：(株)マイファームほか「有機農業推進総合対策緊急事業『令和5年度有機農産物の販路拡大に関するアンケート調査報告書』(令和6年3月))

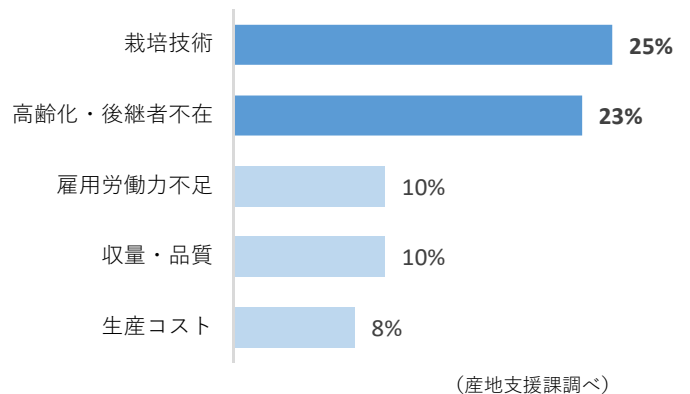
■有機米と慣行米の収益性 (10a当たり) (R5)



■有機米の規模別有機JAS認証事業者分布 (R5)



■有機JAS認証取得者(野菜)の栽培面での主な課題 (R5：回答数73※複数回答)



2. 5年後の目指す姿

- 有機JAS認証ほ場の耕地面積に占める割合1.5%以上を達成 (R5：0.79%)
 <参考指標>
 ・有機JAS認証面積284ha (R5) から550ha (R11) に拡大

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) マーケットインの視点での有機農産物の生産

有機農業の推進にあたっては、有機農業に取り組む生産者の経営が成り立つようにしていくことが重要であり、マーケットインの視点で県産有機農産物の価値を評価していただける実需者との取引の拡大を進めていきます。

産地づくりに向けたPRや販売促進、県産品へのアドバイスなどに協力いただける「パートナーシップ連携協定」締結企業などと連携し、実需者ニーズや流通事業者の情報を把握し、求められる品目等が生産現場で栽培できるよう、生産から販売までの一体的な取組を強化します。

首都圏への販路拡大にあたっては、荷物の集約化等により、物流コストの低減の取組を支援します。

また、第三者機関が認証し「有機」の表示ができ、消費者や実需者に強い訴求力のある「有機JAS認証」の取得を継続して支援します。



〈販路の確保・拡大に向けて実需者の産地訪問の実施〉

(2) 有機農業の産地形成

有機農業の生産拡大に向けて産地づくりの拡大に取り組みます。

有機米では、米卸等から求められるロットを確保するため、専用苗の供給体制や除草機械の共同利用、乾燥調製施設の整備などに加え、品種による作期分散や追肥の省力化技術の導入などにより、すでに取り組んでいる農業者の規模拡大や新規栽培者の確保を進めます。

有機野菜では、小売店等から求められる果菜類や根菜類の導入・拡大を進めるため、地域に適した品種や作型を検討し、栽培技術の確立に取り組み、早期の普及を図るとともに、作業の省力化や規模拡大に向けて、機械化体系の確立や調製作業の共同化など、地域での仕組みづくりを支援します。



〈有機農産物に表示できる「有機JASマーク」〉

(3) 有機農業の担い手の確保・育成

有機農業の産地形成に向けて、新たな担い手の確保を加速化するため、有機栽培の実証など試行的な取組や、機械レンタルの仕組みづくりなど、慣行栽培からの転換を促す地域での取組を支援し、農業者が安心して有機農業に取り組める環境を整備します。

産地の将来の担い手となる就農希望者が着実に就農し、早期に経営の安定化が図られるよう、就農パッケージの作成や新規就農者の育成に理解のある農業法人等と連携して行う研修など、市町村やJAなど関係機関と連携して、栽培技術と農業経営の支援を行うサポート体制を整えます。



〈実需者ニーズの高い品目（ブロッコリー）の導入〉

(4) 有機栽培における生産安定技術の確立・普及

収益確保に向けて、慣行栽培の8割以上の反収が確保できる栽培技術の確立・普及を図ります。

米では、新規栽培者や経験の浅い農業者等を対象に、有機栽培で課題となる除草対策や水管理などの技術指導を徹底します。

野菜では、果菜類や根菜類などの産地化を進める生産者を対象に、育苗技術や病害虫対策、排水対策などの技術指導を徹底します。



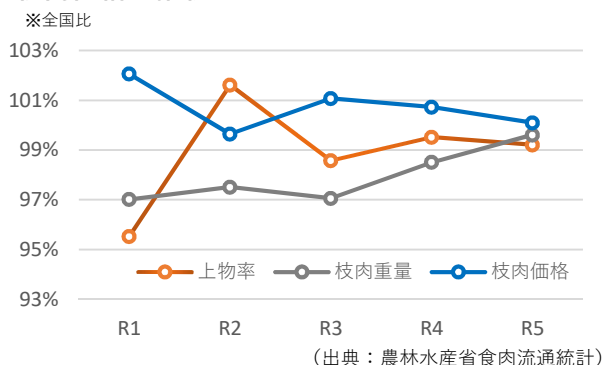
〈研修会による有機栽培技術の習得〉

(6) 肉用牛生産の拡大

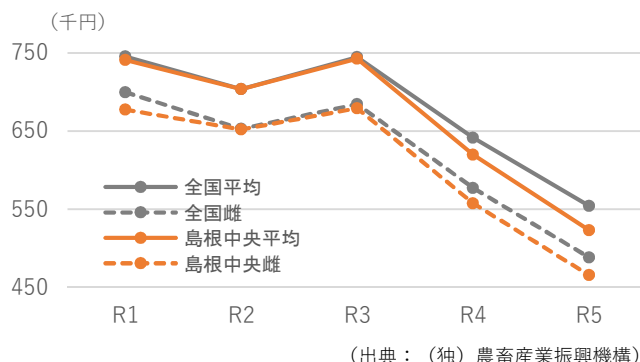
1. 取組の必要性 (背景)

- 第1期計画では、優れた子牛を作っていくために繁殖雌牛の能力の向上や大型農場と連携した種雄牛造成などに取り組み、鹿児島全共での肉質日本一の獲得やスーパー種雄牛「暁之藤」の造成などの成果を得ることができました。産地間競争を勝ち抜き持続的に発展していくためには、消費者ニーズを先取りしながら肉用牛の改良を一層進めて行く必要があります。
- 雌牛の肉質能力の改良が進んだこともあり、枝肉価格は全国平均以上を達成しましたが、子牛価格、とりわけ雌子牛の価格がまだ劣っています。肥育用に仕向けられる雌子牛だけでなく、次世代の繁殖雌牛として評価される雌子牛づくりが重要です。
また、子牛価格の向上を図るためには、しまね和牛の認知度を更に高め、販路の拡大など需要を喚起することも重要です。
- 島根県は全国と比べても飼育規模10頭未満の畜産経営体の割合が大きく、後継者不在などの要因により農家戸数の減少が続いており、生産を拡大していくために、安定した経営を目指す繁殖専門農家を増やすことが重要であり、こうした担い手に絞って集中的に育成を進めていく必要があります。
- また、足腰の強い繁殖専門農家の育成には、島根県の強みである放牧や水田産粗飼料を有効に活用した「低コスト生産」がインセンティブとなります。輸入飼料の高騰を逆手にとりながら、畜産農家が主導する新たな耕畜連携の体制づくりに取り組む必要があります。

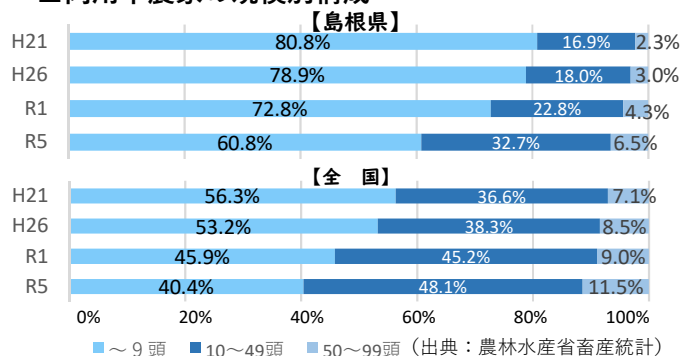
■ 枝肉価格の推移



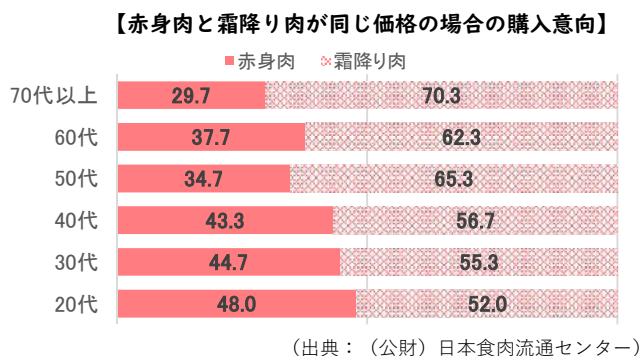
■ 子牛価格の推移



■ 肉用牛農家の規模別構成



■ 和牛肉のニーズ調査



2. 5年後の目指す姿

● 和牛子牛の年間生産頭数9,000頭を達成 (R5：8,039頭)

< 参考指標 >

- ・ 繁殖を30頭以上飼養する農家戸数の増加 (R5：63戸 ⇒ R11：90戸)
- ・ 雌子牛の取引価格を全国平均レベルに向上 (R5：島根中央465千円 ⇔ 全国488千円)
- ・ 島根県産肉用牛の輸出の拡大 (R5：330頭 ⇒ R11：800頭)

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 肉用牛の生産構造の転換

県内子牛市場に上場される子牛は、小規模繁殖農家産が太宗を占めて来ましたが、高齢化等の影響で漸減しており、これまでは、この減少分を既存の繁殖主業農家や酪農家が生産を拡大することで補われてきました。

今後、上場頭数の減少を補い、先を見据えた改良を行うためには、県内の各地域に繁殖を主業で行う農家を育成することがポイントになります。小規模兼業農家の協力のもとで、30頭以上の繁殖主業経営を育成し、生産構造を転換していく必要があります。

(2) 牛肉の新たな評価指標の導入

これまでの“サシ”中心の評価から、オレイン酸含量など“美味しさ指標”による評価へシフトすることが見込まれます。島根県では、赤身と霜降りのバランス（小ザシ）が味や食感に影響することに着目し、県独自で新たな美味しさ評価指標を確立し、プレミアムブランドを立上げます。

BMS No.9		BMS No.12	
MUFA	47.8	MUFA	57.0
粗脂肪含量	59.5	粗脂肪含量	69.6
タンパク含量	9.4	タンパク含量	7.0
細かさ指数	2.06	細かさ指数	2.24
相対脂肪含有量	2.1	相対脂肪含有量	2.6

BMS No.9		BMS No.12	
MUFA	53.5	MUFA	55.9
粗脂肪含量	41.8	粗脂肪含量	49.9
タンパク含量	13.5	タンパク含量	11.4
細かさ指数	3.06	細かさ指数	3.69
相対脂肪含有量	-1.8	相対脂肪含有量	-2.0

〈A5等級の牛肉の比較〉

同じA5等級でも荒ザシ(上段)、小ザシ(下段)の違いで粗脂肪含量 = 赤身肉の量が大きく違い、小ザシが美味しいと評価

(3) ニーズを先取りした種雄牛の造成

島根県では、令和6年に（一社）家畜改良事業団と「肉用牛の改良に関する包括的連携協定」を締結しました。

種雄牛の造成や改良技術の研究、人材育成等を連携して進めることで、新たな評価指標等を活用した次世代種雄牛の造成に取り組めます。

(4) 繁殖牛として評価される雌子牛の生産

島根県の課題である雌子牛の価格を向上させるため、繁殖素牛として評価される交配の推進や全国3例目となる牛伝染性リンパ腫フリーの雌子牛の上場を支援します。

また、繁殖能力を評価する技術の活用や能力の高い雌牛の導入を支援します。



〈種雄牛「暁之藤」号〉

県内の大規模農場、事業団と連携して造成した肉質能力全国トップ（R6）の種雄牛

(5) 県産肉用牛の認知度（販路）の拡大

県内の観光・飲食事業者との連携による県外消費者の認知度向上や、輸出やインバウンド対応による海外消費者への販路の拡大を推進します。



〈食肉会社からの輸出〉

R6年より、島根県食肉公社からの県産肉用牛の定期輸出を開始

(6) 持続可能な生産体制

第1期計画の放牧に加え、安来市や大田市の畜産農家が主導する耕畜連携をモデルに、水田粗飼料に立脚した生産構造への転換を促進します。

(7) 全国和牛能力共進会への出品対策

令和4年の鹿児島全共につき、令和9年に開催される北海道全共で、肉牛の部門に加え、種牛の部門でも上位入賞することを目指し、出品希望者への支援を強化します。



〈鹿児島全共での上位入賞者〉

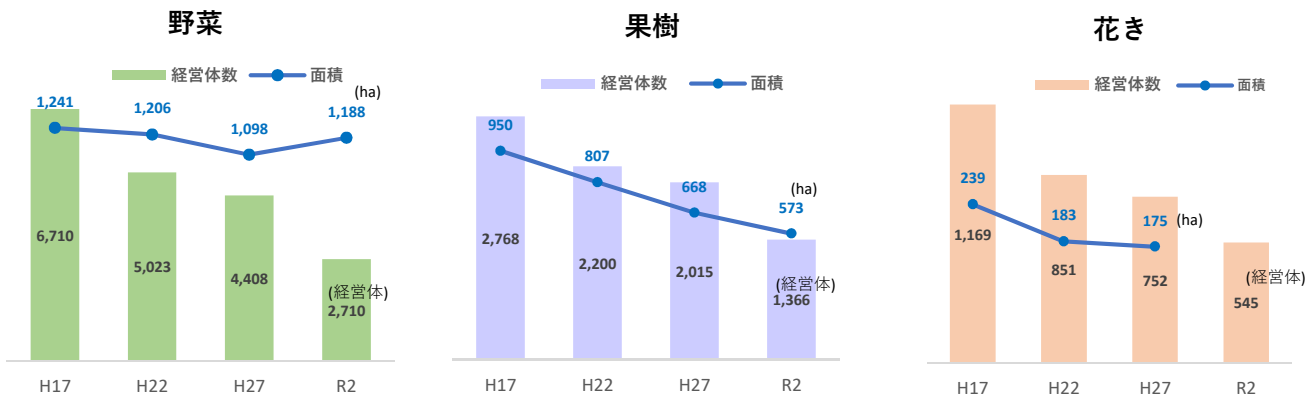
第6区総合評価肉牛群で1位、高校の部で4位を獲得

(7) 地域主導による産地の拡大

1. 取組の必要性（背景）

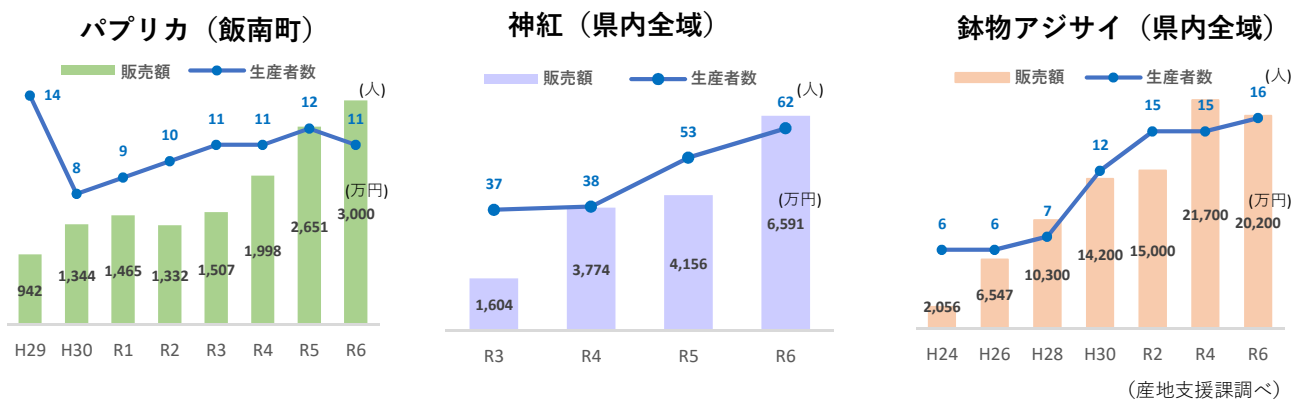
- これまで県内各地において、地域資源や環境等に応じた地域独自の品目栽培や産地形成が行われており、「作ったものを売る」というプロダクトアウトによる生産においては、既存生産者による生産量のアップにつながる設備投資や技術改善など生産に注力した取組が長年続けられてきましたが、結果として生産者の所得向上につながらず、担い手の確保もできないまま、産地自体が衰退し、競争力が十分に発揮できなくなっている産地があります。
- 県では、産地としての競争力を高めていくため、ターゲットとする販売先のニーズに対応した品目を生産・販売していくマーケットインの取組が重要であると考え、令和2年度からマーケットインの視点で策定された「産地ビジョン」の実現に向けた産地の取組を支援してきました。
- こうした取組の中で、産地としてのビジョンを明確に持ち、生産者自らが販売戦略、生産技術改善、新規就農者を含む生産者の確保等に取り組んできた産地は、確実に売上が向上し、産地規模が拡大しています。
- 県では、重点的に推進する水田園芸や有機農業等に限らない他品目に対しても、「産地ビジョン」に基づき、販売・生産技術改善、担い手確保等に生産者主体で取り組む産地に対して、関係機関との役割分担のもと、持続可能な産地づくりを支援します。

■経営体数と作付（栽培）面積の推移



(出典：農林水産省「農林業センサス」)

■第1期計画で産地づくりに取り組んだ主要産地の取組状況



(産地支援課調べ)

2. 5年後の目指す姿

- 地域主導の産地づくり (R7～11年度) による新規生産者を50人以上確保

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 地域資源を活かしたマーケットインの取組の推進

持続可能な産地づくりに向けて、1次加工や直接販売、海外への輸出、地産地消、未利用資源の活用など、ターゲットとするマーケットのニーズに対応した生産・販売や、取組は小さくても、地域の特色を活かしながら、新たな取組を行おうとする地域主導の産地づくりを支援します。

(2) マーケットインの視点での「産地ビジョン」づくりの推進

産地づくりのためには、マーケットインの取組により、どんな品目を作るか、どういう付加価値をつけるか、どういう売り方をするか、ということについてまず検討し、生産・販売の拡大や将来に向けて必要とする担い手の確保を中長期的な戦略をもって進めていくことが重要となります。このため、

「マーケットインの視点で、何を生産し、誰が、どのように販売していくか」
「将来に向けて産地に必要な担い手が何人必要で、誰が、どのように確保していくか」
「産地形成に必要な生産技術、しくみや施設・機械を誰が、どのように整備していくのか」
などを産地の中で、生産者、関係機関が議論し、総意のもとに策定される「産地ビジョン」づくりを支援します。

(3) 産地ビジョンの実現に向けた役割分担の明確化

策定された「産地ビジョン」の実現に向けては、

- ① 産地の生産額（販売額）が増加する
- ② 生産体制・担い手確保のための体制が構築される
- ③ 産地に新たな担い手（新規就農者等）が継続的に参入する

という3つの柱となる取組が必要となります。

これらの生産者の取組に対して、販路開拓や栽培技術指導、新規就農者確保対策、生産基盤の整備など、市町村・JA・県等の各関係機関の役割を明確にして産地づくりを支援します。



〈産地ビジョンづくりの様子〉

(4) 県の役割

産地が主体的に策定した「産地ビジョン」に基づき、県として支援が必要な産地に対しては、マーケットインの視点で消費者や実需者のニーズに対応した生産が進められるよう、以下の支援を行います。

- ・産地づくりに必要な生産技術の向上のための試験研究や現場指導
- ・産地を担う中核的な担い手の経営改善の支援
- ・就農パッケージや就農相談による新規就農者の確保や就農支援
- ・販路の確保・拡大のための販売活動の側面的支援
- ・モデル性のある産地に対するソフト・ハード事業による支援（国事業・県単事業等）



〈販路拡大活動の様子（市場における予約販売）〉



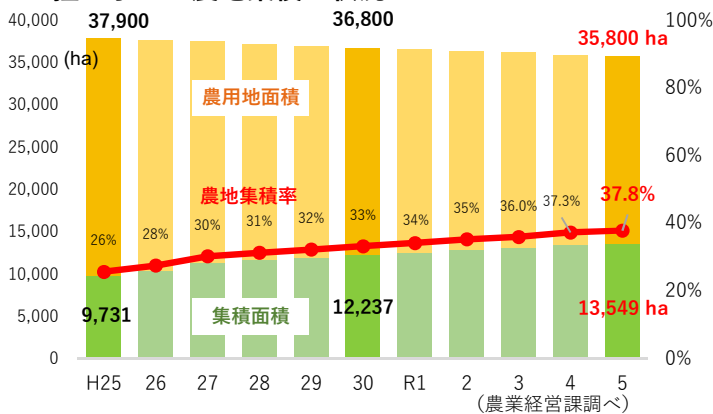
〈就農パッケージ例〉

(8) 生産性の高い米づくりの確立

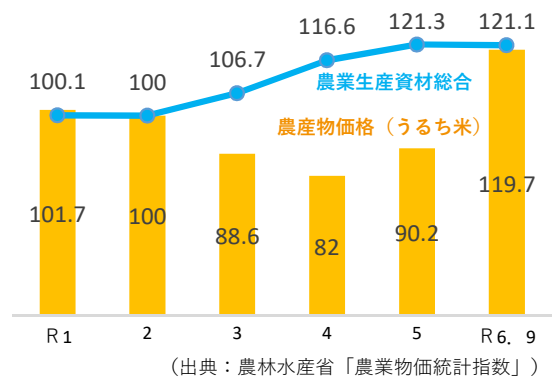
1. 取組の必要性 (背景)

- 米(主食用米)は、島根県の農作物作付面積の6割を占める基幹品目であり、農業経営だけでなく、農村環境の維持にとっても重要です。
- しかしながら、全国の主食用米の需要量は、ここ数年毎年約10万トン(1%以上)減少し米価はこの30年で約40%下落しています。令和6年度は様々な要因が重なり米価が高騰しましたが、今後、日本全体で人口減少が加速することが見込まれており、需要の減少から更なる米価の下落も懸念されるなど、島根県の米づくりは決して楽観視できるものではありません。
- また、小規模農家を中心に、低い収益性や生産者の高齢化による後継者不足等により、生産が縮小しています。さらに近年は、気象変動等による収量・品質の低下、資材価格の高騰、労働力不足など、稲作経営の環境が厳しくなっており、島根の米づくりの大宗がそれを乗り越えていけるようにしなければ、島根県の農業、農村の存続自体が危ぶまれる事態にもなりかねません。
- そのためは、需要やマーケットニーズに対応した産地ごとの創意工夫を前提としつつ、担い手に農地の集積を図り、それら担い手が米づくりの大宗を担う構造への転換を進めながら、米の生産そのものについても、気候変動や労働力不足に対応した先進技術の導入や品種選択などにより一層の生産性向上を図り、強靱な経営体質の確立を目指す必要があります。

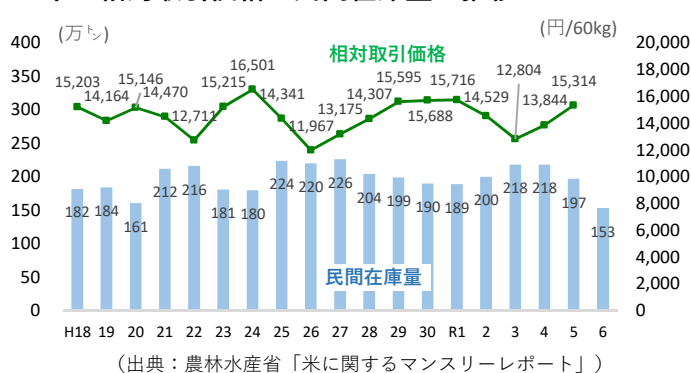
■担い手への農地集積の状況



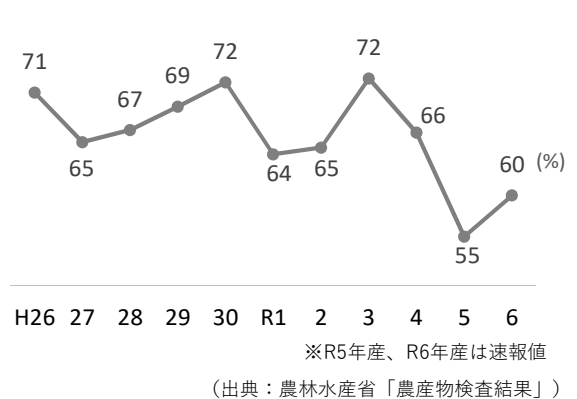
■農家販売価格と農業生産資材総合の推移
※R2年度を100とした指数



■米の相対取引価格と民間在庫量の推移



■島根県における1等米比率の推移



2. 5年後の目指す姿

- 県内の主食用米の生産面積のうち、担い手の米づくりシェアを3分の2以上にする (R5：47%)
- 収益性向上に意欲のある担い手が主食用米の単収520kg/10aを達成 (R5：450kg/10a)
- 収益性向上に意欲のある担い手が主食用米の1等米比率80%を達成 (R5：66%)

3. 今後の取組の概要とポイント

○ 取組の方向性

第1期計画では担い手への農地の集積・集約化を図り、低コスト化技術を導入したコスト低減による経営体質の強化を目指し、活動を展開してきました。

しかし、物価高騰や気候変動など、担い手の経営を取り巻く環境が厳しくなる中、反収や品質、作業効率などの生産性を向上させ、利益を確保することが経営安定のために必要です。このため、これらの取組を重点的に進めます。

(1) 担い手への農地の集積・集約

島根県の農業・農村の維持・発展には、担い手の経営安定・拡大が必要です。集落営農法人、稲作を主とする法人、稲作を主とする経営面積10ha以上の認定農業者を担い手に位置付け、「早期に30ha以上の経営規模が確保」できるよう地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化や、経営基盤の強化を進めます。

(2) 生産性の向上

生産コスト削減や労力不足への対策を目的とした省力化・低コスト化技術の導入推進に加え、生産性向上のため、肥培管理の徹底や、収量性や品質に優れた「きぬむすめ」等への品種転換を推進し、担い手の収益確保を支援します。

また、消費者等と結びついた特色ある米の安定的な生産対策や販路確保対策、業務用実需者と結びついた多収穫米の導入など、担い手経営の安定につながる取組を進めます。



〈ドローンによる省カ・低コスト〉

(3) 気候変動等への対応

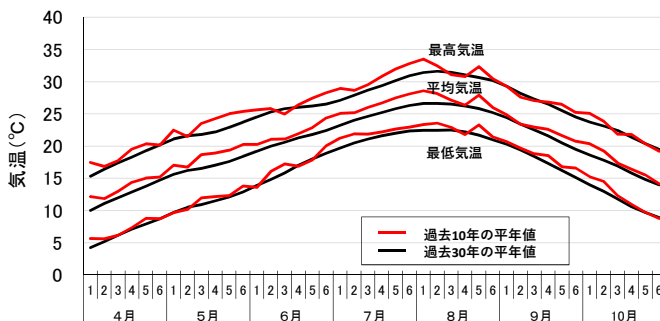
温暖化の影響により、米づくり期間中の気温が急激に上昇しており、著しく米の品質が低下し、担い手の収益性が悪化しています。

このため、気候変動に対応した生産安定技術の徹底や高温登熟性に劣るコシヒカリからの品種転換（つきあかり、つや姫、きぬむすめ）、高温登熟性に優れた新品種の育成・普及に取り組みます。

また、気候変動に伴って、新たな病害虫の発生リスクも高まっており、全国の発生情報の収集に努め、農業団体と連携し、迅速な対応ができる体制を構築します。



〈高温による品質低下〉



※過去10年の平均値は、過去30年に比べ上昇しています。(出雲のアメダスデータ)



※イネカメムシ

全国や島根県で発生が急速に拡大している害虫

〈気候変動による新たな病害虫の多発〉

(4) 水田を有効に活用した経営安定の推進

収益性の高い米づくりの取組を推進しつつ、担い手の経営規模や労働力、地域の生産体制等に応じて、戦略作物（麦・大豆、飼料作物、飼料用米、稲発酵粗飼料等）や水田園芸品目等を組み入れた水田の活用提案や当該作物の安定生産に取り組み、担い手の経営の安定化を図ります。



〈稲発酵粗飼料による水田の有効活用〉

(9) 地域農業の維持・発展

1. 取組の必要性 (背景)

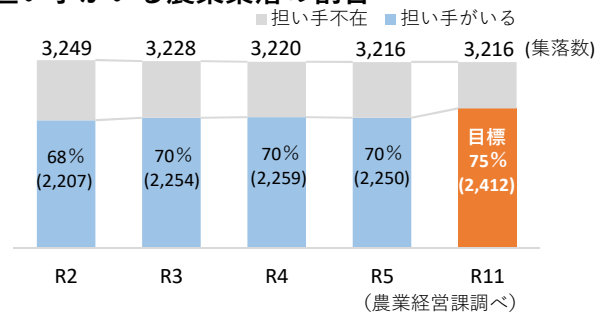
- 生産者の高齢化等により農家数が急激に減少する中、多くの集落で担い手やその後継者を確保できず、農業生産の減少だけでなく、農地の荒廃や農村生活環境の悪化が懸念されます。
- これまで担い手不在集落の解消に取り組んできましたが、近隣の担い手のカバーや集落営農組織の設立などにより解消が進む一方、新たに担い手不在集落となる集落も出てきています。
- 一方で、これまで担い手不在集落が解消された事例を検証すると、その多くが、担い手不在集落を含めた広域的なエリアで営農維持などの取組を実践していることがわかりました。
このため、R5年度から始まった地域計画においても、集落を越えた広域的なエリアで将来の農地利用の姿を地図化し、それを実行する取組が進んでおり、このエリアを基本としながら、地域農業の維持を図っていく必要があります。
- また、条件不利地の多い本県の農業は、担い手に加えて、それ以外の農地の受け手や、集落営農のオペレーターとなる人材、畦畔管理等の地域の共同活動に参加する人材などが、協力・分担して取り組むことで成り立っていることから、地域の営農維持を進めていくには、こうした人材の確保を進めていくことが必要です。
- 今後は、地域計画の取組をベースとしながら、担い手不在集落も含めたより広域的なエリアで、地域の営農維持のための取組や、地域が必要とする農業人材の確保について検討を進め、担い手不在集落の解消や発生抑制を進めていきます。

■ 県の取組による広域での担い手不在解消の状況 (R5末累計)

	集落営農設立	近隣担い手連携	定年帰農等確保	合計
不在解消集落	26	37	16	79
単独集落の取組による解消	4	—	8	12 (15%)
複数集落の取組による解消	22	37	8	67 (85%)

(農業経営課調べ)

■ 担い手がいる農業集落の割合

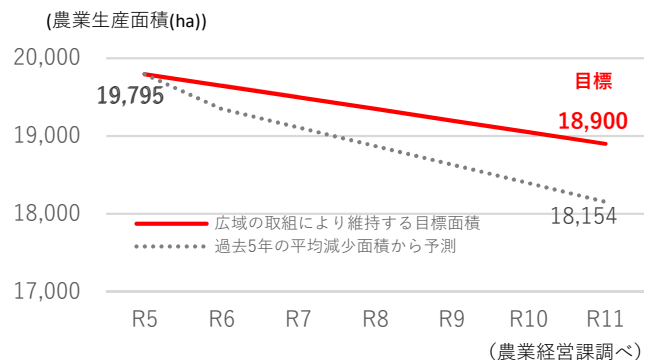


■ 地域計画策定予定数 (R6年11月時点)

(単位：地区)			
松江市	76	雲南市	25
浜田市	68	奥出雲町	9
出雲市	28	飯南町	15
益田市	28	川本町	2
大田市	63	美郷町	13
安来市	20	邑南町	17
江津市	9	津和野町	9
島根県計		411	

(農業経営課調べ)

■ 農業生産面積 (水田) の減少予測と目標面積



2. 5年後の目指す姿

- 10年後に農業集落の80%で担い手がいることを目指し、5年後に75%で担い手がいる (R5: 70%)
- 地域の農業生産面積 (水田) 18,900haを確保する (R5: 19,795ha)
- 58地区が多様な農業人材の確保に取り組み、営農維持を実践している
⇒ 広域での営農維持の体制づくりに取り組む地域数 (R5: 5地区)

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 広域で営農維持や多様な農業人材確保に取り組む体制づくり

担い手不在集落を含めた広域的なエリアで、地域の担い手や日本型直接支払制度に取り組む農業者、地域住民等が参加して、地域ビジョンや地域計画見直しの検討を進めるとともに、その場に、県や関係機関が参加して、担い手への農地の集積・集約化をはじめ、地域の営農維持や、多様な農業人材の確保などの取組を提案します。

また、地域ビジョンや地域計画の実現に向けた地域の実践活動を伴走支援し、地域全体で営農を維持する体制づくりを進めます。

①地域の営農維持のための取組

ア 広域での作業受委託体制づくり

担い手だけでなく、日本型直接支払制度の協定組織や、地域の農業者を含めて、地域全体の営農をサポートする取組として、例えばドローン防除など、広域での作業受委託の体制づくりを進めます。

イ 地域の農業者による担い手のサポート

地域の営農維持に向けて、担い手が広域で農地を引き受けやすくしていくため、日本型直接支払制度も活用しながら、地権者等が、畦畔や水路の維持管理などを協力・分担して行い、担い手の経営を補完する取組などを進めます。

②地域が必要とする多様な農業人材の確保

ア 農地の受け手となる中規模農業者の確保・育成

県全体では、経営が成り立つ規模である、経営面積5ha以上の経営体の経営耕地面積が増えていることから、こうした農地の受け手となる農業者として、定年帰農者や、親からの経営継承により専門的な農業を目指す者など、中規模農業者の規模拡大を支援します。

イ 地域の営農維持に必要な多様な農業人材の確保

地域で営農維持の取組を進めるには、作業受託のオペレーターや、日本型直接支払制度の事務担当などの人材が必要になることから、特定地域づくり事業協同組合の活用や、自営農業又は集落営農組織への参加との組み合わせなど、多様な形で地域農業に関わる人材の確保を進めます。

(2) 営農維持のベースとなる日本型直接支払制度の取組推進

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による地域の共同活動は、県内の農地面積の6割をカバーしており、今後も、担い手不在集落を含めた広域的なエリアで地域の農業・農地の維持を進めていく上で不可欠な取組であるため、第1期計画から継続して営農維持のベースとなる日本型直接支払制度の取組を進めていきます。

(3) 地域農業を維持するためのきめ細やかな基盤整備の促進

中山間地域等の生産条件が不利な農地は、担い手等による農地の引き受けが進みにくいことから、地域計画に基づき、担い手不在集落の解消や発生抑制に取り組む中山間地域等において、担い手等への農地の集積・集約化が進むよう、市町村等が実施する基盤整備（農地耕作条件改善事業）に合わせて、事業費の地元負担分を県事業（県単農地集積促進事業）により軽減し、耕作条件の改善を促します。

< 広域での営農維持・多様な農業人材確保の取組フロー >

STEP① 広域エリアでの地域ビジョンや地域計画の話し合い



（図表も参照）



STEP② 地域ビジョンや地域計画の実現に向けた取組の実践

■ 地域ビジョン実現に向けた取組実践事例

▶ 地域の営農維持の取組例①

【広域でのドローン防除受託の体制づくり】

- 公民館エリアで集落営農組織と中山間直払協定の11組織が連携して農作業の受託会社を設立
- 地元の多様な人材をオペレーターに起用してドローン防除作業を受託し、地域の営農をサポート



▶ 多様な農業人材の確保例①

【地域と定年帰農者の協力による農地維持】

- 40代後半に会社を退職して帰郷し、他の担い手や地域の農業者と話し合いを重ねながら、複数の集落で農地を引き受け
- 今後の農地維持に向けて、地域の農業者と基盤整備も検討中



▶ 地域の営農維持の取組例②

【日本型直接支払制度を活用した畦畔草刈体制づくり】
（草刈り支援隊の結成）

- 多面的機能支払エリアの15名で草刈り支援隊を結成し、9集落で高齢者等の草刈りを支援して地域の農地維持に貢献



▶ 多様な農業人材の確保例②

【半農半Xから地域の担い手へ】

- 田舎暮らしと有機農業の実践を目指して1ターン
- 少量多品目野菜と配送業の半農半Xで就農し、その後、先に就農した夫とともに農業專業となって地域農業をけん引



営農維持のベースとなる日本型直接支払制度（中山間・多面）の取組推進

- 日本型直接支払制度による地域の共同活動は、県内の農地面積の6割をカバーしており、今後も、担い手不在集落を含めた広域のエリアで地域の農業・農地の維持を進めていく上で不可欠な取組

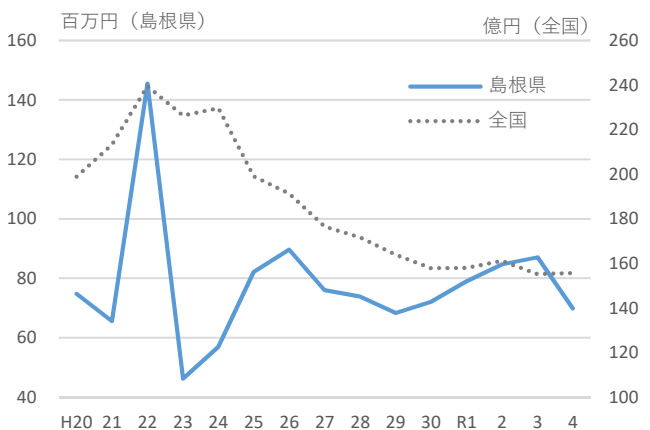
	R2	R3	R4	R5
農振農用地区域内の農地面積	40,406	39,964	39,909	39,850
日本型直接支払取組面積（重複除く）	24,976	24,950	25,032	25,109
カバー率	62%	62%	63%	63%

(10) 鳥獣被害対策の推進

1. 取組の必要性（背景）

- 野生鳥獣による被害は、クマによる人的被害や、シカ等による森林被害など様々なものがありますが、鳥根県におけるもっとも大きな課題はイノシシによる農作物被害です。被害額はこの10年間7千万円前後で推移しています。
- また、イノシシ被害以外にも、中国山地におけるニホンジカ被害の拡大、県中央部を中心としたニホンザルの群れの発生、主として県西部におけるツキノワグマによる人的被害など、対策を怠れば、将来的に更に被害が拡大する可能性があります。
- 地域における鳥獣被害対策を担う新規狩猟免許保有者は、平成20年度以来の4,000人超となり着実に増加している状況ですが、新規免許取得者が鳥獣を捕獲する上で必要な実践的な捕獲技術を学ぶ機会が不足しており、有害捕獲に従事する人材確保と捕獲を安定的に実施するための体制構築が課題となっています。
- 引続き、農業者（地域・集落）を中心に関係者が連携して対策を進めるためにも、県が主体的な役割を担いつつ、これまで以上に市町村との連携を強化し、「地域計画」や「市町村被害防止計画」と連動した支援を実施していく必要があります。

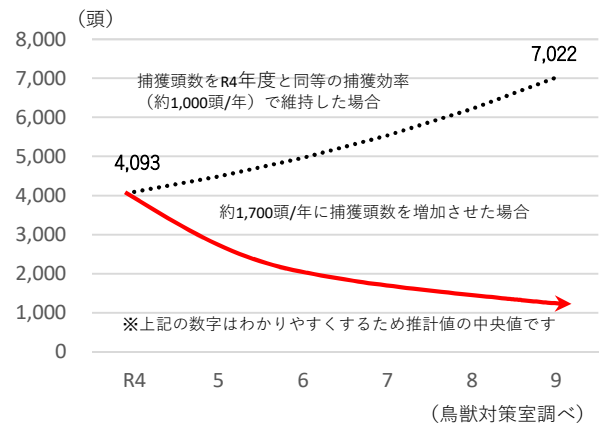
■野生鳥獣による農林作物被害額の推移



(出典：農林水産省「野生鳥獣被害調査」)

■ニホンジカの生息頭数予測と捕獲

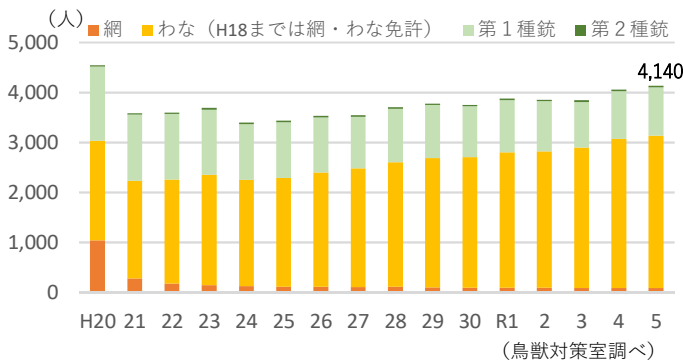
・生息頭数予測



※上記の数字はわかりやすくするため推定値の中央値です

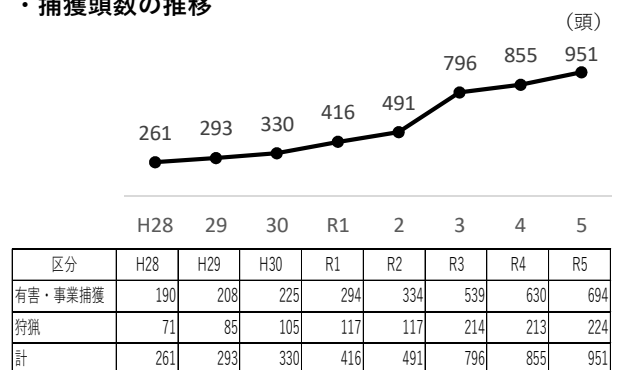
(鳥獣対策室調べ)

■狩猟免許保持者の推移



(鳥獣対策室調べ)

・捕獲頭数の推移



区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
有害・事業捕獲	190	208	225	294	334	539	630	694
狩猟	71	85	105	117	117	214	213	224
計	261	293	330	416	491	796	855	951

(鳥獣対策室調べ)

2. 5年後の目指す姿

- 農業生産の拡大や収益性の向上、地域農業の維持・発展の取組における鳥獣被害額をゼロ
- 中国山地におけるニホンジカの捕獲体制構築や広域的な捕獲の実施等により、被害額ゼロ
- 加害レベルの高いニホンザルの群れ（加害レベル5）をゼロ

※加害レベルとは、ニホンザルの群れの状況に応じてレベルを設定したもの

加害レベル5は、群れ全体が頻繁に出没し、生活環境被害が大きく、人身被害等の恐れがある状態

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 「地域ぐるみの鳥獣被害対策」の更なる推進

これまで、侵入防止柵の設置・管理、農地周辺の草刈りなどの「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進め、対策が浸透した地域では確実に被害減少につながっています。

今後は、県や市町村が行う水田園芸などの産地づくりや、中山間地域等における営農維持・発展の取組に併せ、「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を重点的に進めます。



<地域での鳥獣被害対策検討会>

(2) 新たな鳥獣被害対策

① 中国山地のニホンジカによる農林業被害が増加してきていることから、各市町でシカ捕獲体制の構築を進め、シカ捕獲等の取組を推進してきました。

引き続き、関係市町でのシカ捕獲体制の構築を進めつつ、市町を跨ぐ広域的な捕獲などの取組を強化するなど、被害の発生・拡大を未然に防ぐ対策を進めます。

② ニホンザルについては、生息頭数や群れ数の増加により、農業被害や人身被害の発生が懸念されることから、追払いや防護柵の設置、群れの捕獲などの取組を、関係市町と連携して進めます。

③ ツキノワグマについては、人的被害が発生しないよう、これまで実施してきた放任果樹の撤去や防護柵の設置、県民の方への注意喚起などの取組を、引き続き市町と連携し実施します。

また、生息域や行動範囲の調査を実施し、出没場所や移動ルートを特定することで早期の注意喚起や出没抑制などにつなげる被害防止対策を強化します。

これに加え、市町や警察など関係者間の連携強化や専門人材の育成などの取組も推進します。

④ ヌートリアやアライグマ等の特定外来種を含めた鳥獣被害が発生している市町村における捕獲や追払いなどの取組を支援し、被害の削減・根絶を目指します。



<ワイヤーメッシュ柵の設置・維持管理研修会>



<中国山地で確認されたニホンジカによる角こすり被害>

(3) 捕獲の担い手の確保・育成、体制の構築

① これまで、被害対策の中心となるべき農業者の狩猟免許取得を促し、新規免許取得者数は着実に増加しました。

引続き、これまでの取組を推進するとともに、捕獲技術の向上を促す研修を充実し、地域での被害対策に貢献できる実践的な捕獲者の育成を進めるとともに、認定鳥獣捕獲等事業者など捕獲に従事する団体等の確保・育成も支援します。

② また、複数市町村による捕獲体制、農業者主体の捕獲隊の編成などにより、将来に亘り安定的に捕獲が維持できる体制の構築への取組を支援します。



<ニホンザル捕獲に必要な囲いわな>
(通称：地獄檻)

(4) 有害捕獲個体の処理に向けた体制整備

有害捕獲個体の処理については、ジビエ活用を含め、市町村の状況に応じた取組を進めていく必要があります。

そのため、捕獲個体の処理・活用の体制整備について、市町村と連携した取組を進めます。

① ジビエを含めた捕獲個体の有効活用方法の検討・調整

② 有害捕獲個体を簡易に埋設できる施設整備等への支援

③ 複数市町村の連携による個体処理や流通体制の確立



簡易施設

<簡易に埋設できる施設>

5 重点推進事項を進めるための取組

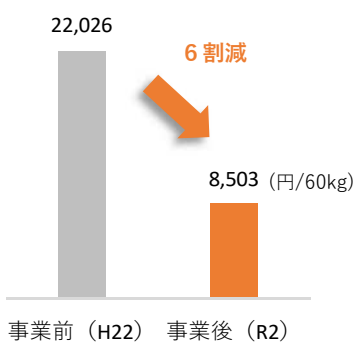
(1) 基盤整備の推進

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

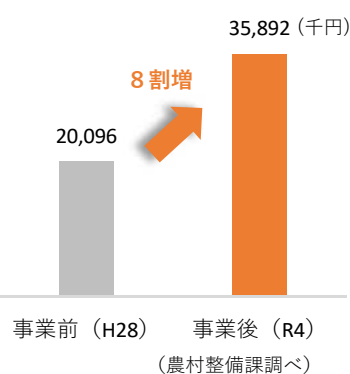
- 島根県の農地は小規模なほ場（30a未満：島根50%、全国32%）や未整備な湿田が多く、担い手への農地集積も低調（集積率：島根38%、全国60%）です。また、作付面積の6割を占める水稻の生産コストは全国平均に比べ2割程度高い状況です。
- このため、近年、ほ場整備に重点的に取り組んでおり（実施地区H27 5地区→R6 29地区）、水田園芸が導入され生産額が大幅に増加したり、米の生産コストが6割以上削減されるほか、集落営農法人の設立や規模拡大などの効果が見られます。
- 一方、今後も農業者の減少や高齢化が続く中、これまでの担い手不在集落の解消に加え、発生を抑制する必要があるほか、中山間地域では、畦畔除草と水管理が水稻作全体の労働時間の4割を占めるなど大きな負担となっており、少ない人手（担い手）で農業生産や農地等の管理ができる農地の整備を求める声が多くなっています。
- 近年、気候変動の影響による高温や少雨、豪雨の発生が増加し、水不足や湛水被害の頻発化・激甚化が懸念されています。一方で、県内の農業水利施設は老朽化が進行し、ポンプの故障やパイプラインの漏水などの事故が増加しており、気候変動の影響下においても、農業用水を安定供給し、農作物等の湛水被害等を防止する必要があります。
- こうした現状において、水田農業の生産性・収益性の向上や中核的な担い手への農地集積・集約化の促進、地域農業を支える担い手の確保・育成を進めるため、地域の实情（営農計画や農地等の管理方法、担い手の状況、水利施設の老朽化等）に応じ、ほ場整備や農業水利施設整備等の基盤整備を計画的に進めることが重要です。

■ほ場整備の効果（生産費の低減、収益性の向上、担い手確保）

(1) 米の生産コスト

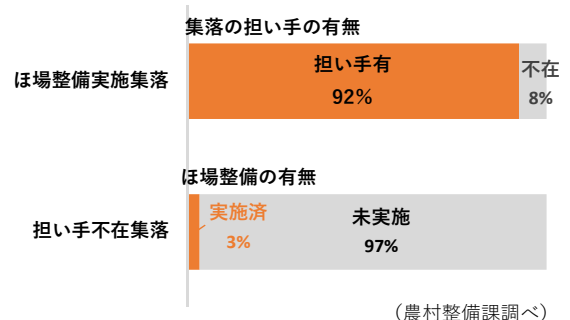


(2) 作物生産額

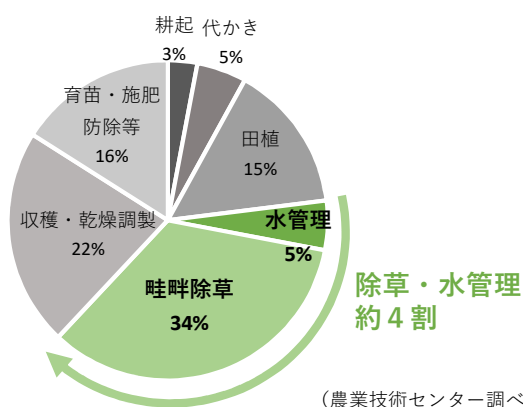


(3) 担い手確保

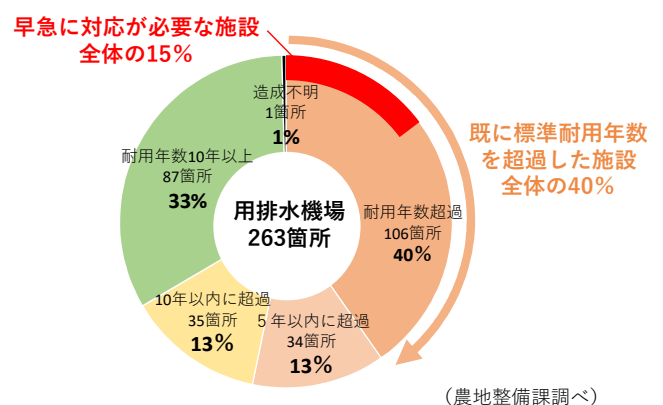
- ・ほ場整備を実施した集落のうち、9割以上が「担い手がいる」
- ・不在集落のうち、ほとんどが「ほ場整備未実施」



■水稻労働時間に占める「除草・水管理」の状況（中山間地域）（R1）



■用排水機場の耐用年数超過の状況（R5）



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 収益性の高い水田農業を展開するための大規模ほ場整備

大規模ほ場整備は、経営規模の拡大や米の生産コストの低減に加え、園芸作物や有機農業の導入・拡大などにより、地域の担い手が収益性の高い農業経営を実現するために不可欠です。

引き続き、ほ場整備事業による農地の大区画化や排水改良、水田の汎用化等の取組を重点的に推進します。

①水田園芸の導入・拡大

地域がマーケットインの視点を持ち、水田園芸（県推進6品目等）の導入・拡大を促進するため、安定した品質や収量を確保できる園芸に適したほ場の整備（排水対策や土壌改良等）を進めます。

[参考] ほ場整備地区の水田園芸の導入計画90ha(R6年度時点)

②担い手への農地集積と生産コストの削減

基盤整備の実施は、集落営農組織の設立や法人化などの担い手の確保や農地集積の検討など地域農業の将来を考える上で大きな契機になります。

地域計画の話し合いなどに基づき、担い手の確保・育成や農地の集積・集約を進めるとともに、水稻や園芸作物等の生産コストの低減のため、農地の大区画化や水管理の省力化等の基盤整備に取り組みます。

[参考] ほ場整備地区の農地集積目標 9割(R6年度時点)

(2) 地域農業を維持するためのきめ細かな基盤整備

市町村の地域計画をベースに担い手を確保し、担い手不在集落の解消や発生抑制に取り組む上で、受け手の確保が難しい中山間地域等では、地域や担い手が必要とする基盤整備の実施が不可欠です。

こうした地域では、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備（小規模なほ場整備や水路整備等）の取組に合わせ、事業費の地元負担分を県事業（県単農地集積促進事業）により軽減します。

(3) 中山間地の農作業等の省力化に対応する基盤整備

①畦畔除草の省力化

除草作業の機械化・省力化や安全性の向上のため、アーム式草刈機を装着したトラクタによる除草作業やリモコン草刈機の導入を前提とした畦畔等の整備（畦畔幅の拡幅、法面の緩勾配化等）をほ場整備に合わせ進めます。

[参考] 畦畔除草を省力化する計画17地区（22経営体）(R6年度時点)

②水管理や施設管理の省力化・ICT化

水管理や水路等の維持管理の省力化のため、開水路のパイプライン化、遠隔操作機能付の自動給排水栓などのスマート農業技術の導入等を推進します。

(4) 気候変動等に対応した農業水利施設の整備

気候変動の影響に対応するため、降雨規模の見直しや浸水対策を考慮した排水機場の整備、高温・少雨時においても効果的な灌水を可能にする自動給水栓や地下かんがいシステム等の整備に取り組みます。また、農業水利施設の管理省力化・長寿命化を図るため、ICT技術を活用した遠隔操作システムの導入、施設の集約化・再編等の取組を進めます。



〈基盤整備により機械による収穫が可能となった園芸ほ場〉



〈大区画に整備されたほ場〉



〈中山間地の小規模なほ場整備〉



〈幅広畦畔上のトラクタによる畦畔除草〉



〈用排水機場のICT化〉

(2) 美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- GAPの実践は、実需者や消費者の信頼性の確保に加え、農畜産物への異物混入防止や農薬の誤使用防止、農作業事故の防止など経営上のリスク対策や、肥料・農薬など生産資材の在庫管理による生産コストの削減、作付計画の見直しによる生産性の向上、作業手順の見直しによる作業効率の向上など農業経営を行う上での基本となる取組です。
- このため、農業の知識や経験が少ない新規就農者をはじめ、中核的担い手、集落営農組織等のGAPの取組を推進します。
- また、水田園芸等において産地づくりに取り組む際にもリスク管理や品質管理を徹底し、産地の信頼性を高めていくことが重要であり、GAPを取得した産地では販売額が伸びている事例もあることから、引き続き、産地全体でのGAPの取組（団体認証）を推進します。

○GAPの取組例

■記録を生かした経営改善

- ・GAPは農薬の誤使用防止や農作業事故の防止など各種リスク対策に有効な取組
- ・栽培記録や収量、単価等の記録を基に次期作の品目や品種、作付時期、圃場選定、栽培方法等の見直しを行い、毎年この取組を繰り返すことで収量・品質等の向上やコスト削減等の経営改善を実現

■分析に基づく栽培管理

- ・土壌分析に基づいた適正な施肥を行うことで、施肥量の節減と収量・品質等が向上し、収入の安定化やコスト削減などの経営改善を実現

■安全な農産物の出荷

- ・農薬の誤使用防止の徹底
- ・前年の病虫害発生状況や農薬使用履歴を参考に適正な農薬使用計画を作成し、病虫害の発生を抑制

■労務管理の見直し

- ・作業時間・作業量の分析を行い、時間当たりの作業量の目安を従業員に伝え、作業時間の短縮と作業の平準化を実現

■コストの削減

- ・肥料・農薬等の生産資材の在庫管理を徹底することにより、コスト削減を実現



〈農薬使用簿の記録〉



〈栽培等の記録〉



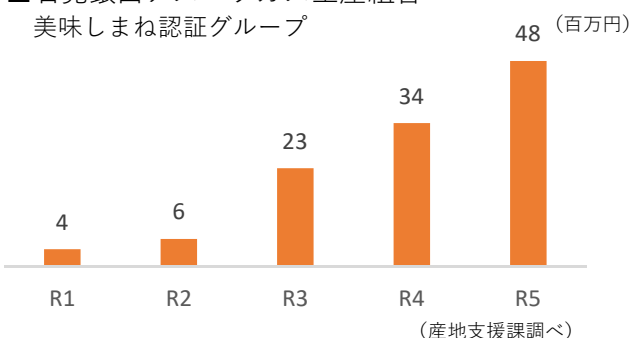
〈生産計画書の作成〉



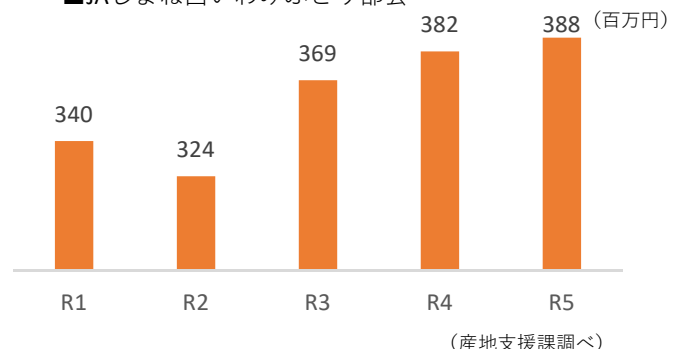
〈土壌分析〉

○団体認証に取り組んでいる産地の例（販売額の推移）

■石見銀山アスパラガス生産組合 美味しまね認証グループ



■JAしまね西いわみぶどう部会



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) G A Pの取組による担い手の経営改善

認定新規就農者や認定農業者、集落営農法人等の担い手に対して、G A Pに取り組む意義や必要性が十分に理解されるよう、G A Pの基本的な実践内容に加え、

- ・肥料や農薬など生産資材の在庫管理によるコスト低減
- ・栽培管理記録等に基づく作付計画の見直しによる収量・品質の向上
- ・作業時間と作業量の分析による作業時間の短縮と作業の平準化の実現

など経営改善につながる事例の紹介や、事務の負担軽減を図るための記録用アプリの活用等、各農業者の経営課題に応じた指導を行います。



〈しまねっこコラボ認証マーク〉



〈認証品目例〉



〈G A Pの取組事例〉

(2) 団体認証による水田園芸等の産地育成

団体認証は産地全体でのリスク管理を行うことが可能になるとともに、個々の農業者が同一の生産工程管理を行うことで産地全体の品質管理を統一できることから、産地の信頼性を高め、販路拡大につなげていくことが可能になります。

このため、産地全体を対象とした研修会の開催やマニュアルの作成、事務局の負担軽減等により、産地での団体認証の取組を支援します。



〈団体認証を取得した品目例〉

(3) 指導体制の強化

研修会の開催等により県・J A等のG A P指導員を育成し認証取得を支援するとともに、研修ではG A Pの意義・必要性が理解される指導方法やG A Pを通じて経営改善につながった事例紹介など実践的な内容を充実させ、指導を強化します。



〈研修会の様子〉

(4) 販路拡大による経営改善の実現

G A P生産者協会によるフェアの開催や、スーパー等小売店での販売コーナーの設置など、美味しまね認証農産物に対する認知度が向上し、取扱いも拡大しています。

引き続き、農業経営の改善に向けて美味しまね農産物の販路確保を図るため、県内外の流通・販売業者等へ新規取扱いを促進するとともに、既に取扱いが始まっている県外のパートナー企業や県内のサポーター企業に対しては連携を強化し、美味しまね認証農産物の取扱い拡大を進めます。



〈イベント販売の様子〉

美味しまね認証の紹介動画はこちら 

美味しまね認証とは



生産者の取組紹介



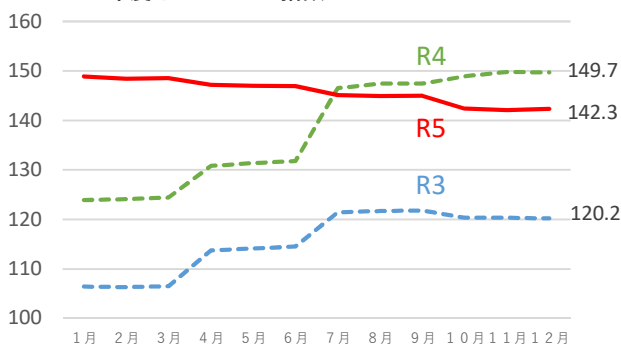
(3) 耕畜連携の推進

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 持続可能な農業・農村を実現していくために、「水田園芸の拡大」や「有機農業の拡大」、「生産性の高い米づくりの確立」、「肉用牛生産の拡大」などの取組を重点的に推進していますが、コロナ禍以降、国際情勢の変化や円安により、輸入に頼る肥料や飼料など農業資材の価格が高止まりし、農業経営を継続していく上でのリスク要因として顕在化しました。
- これらのリスクを回避するためには、県内で発生する家畜ふん堆肥を有効に利用して水田園芸や有機農業、稲作に取り組みとともに、水田を活用して飼料作物を生産し、家畜に給与する耕畜連携の取組がこれまでも増して重要になります。
- これまでの取組では、堆肥を使い、飼料を生産する耕種農家は県の東部に多い一方で、飼料を給与し、堆肥を生産する畜産農家は県西部に多いという需要と供給にミスマッチがあること、堆肥と飼料の品質がそれぞれのニーズを満たさないものがあること、輸入品の価格が低下した場合に需要が減少する可能性があることなどの課題がありました。
- その中でも、安来や大田地域では、畜産農家が水田飼料の生産・収穫、堆肥の散布にも積極的に関わることで、品質が保たれ、耕種農家と畜産農家の双方が納得する価格での取引が資材高騰前より継続されており、これらの取組を県内に横展開することが課題解決の一助になると考えます。
- また、規模の大きい耕種農家と畜産農家が中心となって堆肥と飼料を相互に取引する取組の拡大を支援するとともに、耕畜連携によって生産された農畜産物をSDGs 産品として付加価値をつけて販売する取組を推進することで、平常時にも収益性が確保され、持続できる耕畜連携の取組を拡大していく必要があります。

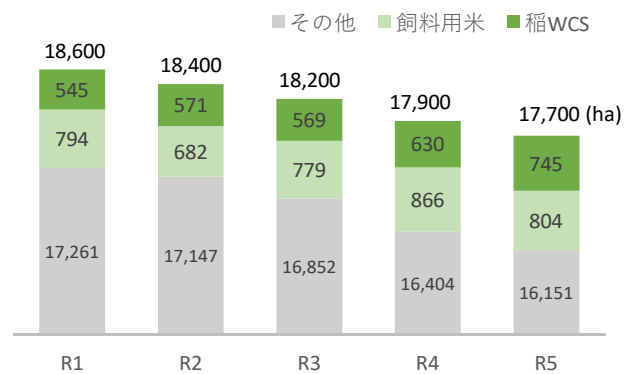
■ 農産物価指数（飼料）の推移

※R2年度を100とした指数



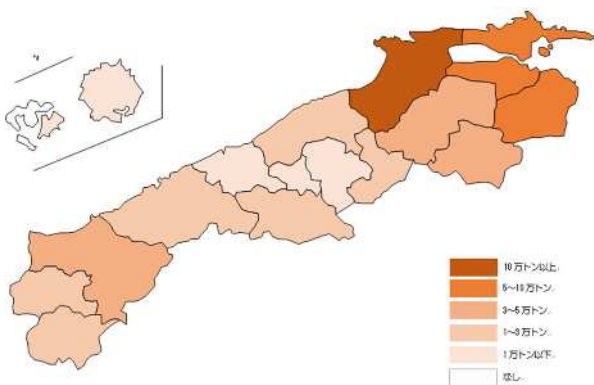
(出典：農林水産省「農産物価統計調査」)

■ 水稲と飼料用途米の作付面積の推移



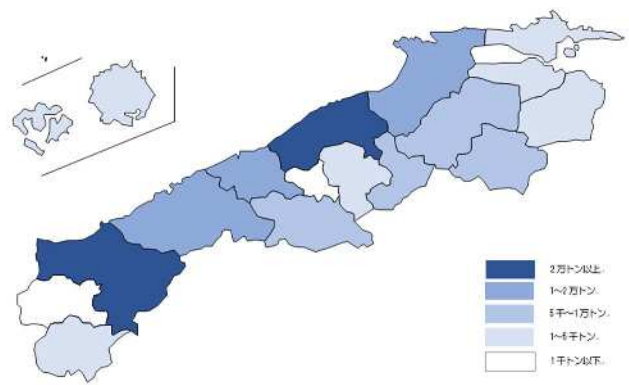
(出典：島根県農業再生協議会とりまとめ)

■ 家畜ふん堆肥の潜在的需要の分布（耕種農家）



(R4市町村別農業産出額から畜産課試算)

■ 家畜ふん堆肥の生産分布（畜産農家）



(R4市町村別家畜飼養状況から畜産課試算)

2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 耕畜農家の連携強化

県産粗飼料のさらなる利用拡大・定着のためには、「粗飼料の品質・収量の向上・安定化」と「耕種農家と畜産農家の信頼関係の構築」、「流通コストの低減」がポイントです。

そのため、畜産農家が①耕種農家任せにするのではなく、粗飼料の生産・収穫・調整に関する知見・技術を高め、生産工程に一定の役割・責任を果たし、②（耕種側の協力も得て）流通（物流・保管）の合理化に取り組むことを推進します。



〈稲WCS収穫研修会〉

(2) 水田飼料の生産性・品質の向上

耕畜連携の取組を拡大するために、耕種農家が畜産農家と積極的に関わりを持ち、求められる製品づくり（品質と量）に努めるとともに、単位面積当たりの収益性を向上させることがポイントになります。

そのため、耕種農家と畜産農家の連携機会を設け、栽培管理や収穫調製方法の研鑽等を通じ、良質飼料生産への意識向上を促すとともに、優良専用品種の導入等を進めます。

酪農経営体から需要の高いトウモロコシや水稻裏作に対応した秋冬飼料作物の栽培などの拡大を目指し、県内の栽培条件に適した優良飼料品種や生産調製技術の実証試験などの取組を進めます。



〈トウモロコシ収穫作業〉

(3) 広域流通を支援する体制づくり

耕畜連携は市町村の範囲内での取組がほとんどですが、耕種と畜産の経営者が双方の経営的メリットを増大させるために、従来の範囲を超えた広域的な取引は今後増えていくものと考えられます。

耕畜双方の経営者が直接又は地域農業再生協議会等を介して交渉し、新たな取引関係を築き、広域流通を図るモデル的・試行的な取組を後押しし、自律的で持続可能な体制づくりを支援します。



〈大型トラックによる広域輸送(参考画像)〉

(4) 畜産法人等が主導する耕畜連携モデルの構築

農業者の減少や高齢化が進む中、集落営農組織においても後継者不足が深刻な問題となっており、周年で雇用労働力を抱える畜産法人を中心に耕作部分に関わるなど、新たな耕畜連携モデルの構築に向けた取組を啓発・推進します。

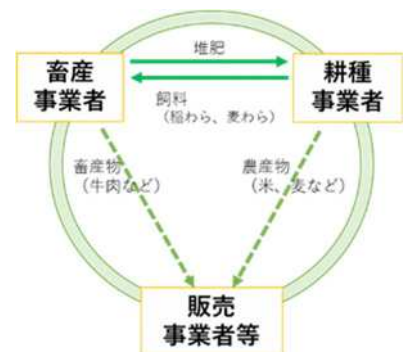
モデル1：畜産農家と耕種農家が別組織を立ち上げて生産

モデル2：畜産法人が農地を借り受けて生産

モデル3：畜産法人が集落営農構成員を雇用して生産

(5) 耕畜連携ブランド製品の販売

生産費の削減を主目的としたこれまでの耕畜連携に加え、安定した関係を持続するために、生産された農畜産物にSDGs産品として付加価値をつけ、新たな販路の拡大や収益性を高める取組を後押しします。



★ 畜産物、農産物の付加価値化
★ 特徴ある産品とのセット販売
(例：牛肉とのセット輸出など)

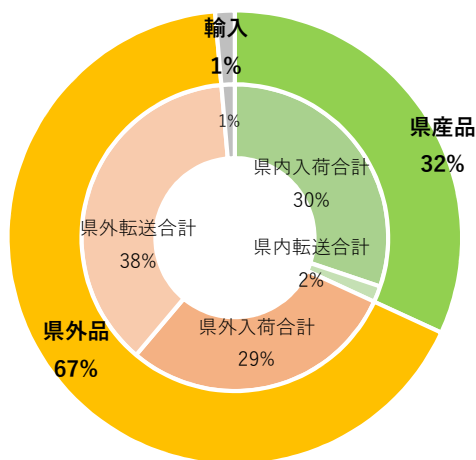
〈耕畜連携による産品化のイメージ〉

(4) 販売を起点にした生産の推進

1. 取組の必要性 (重点推進事項との関わり)

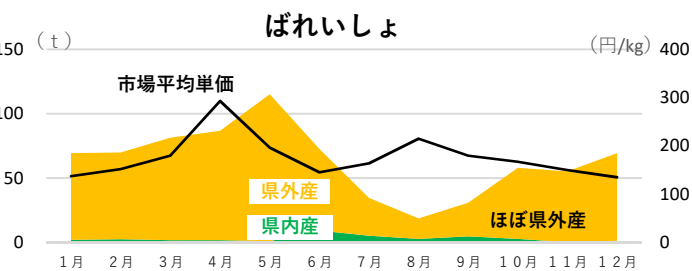
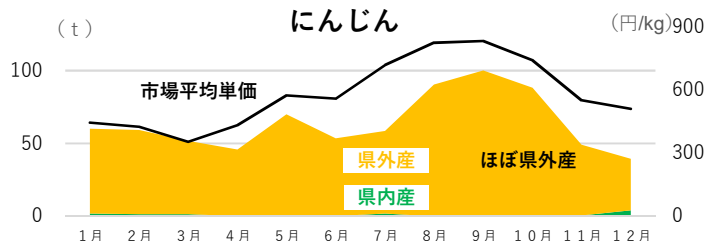
- 販路拡大は「できた (できる) 農産物の売り先を探す」のではなく、「売り先に合わせて農産物を作る」、いわゆるマーケットインが基本です。
- 例えばカット野菜用のキャベツであれば、加工のしやすさ (大きさなど) が重視され、生食用とは異なる規格が求められます。またイチゴやブドウの粒売りであれば一粒の付加価値 (大きさ、糖度など) をどう高めるかが重要となるなど、販売先や販売方法に合わせて生産方法そのものを変更していく必要があります。
- 県では、販路の確保を進めるとともに、生産そのもの (ものづくり) を販路拡大の一環として捉え、マーケットに応じた生産技術の普及を行います。

■ 県内市場の野菜入荷割合 (R5)



(出典：鳥根県「青果物流通動態調査」)

■ 県内市場の野菜入荷量と価格 (R5)



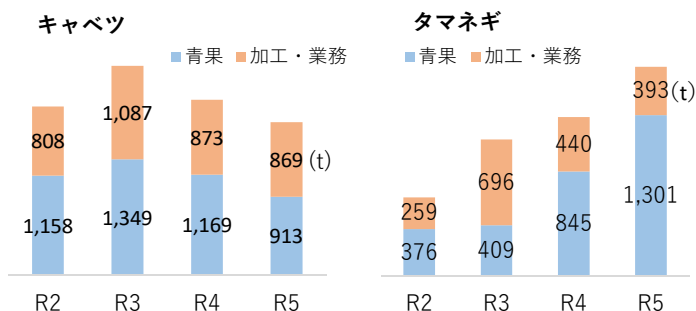
(出典：鳥根県「青果物流通動態調査」)

■ 学校給食の美味しまね認証産品、有機農産物利用状況

給食 月間	美味しまね認証産品	有機農産物
R3.6	19市町村 270校 64品目	5市町 60校 16品目
R4.6	19市町村 273校 63品目	9市町 88校 32品目
R5.6	18市町村 279校 60品目	9市町 104校 30品目
R6.6	19市町村 283校 75品目	8市町 82校 27品目

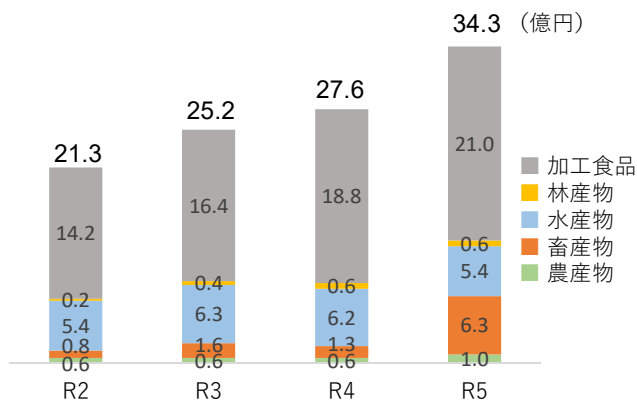
(産地支援課調べ)

■ 加工業務用野菜の用途別出荷量



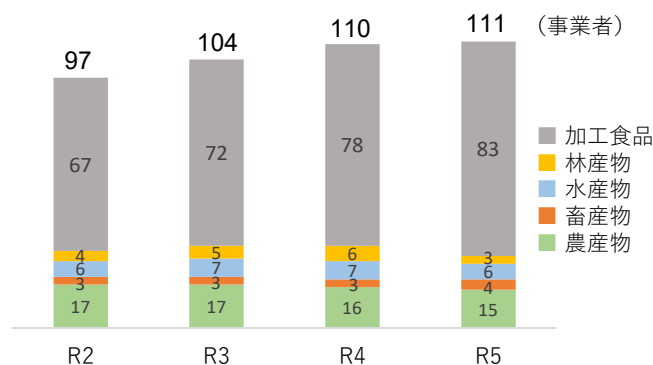
(出典：JAしまね出荷実績)

■ 輸出額の推移



(出典：鳥根県海外展開概況調査)

■ 輸出に取り組む事業者の推移



(出典：鳥根県海外展開概況調査)

2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 水田園芸

重点6品目のうち、特に市況の影響を受けやすい露地野菜については、安定した収益を確保する観点から加工業務用での契約取引を推進します。

加工業者等から求められる規格や数量に対応するための栽培技術の普及や、収穫機械等省力化技術の導入を推進します。

(2) 有機農産物

米卸等から強い要望のある有機米では産地化による生産ロットの拡大を推進します。

野菜では販売店等から要望のある品目（ブロッコリー、ニンジン等）の栽培技術の確立と普及を推進します。



〈パートナー企業連携協定の締結〉

(3) 美味しまね認証産品

量販店等での理解を進め、美味しまね認証産品を優先して取り扱ってもらえるよう取り組みます。

(4) 肉用牛

宿泊施設・飲食店等での利用促進や首都圏での販売拡大を進め、「しまね和牛」としての認知度向上と消費拡大を進めます。

また、消費者志向を先取りした肉質の改良を進め、付加価値向上と販売の拡大を進めます。



〈しまね和牛の食肉卸PR会〉

(5) 地産地消

消費者が県産農産物の良さや優位性を実感し、自ずと地産地消が拡大していくよう、美味しまね認証や有機農業等を推進します。

また、市場出荷を見ると、野菜は県内産が3割にとどまっています。これは時期的に生産できない品目もありますが、生産性や収益性の面から生産されていない品目も多くあります。こうした品目では、気象や物流の状況が大きく変わる中で、新たに優位性が発生するものもあると考えており、生産拡大に向けた取組を支援します。



〈有機農産物・美味しまね認証の出前講座〉

(6) 輸出

農産物の輸出にあたっては、輸出先国の規制や長い輸送期間、代金決済等の多くのリスクがあります。こうしたリスクに対応するため、ノウハウのある国内外の卸業者と連携しながら、輸出についても輸出先国のマーケットニーズに的確に対応した生産・販売に取り組んでいくことが重要です。

県では、輸出の意義・目的を明確に意識して積極的に取り組もうとする生産者や産地を支援していきます。

1. 第1期基本計画の評価（林業）

総合評価

(1) 将来ビジョン・基本目標

林業分野では、平成26年（2014年）に「森林と林業・木材産業の長期ビジョン」を策定し、令和22年（2040年）の原木生産量を80万m³にするという目標を設定しました。

第1期計画では、利用期を迎えた森林の主伐を更に促進し、循環型林業の定着・拡大を図ることにより、原木生産量80万m³の目標達成時期を令和22年（2040年）から10年前倒して令和12年（2030年）とし、これを将来ビジョン・基本目標として設定しました。

①将来ビジョン

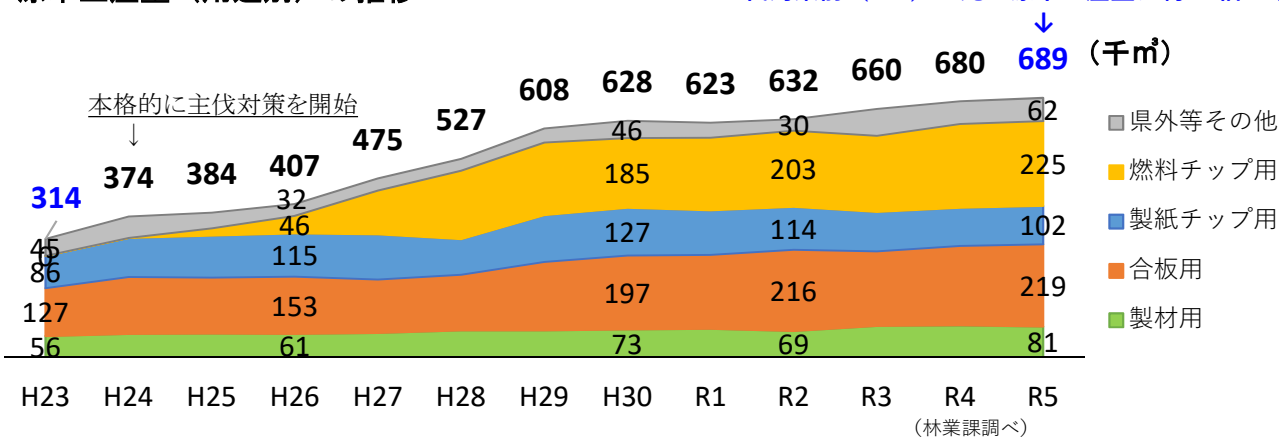
令和12年の原木生産量80万m³（基準：62.8万m³（平成30年））

②計画期間(令和2年度～令和6年度)における目標

令和6年の原木生産量71.4万m³

原木生産量（用途別）の推移

主伐対策前（H23）に比べ原木生産量は約2.2倍に増加



〈林業専用道〉



〈高性能林業機械〉



〈就業者募集PR〉

原木生産については、生産基盤となる林内路網において、森林資源が充実する循環型林業拠点団地を中心に林業専用道の整備を進めました。また、高性能林業機械は、導入支援等により令和5年度末の台数は、令和元年度に比べ89台増の288台となり、生産性向上と安全な職場環境づくりが進みました。

これらの取組を支える林業就業者は、農林大学校林業科の定員増やSNS等を活用した林業の魅力発信により、令和5年度は令和元年度から28人増の988人となっています。

原木需要については、県内に全国規模の工場が立地している合板用原木や、新たな木質バイオマス発電所の稼働による燃料チップ用原木の需要が増加しています。

これらの需要の増加により、令和5年の原木生産量は68.9万m³となり、目標の70万m³を下回るものの概ね順調に増加しており、循環型林業の定着・拡大が進みつつあります。

引き続き、森林経営の収益力を向上させるため、原木生産の生産性向上と森林整備の省力化を進めるとともに、最も高い価格で取引される製材用原木の需要を拡大する必要があります。また、林業就業者の確保については、林業就業者が将来を見据えて安心して就業できるよう、就労環境等の改善を進めます。

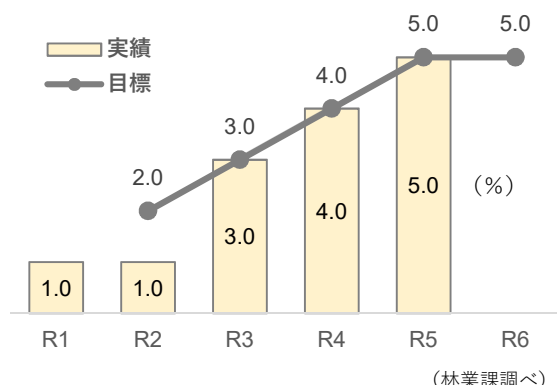
1. 第1期基本計画の評価（林業コスト低減）

原木生産の低コスト化



〈高性能林業機械〉

■人工林1haあたりの原木生産コストの低減率
【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

原木生産のコストは、人工林資源が充実したエリアへの林業専用道等の集中整備、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入と効率的な運用等に取り組んだ結果、平成30年度比1%（R1）から5%（R5）の低減となり、原木生産の低コスト化は着実に進んでいます。

○ 課題と今後の方向性

伐採現場の奥地化や立木の大径化が進むなど、条件不利な現場の増加に加え、燃油や資材価格の著しい上昇や新規就業者の確保が更に厳しさを増すなど、林業を取り巻く社会情勢の変化が顕在化しつつあります。

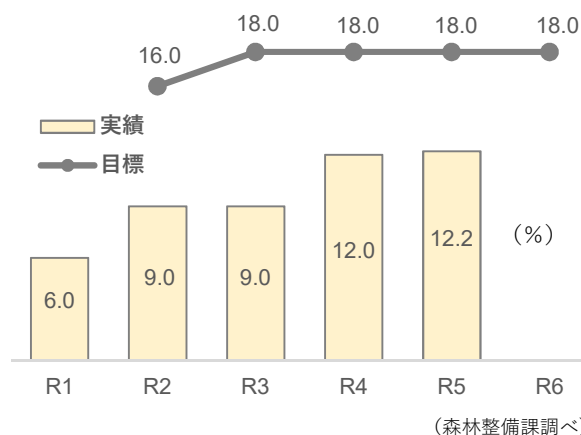
このような状況の中においても、収益を確保するためには、これまでの森林施業の集約化や生産基盤の整備に加え、ICT等の新たな技術の導入により作業効率を高め、原木生産の生産性を向上させる取組が必要です。

再造林の低コスト化



〈低密度植栽〉

■人工林1haあたりの再造林コストの低減率
【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

再造林は、伐採と造林を連続して行う「一貫作業」やha当たり2,000本植栽を基本とした「低密度植栽」による施業方法が定着し、植栽可能期間が長く植えつけ作業が容易な「コンテナ苗」の生産量は、24万本（R1）から62万本（R5）に増加するなど、再造林の低コスト化が進みました。

○ 課題と今後の方向性

資材価格や人件費が上昇する中、再造林の低コスト化の取組に加え、下刈り等の保育を含めた森林整備の省力化を進めることが必要です。

成長の早い特定苗木への早期移行による下刈り回数の軽減や無線式の下刈機等、新たな技術の実証・導入による省力化を図っていく必要があります。

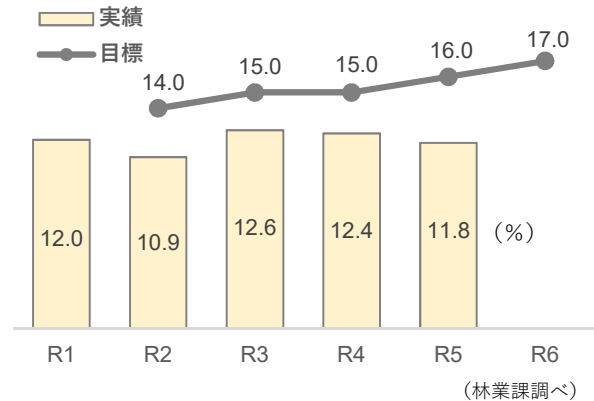
1. 第1期基本計画の評価（原木が高値で取引される環境整備）

製材用原木の需要拡大と安定供給



〈製材用原木が取引される原木市場〉

■ 県内原木生産量のうち製材用原木の割合
【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

製材工場が11社減少（R1：80社、R5：69社）する中、原木消費量は横ばいの100千㎡前後を維持しており、製材用原木の割合は目標を下回る11.8%（R5）となりました。

一方で、原木の安定供給体制の整備が進むとともに、原木生産量が増加したため、県内の製材用原木の供給量は、75千㎡（R1）から81千㎡（R5）に増加しました。

○ 課題と今後の方向性

製材工場の規模拡大は徐々に進んでいますが、第1期計画に掲げた「工場新設」のような大規模施設は、用地や販売先の確保、高額な投資など負担が大きく実現していません。

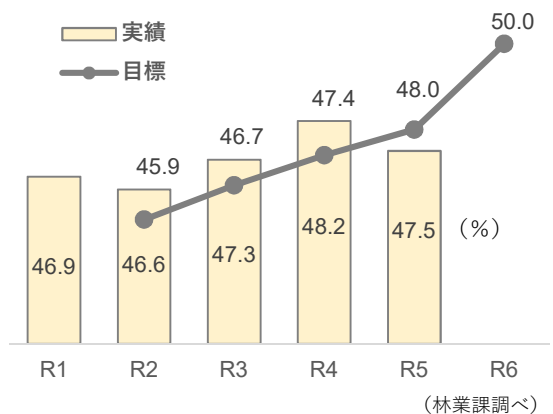
最も取引価格が高い製材用原木の需要拡大は、森林経営の収益向上に欠かせないことから、各製材工場の実情に見合った規模拡大の支援を行っていく必要があります。

高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大



〈展示会の開催〉

■ 製材工場の出荷量のうち高品質・高付加価値製品の出荷割合
【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

原木が最も高値で取引される製材用原木の需要拡大に向け、高品質・高付加価値製品出荷のための施設整備や県産木材を積極的に使用する工務店の認定等により、その出荷割合は、46.9%（R1）から47.5%（R5）に増加し、県内では、認定工務店制度が徐々に定着するなど、住宅での県産木材利用割合が増加しています。

○ 課題と今後の方向性

住宅着工戸数が減少する中、県内では、認定工務店における県産木材の利用率向上や、これまで木材利用があまり進んでいない非住宅分野での取り組みを進める必要があります。

また、需要の大きな県外等での販路を更に伸ばすため、カーボンオフセットなど新たな社会ニーズに対応可能な製材工場の育成を図る必要があります。

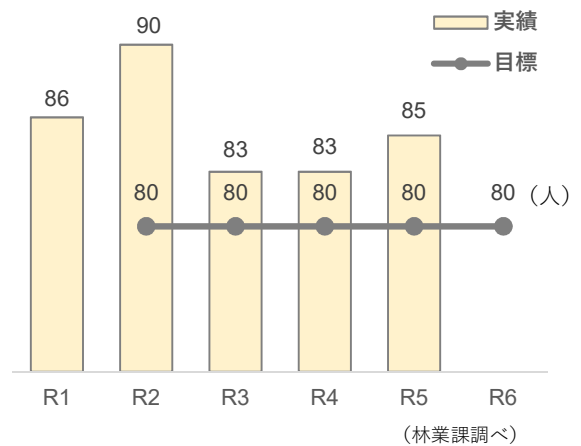
1. 第1期基本計画の評価（林業就業者の確保）

新規林業就業者の確保



〈農林大学校林業科〉

■新規林業就業者数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

農林大学校林業科の定員数増やコース新設、職業としての林業の認知度を向上させる高校生への林業学習等の取組により、農林大学校の入学者数が大幅に増加しました。また、タレントを起用した動画配信やSNS広告、林業体験等を通じた林業の魅力の積極的なPRにより、新規林業就業者数はこれまでの年間約70人から目標とする80人以上に増加しています。

○ 課題と今後の方向性

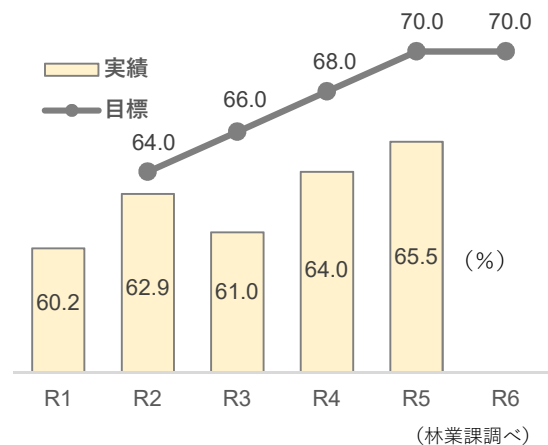
労働人口の減少が見込まれる中、特に中小企業である業界の新規就業者確保は更に厳しさを増しています。今後も農林大学校による安定的な新規就業者の確保をはじめ、若者の仕事に対する価値観、ニーズの変化を的確にとらえた業界全体での取組強化が必要です。

林業就業者の定着強化



〈魅力ある職場環境づくりの取組〉

■新規林業就業者の5年定着率 【当該年度3月時点】



○ 主な成果

林業事業体が自ら行う労働条件・就労環境改善の取組(島根林業魅力向上プログラム)の推進により、多くの林業事業体において、初任給・給与水準の向上や週休二日制導入等が進められた結果、就業者の5年定着率は、目標の70%には達していないものの、60%(R1)から66%(R5)に上昇し、林業就業者の増加につながっています。

○ 課題と今後の方向性

林業の主な離職理由には、下刈り等の体力的に過酷な作業や、コミュニケーション不足による対人関係等の理由が見られることから、身体・心理の負担を軽くする職場環境改善の取組を進めていく必要があります。また、生産性向上等で得られた収益を労働条件や人材育成等に再投資することで、収益と投資の好循環が生まれる経営体質の強化を図っていく必要があります。

2 将来ビジョン・基本目標

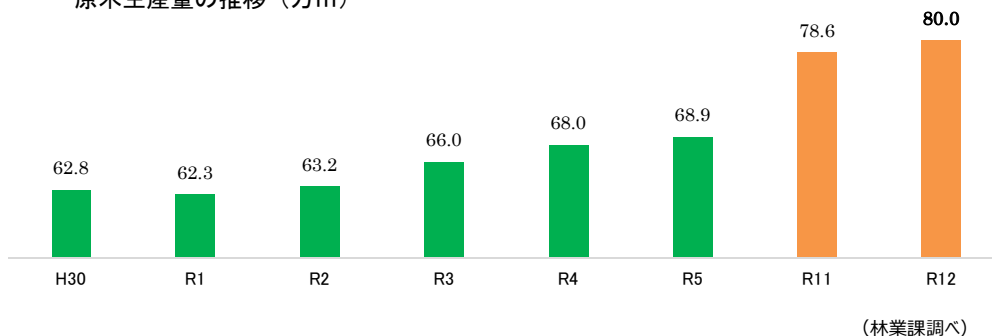
第1期計画では、「森林と林業・木材産業の長期ビジョン」で目標としている令和12年の原木生産量80万 m^3 を将来ビジョン・基本目標として設定しました。

県内の原木生産量は概ね順調に増加していることから、第2期計画においても引き続き令和12年(2030年)の原木生産量80万 m^3 の目標達成を目指します。

① 将来ビジョン

令和12年の原木生産量80万 m^3 (基準:62.8万 m^3 (平成30年))

原木生産量の推移(万 m^3)



② 計画期間(令和7年度～令和11年度)における目標

令和11年の原木生産量78.6万 m^3

3 施策推進の全体像

第1期計画では、原木生産と再生林の低コスト化、原木が高値で取引される環境整備等、森林経営の収益力の強化に取り組んだ結果、植林から伐採までの経営収支モデルは赤字から黒字に転換しました。

第2期計画では、循環型林業の定着・拡大を一層進めるため、生産性向上や省力化の視点を取り入れるとともに、最も高い価格で取引される製材用原木の需要(消費量)を原木生産に見合ったものに拡大し、森林経営の収益力を向上させることで、森林所有者の経営意欲を高めていきます。

また、林業の拡大を支える林業就業者の確保については、就業者が将来を見据えて安心して就業できるよう、引き続き、林業事業体における就労環境等の改善を進めます。

(1) 森林経営の収益力向上

①原木生産の生産性向上

林内路網や高性能林業機械等の生産基盤整備の支援に加え、ICT等の新たな技術の導入により、原木生産（人工林）における労働生産性を令和5年度と比較して33%以上向上させます。

②森林整備の省力化

成長が早い特定苗木の供給拡大やICT等の新たな技術の導入により、人工林1haあたりの森林整備に要する作業時間を令和5年度と比較して9%以上低減させます。

③製材用原木の需要拡大と安定供給

原木増産に見合った製材用原木の円滑な流通・安定供給を図るため、原木市場の流通機能を強化します。また、製材工場の新設や中核的な製材工場の育成、既存製材工場間での連携強化等により、原木生産量に対する県内製材用原木の取引割合を現状の12%から15%以上に増加させます。

④高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

県内の木造建築需要に対して県産木材を安定的に供給できるよう、建築士・工務店と製材工場のグループ化や、民間非住宅建築物の木造化に向けた建築士や団体等の関係者間の連携等を推進します。また、需要の大きな県外等での県産木材製品の販路拡大を推進することにより、製材工場における高品質・高付加価値木材製品の出荷割合を現状の48%から53%以上に増加させます。

(2) 林業就業者の確保・育成

①新規林業就業者の確保

高校生の林業学習の充実や事業体での就業体験等の取組を支援するとともに、農林大学校林業科による技術力の高い人材の育成を推進することにより、新規林業就業者数を毎年80人以上確保します。

②林業就業者の定着強化

林業事業体が労働条件や就労環境の改善を図ろうとする取組を支援する「島根林業魅力向上プログラム」の推進と、林業就業者の昇給・昇任などキャリアアップの指標となる「しまね林業士制度」等の活用により就業者の労働意欲を喚起します。また、能力に応じた人材育成を進める林業事業体の経営体質強化を推進することにより、新規就業者の5年定着率を70%以上に上げます。

(3) 重点推進事項を進めるための取組

①循環型林業の土台となる森林の保全

将来に渡って原木生産活動が続けられるよう、循環型林業のフィールドとなる豊かな森林を保全します。

②カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、J-クレジット制度の活用が進むよう、クレジットの創出、販路の開拓や販売を促進するための環境づくりを進めます。

③公有林等を活用した原木の安定供給

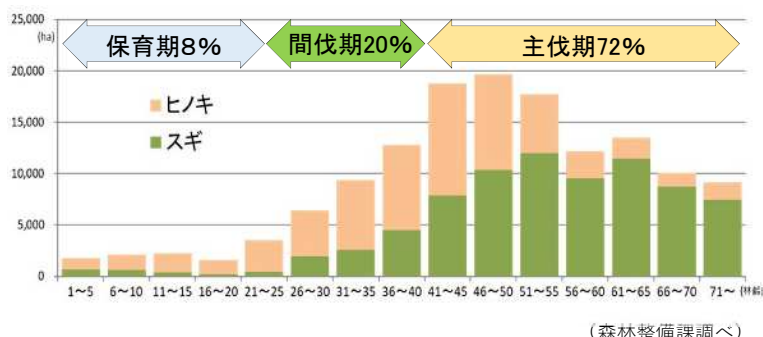
林業公社や市町村等のスギ・ヒノキ人工林の主伐・再造林を促進することにより、製材及び合板用原木の安定供給を図ります。

(1) 原木生産の生産性向上

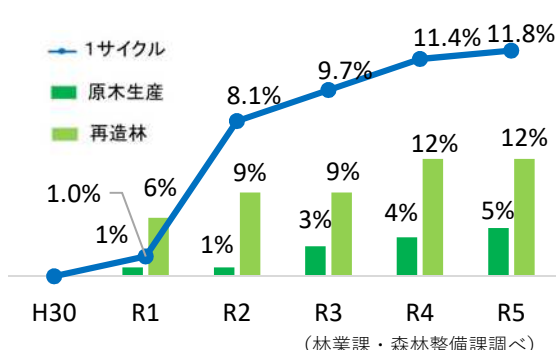
1. 取組の必要性（背景）

- 島根県内の民有林人工林（スギ・ヒノキ）の約7割を占める主伐期を迎えた森林の利用を促すため、森林所有者が積極的な森林経営を志向できるよう、植林から伐採までの1サイクルの経営収支を改善するための取組を進めることが必要です。
- 原木生産のコスト低減については、林業事業者や市町村と連携し、人工林資源が充実した森林エリアを選定した上で、林業専用道の整備や高性能林業機械の導入支援等のコスト低減の取組を着実に進めてきた結果、H30年度比で5%のコストを低減しました。また、再造林と合わせた森林経営1サイクルについては約12%のコストを低減し、経営収支モデルは赤字から黒字へ転換しました。
- 一方で、伐採現場の奥地化や立木の大径化が進むなど、条件不利な現場が増えていることに加え、燃油や資材価格の著しい上昇や新規就業者の確保が更に厳しさを増すなど、林業を取り巻く社会情勢の変化が顕在化しつつあります。また、第1期計画においてコスト低減の目標を達成した林業事業者においても、資材高騰等によるコスト増加に対応した収益改善を今後の課題に掲げる事業者が増加しています。
- そこで、森林所有者の森林経営に対する意欲が減退することがないよう、生産性の向上により収益を確保し、一層の原木増産につなげるため、近年技術の進歩が著しいICT等の新しい技術の導入を促進し、伐採作業の自動化・省力化等による原木生産の生産性向上を目指します。

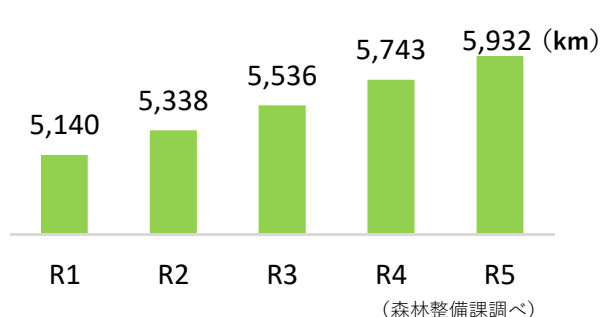
■ 島根県内の民有林人工林（スギ・ヒノキ）の状況



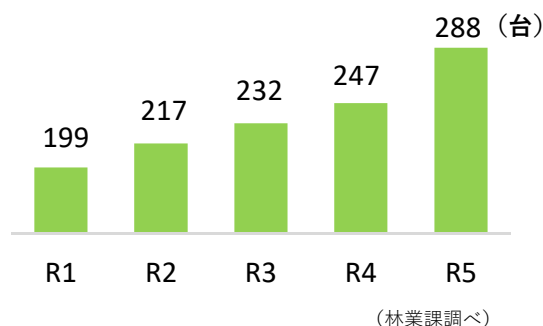
■ 1サイクルの生産コスト等の低減割合の推移



■ 林内路網の整備状況の推移（累計延長）



■ 高性能林業機械の導入台数の推移（累計）



2. 5年後の目指す姿

- 原木生産（人工林）における労働生産性を現状（R5）から令和11年度に33%以上向上 <参考指標>
 - ・原木生産の労働生産性を現状（R5）の6.0m³/人・日から8.0m³/人・日以上に向上

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) ICT等の新たな技術を取り入れた原木生産の実施

原木生産の生産性を向上させるため、森林調査から立木の伐倒・運搬に至るまで、これまで人力で行ってきた工程を自動化する等、作業の効率化に寄与するICT^(※1)等の新たな技術の導入を支援します。

また、航空レーザ計測などにより入手した森林のデジタルデータを活用し、精度の高い資源情報の把握と効率的な原木生産を促進させるための体制づくりを進めます。

【具体的な支援策】

① ICT機器等の現場実証

生産性向上が期待されるICT機器等について、県内の林業事業者が導入する前の判断材料となるよう林業現場における効果を検証し、その結果を林業事業者と共有します。

② ICT機器等の導入支援

実証事業等を通じて、生産性向上の効果が検証されたICT機器等の導入を国庫補助事業の活用等により支援します。

③ 森林のデジタルデータ活用

ここ数年で急速に精度が向上し、県内でも整備が進みつつある航空レーザ計測データを関係者間で共有し、森林資源データに基づくPC上での主伐適地の解析や、地形情報を活用した支援ソフトによる森林作業道の路線設計の自動化等の省力化を図ります。

④ 人材の育成等

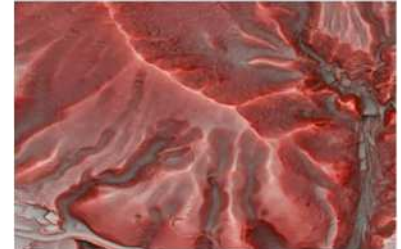
ICT機器等の導入による効果や操作方法についての研修会を実施し、林業事業者や市町村等におけるICT機器等の導入に対する機運の醸成や機器の能力を最大限発揮できる人材を育成します。



〈ICT機能付きハーベスタ〉



〈遠隔操作式伐倒機〉



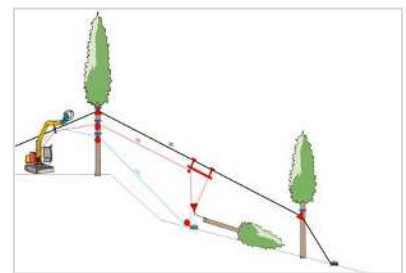
〈航空レーザ計測データを解析した地形図情報〉

(2) 効率的な集材方法等最適な作業システムの実行

燃料・資材の高騰等により生産コストの上昇が懸念される中、更なる原木増産に向けては、技術レベルが高い、スイングヤードを使った効率的な集材が行える索張方式（フォーリングブロック式）や自動架線集材システムなどの新たな技術を導入することが重要です。

一方で、林業事業者ではそうした技術の習得に時間やコストがかかることから、導入が進んでいない状況です。

そのため、新技術を習得する林業事業者の取組を支援し、効率的な作業方法の定着を図り、原木生産における労働生産性の向上を図ります。



〈フォーリングブロック式による集材〉

(3) 林内路網等の基盤整備の促進

林内路網や高性能林業機械等の基盤整備については、生産性向上に大きく寄与することから、継続して推進します。

路網整備については、原木増産につながる効率性や速効性に配慮した路網の整備を実現するために、団体営による林業専用道や中規格作業道など現地条件に適した多様な路網の整備に取り組みます。



〈林業専用道〉

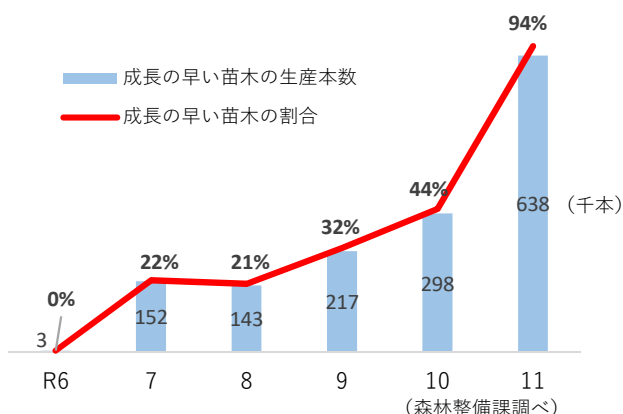
(※1) ICT (Information and Communication Technology) 情報通信技術

(2) 森林整備の省力化

1. 取組の必要性（背景）

- 植林から伐採までの1サイクルの森林経営収支を黒字化するために、伐採後の再造林については、低密度植栽、一貫作業による施業方法の普及に取り組み、ほぼ定着しました。
- 一方で、再造林とその後の保育を含めた森林整備は、人力で行っている作業が大半を占め、身体的な負担が他産業と比べて大きいことから、今後の労働力確保に向けた環境づくりを進めるためにも、作業の省力化を推進していくことが重要です。
- 県では、これまで成長の早いスギ・ヒノキ苗木の採種園整備と種子供給に取り組んできましたが、苗木が供給できる段階になったことや、林業分野でのICT技術の開発も進展していることから、森林整備の各種作業にこれらを活用し、省力化を進める取組が必要です。
- 近年、中国山地におけるニホンジカ生息区域や捕獲数が拡大しており、主伐後の再造林地の食害や、主伐前の立木の角こすりによる材質低下の被害が拡大する恐れがあることから、被害の拡大を未然に防ぐ必要があります。

■成長の早いスギ・ヒノキ苗木の供給目標



■ドローンを活用した再造林の苗木運搬実証結果 (R4)

	人力運搬	ドローン運搬
作業人役(/ha)	2.93人日/ha	0.89人日/ha
実証効果	機械化により約1/3の省力効果	

(森林整備課調べ)

■成長の早いスギ・ヒノキの苗木やICT等の導入による省力化効果 (時間/ha)

	森林整備に要する作業時間	下刈に要する作業時間 (森林整備の内数)
R5	712	280
R11	648	232
省力化効果【低減率】	▲64【9%】	▲48【17%】

(森林整備課調べ)

■中国山地のシカによる造林地の被害



〈シカの食害により茶色に変色した植栽木〉

2. 5年後の目指す姿

- 人工林1haあたりの森林整備に要する作業時間を現状 (R5) から令和11年度に9%以上低減

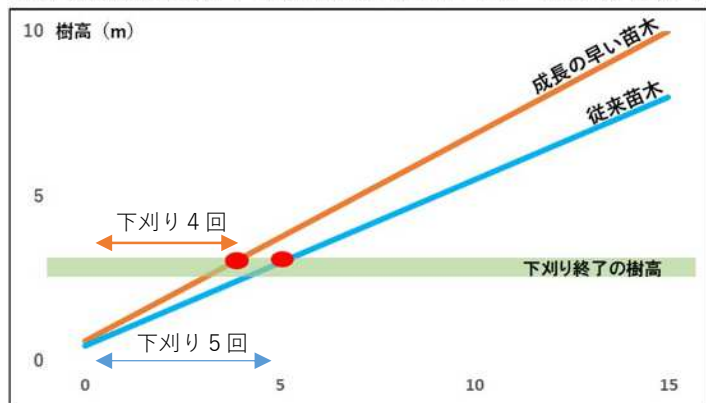
3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 成長の早いスギ・ヒノキ苗木の採種園整備と苗木生産・出荷体制の強化

第1期計画で得苗率7割まで向上したコンテナ苗生産技術を活用し、これまでのスギ・ヒノキ苗木を成長の早い苗木に置き換えるための取組を重点的に推進します。

成長の早い苗木はこれまでより1年程度初期成長が早いため、植栽後5回必要だった下刈作業を4回に軽減させる施策を目指します。

- ① スギ、ヒノキの採種園を拡充し、成長の早い苗木の種子供給能力を高めます。
- ② 成長の早い苗木を安定的に生産・出荷出来る体制とするためコンテナ苗生産者の生産技術が発揮できるよう、生産施設の整備や生産技術向上について支援します。



〈成長の早い苗木の初期生育イメージ〉

(森林整備課調べ)



〈成長の早い苗木の採種園〉



〈成長の早い苗木の苗畑での生産〉

(2) 新たな技術の導入による森林整備の省力化

苗木の植栽場所までの運搬や下刈りなどの保育作業は、大半が人力で行われており、現場作業の負担が他産業より大きいため、省力化の取組を推進します。

- ① これまでは、山林の斜面を人が背負って運んでいた苗木を、最短距離かつ植栽場所まで直接運搬することが可能となるドローンの導入を支援して、運搬にかかる労働力の軽労化を進めます。
- ② 健全な植栽木の成長を促すための下刈りは、草刈機による人力で行われており、保育の労務量の大半を占めていますが、無線式下刈機械等の新たな技術の実証や導入を支援して、下刈作業の効率化を進めます。

その他、新たなICT機器等について効果検証を行いながら、有効な機器の導入を支援します。



〈ドローンによる苗木運搬〉



〈無線式下刈機械〉

(3) シカによる森林被害対策

広島県と隣接する市町において、林業事業者や市町と連携して、再造林地や主伐予定地の被害把握と監視を強めるとともに、効果的な捕獲手法による地域に適した捕獲体制づくりを進めます。

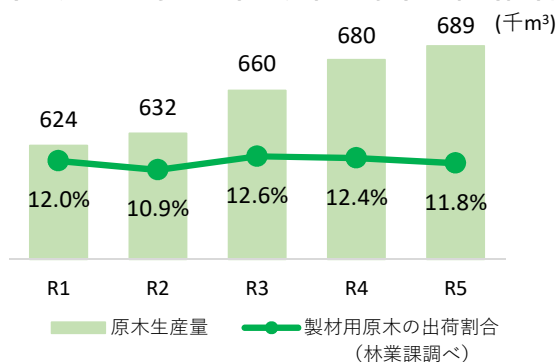
- ① 林業普及員によるシカ被害調査等、市町・森林所有者・造林者とシカ被害情報を共有
- ② 市町・猟友会・森林組合で構成されるシカ捕獲体制への協力
- ③ 捕獲技術の向上を目的とした実証の支援

(3) 製材用原木の需要拡大と安定供給

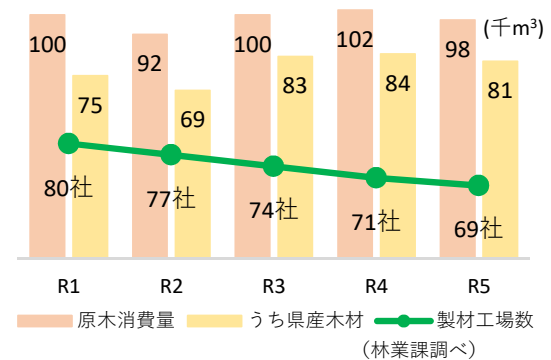
1. 取組の必要性（背景）

- 第1期計画では、主伐の収益性を高めるために、中間土場等での仕分けに取り組んだ結果、製材用原木の出荷量は増加しましたが、原木生産量全体も増加したことから、製材用原木の県内取引割合は目標を下回る12%程度で推移しています。
原木生産量に見合った製材用原木を出荷していくためには、更なる仕分けの徹底に加え、製材用原木の需要量を拡大していくことが必要です。
- 県内の製材工場は、この5年間で11社減少（R1：80社→R5：69社）しましたが、製材工場の施設改良等を支援することで、製材用原木の需要は100千m³程度を維持しています。
第1期計画では、製材工場の新設に向けて取り組みましたが、用地や販売先の確保、高額な設備投資などの大きな負担を理由に実現に至っていません。
- 一方、製材加工の処理能力の高い製材ラインを導入した製材工場では、県産原木の消費量が大幅に増加しており、このような製材工場の支援を行うことにより、製材用原木の需要を拡大することが必要です。
- また、原木増産に対応した円滑な製材用原木の流通に欠かせない県内5つの原木市場では、取扱量の増加傾向が続いており、売り方・買い方をつなぐ原木市場の役割は、これまで以上に重要となっています。
- 県内8圏域でウッドコンビナートの形成に取り組み、原木を生産する林業事業体と製材工場の垂直連携は拡大しましたが、製材工場間で協力する水平連携は限定的となっています。

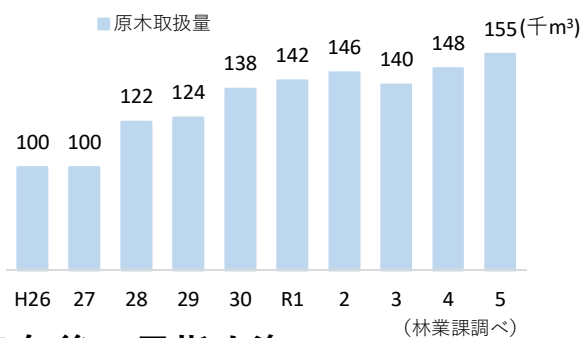
■原木生産量に対する県内製材用原木の取引割合



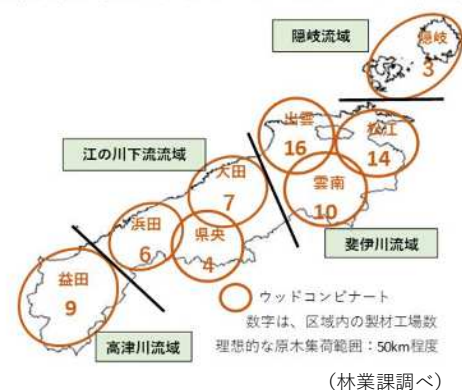
■製材工場の原木消費量と工場数



■原木市場における原木取扱量



■形成されたウッドコンビナート（R5）



2. 5年後の目指す姿

- 原木生産量に対する県内製材用原木の取引割合を12%（R5）から15%以上に増加
＜参考指標＞
・原木生産目標量78万m³のうち、県内製材工場への原木出荷量12万m³

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 製材工場の新設・規模拡大

第1期計画では、製材工場の約4割がラインの自動化や増設などの施設整備を行い、製材用原木の需要を維持しています。

このため、意欲のある製材工場が今後の生産計画や生産体制等の課題を林業普及員と明確にしたうえで、各工場の実情に合ったきめ細やかな支援を行っていくことが必要です。

具体的には、既存工場の施設改良や立地制度による製材工場の新設に加え、令和6年度から開始した中核的な製材工場への支援を行うことで、製材用原木の需要拡大を図ります。



〈製材用丸太の加工〉

(2) 製材用原木の安定供給体制の推進

製材工場が求める原木需要に対応するために、需要に応じた寸法や材質を仕分ける中間土場を令和2年度に県内9か所、令和3年度にはより規模の大きな木材流通センターを1カ所整備し、それらを活用した仕分けの取組を行っています。今後も、より有利な販売先に原木を出荷して行くために、仕分けの徹底を図っていきます。

また、製材用原木の流通対策として、令和6年度から原木市場の機能強化を進めており、製材工場が求める原木をタイムリーに安定供給できるよう原木流通の合理化を推進します。



〈中間土場を活用した原木の仕分け〉

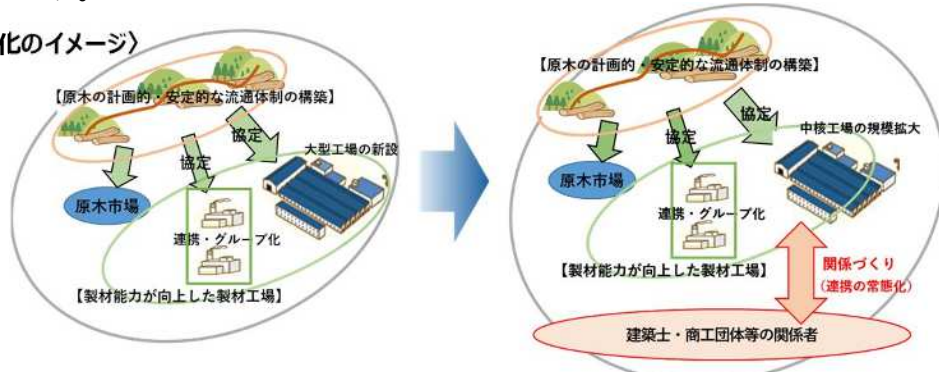
(3) ウッドコンビナートの強化

地域の製材工場への原木の安定供給に向けて、事業地の確保や原木の仕分けの徹底を図るとともに、原木の直接取引を目的に伐採事業者と製材工場との間で締結した原木安定供給協定は第1期計画期間中に新たに34協定が締結（R2～R5年度末）され、原木の安定供給体制の整備が進んでいます。

また、地域の製材工場間で連携した分業・協業の取組は、公共建築物の木造化に対応するために、一部の地域（松江、大田、益田）では始まっていますが、公共建築物だけでは安定した需要が確保されないため、取組が進んでいません。

このため、公共建築物だけではなく非住宅建築物の木造化も推進し、地域の木材需要を確実に取り込むため、林業・木材産業関係者に加え、市町村、設計士等の建築関係者、発注者となりうる団体等も含め、木造化に向けた関係づくりを推進することで、ウッドコンビナートの強化を図ります。

〈ウッドコンビナートの強化のイメージ〉



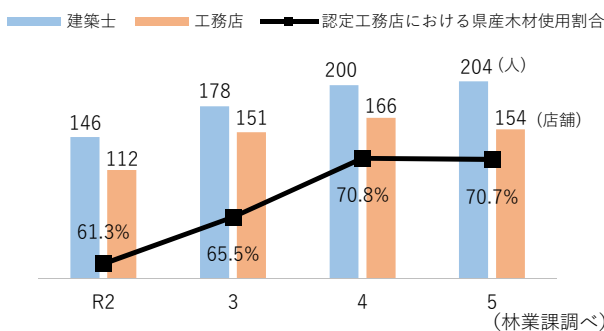
※ウッドコンビナートとは、複数の林業事業者や製材工場が原木の安定供給協定を締結することにより、原木の計画的・安定的な流通体制を構築するとともに、製材工場が新設や規模拡大により製材能力の向上を図ることで、地域ぐるみで伐採から製材加工までの取組が拡大される仕組みです。

(4) 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

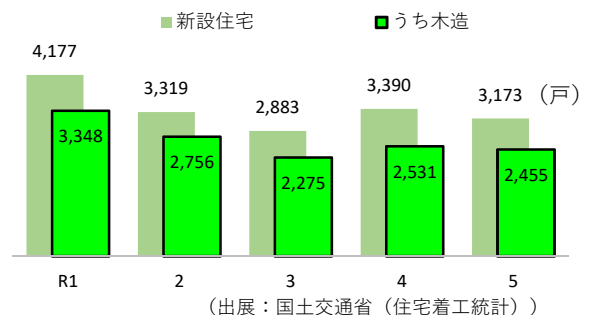
1. 取組の必要性 (背景)

- 県産原木の供給量は増加傾向にあるものの、最も高値で取引される製材用原木の出荷量は十分ではありません。このため、製材需要を拡大するために、まずは、県内消費の拡大に向けて県内産製品を住宅等で積極的に活用するとともに、県外出荷に対しては、付加価値の高い内装材などの高品質・高付加価値木材製品の出荷を拡大することが必要です。
- 県内では、認定工務店制度により、県内製材工場と工務店や建築士との間で県産木材製品を積極的に使用するためのノウハウが構築された結果、認定工務店が建築した住宅の県産木材使用率は年々上昇しています。
- 一方で、建築・木材業界からは施主(認定工務店)への助成制度の周知が足りないため、施主の意向を契機とした県産木材利用の機会を一部で逃しているという指摘もあります。
また、人口減少や物価高騰の影響により、住宅着工戸数の減少が見込まれる中、製材需要を拡大するためには、木造率の低い非住宅建築物での県産木材利用を進めることが重要です。
これには、具体的な木材利用の提案を行う建築士の役割や施主の木造建築への理解が重要となるため、木造建築に精通した建築士の育成や施主への普及啓発を進める必要があります。
- 県外出荷に向けては、首都圏・関西圏等の大きな需要に対応するため、付加価値の高い製品の更なる販路拡大が必要です。また、環境配慮への関心の高まりなどにより、木材への需要が多様化しており、ターゲットを明確にした商品開発やPRに加え、温室効果ガスの削減に向けたカーボンオフセットなど、新たな社会ニーズに対応した製材工場の育成が必要です。

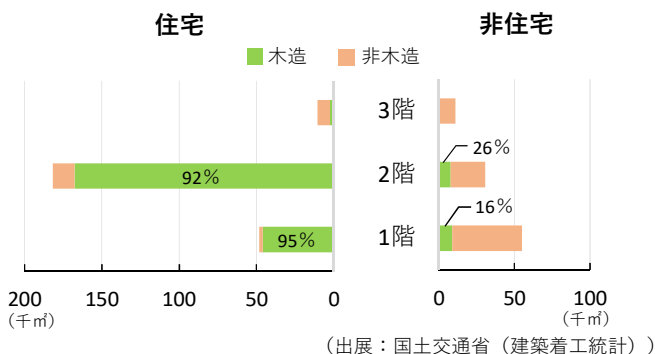
■認定建築士・工務店の数



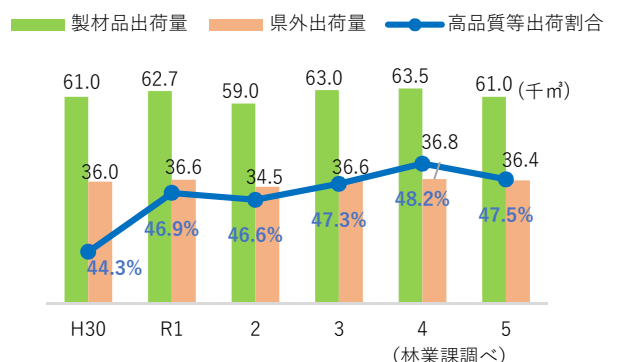
■島根県における新設住宅着工戸数の推移



■県内の用途別・階層別の建築物床面積 (R5)



■木材出荷量と高品質・高付加価値木材製品の割合



2. 5年後の目指す姿

- 製材工場における高品質・高付加価値木材製品の出荷割合を現状 (R5) の48%から53%以上に引き上げ
 <参考指標>
 ・県産木材製品出荷目標量78千㎡のうち、高品質・高付加価値木材製品の出荷量41.4千㎡

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 認定工務店・建築士に対する支援の見直し

認定工務店における県産木材使用量を更に伸ばすため、住宅等支援事業において、交付対象に従来の認定工務店に加え施主を追加します。

また、県産木材の使用割合に応じた助成は規模の大きな建物で一定量の県産木材を使った場合でも支援額が少額となるため、認定工務店にとって必ずしもインセンティブになっていませんでした。このため、使用割合から使用量に応じた助成に変更します。

さらに、製材工場の高品質・高付加価値木材製品の供給体制強化を図るため、JAS材や内装材を使用した場合に加算助成します。



〈県産木材を使用した木造住宅〉

(2) 非住宅建築物での県産木材利用の促進

県内の非住宅建築物は床面積で住宅の約4割に相当する需要があるにもかかわらず、木造率は棟数の約5割、床面積の約2割にとどまっています。

そこで、木造率の低い非住宅建築物での木材利用を進めるため、ウッドコンビナートごとに工法・耐火技術の先進事例などを学ぶ研修会の開催を支援し、木造建築の知識を深め木造建築に積極的に取り組む認定建築士を育成します。

また、民間非住宅建築物の建築予定がある施主の木造建築への理解を促進するために施主等と県で建築物における県産木材利用に関する協定の締結を進め、非住宅分野での県産木材の利用を拡大します。



〈県産木材を使用したカフェ〉

(3) 高品質・高付加価値木材製品の加工体制の整備

県内の製材工場では木材乾燥機や高次加工機等の施設整備は進みつつありますが、建築基準法の改正により、構造計算や木材の品質確認が必要となる建築物の範囲が拡大される等、これまで以上に品質や強度が明確な木材製品が求められています。

このため、高品質・高付加価値木材製品の供給に向けた施設整備やJAS認定取得を引き続き支援して行きます。



〈木材乾燥機の導入支援〉

(4) 県外出荷の拡大に向けた対応

環境配慮への関心の高まり等により木材への需要が多様化しており、ターゲットを明確にした展示・商談会への出展やマーケットインによる新商品・新用途開発による販路拡大を支援します。

また、リフォーム需要の市場を意識した内装材等の商品開発やカーボンオフセットなど新たな社会ニーズに対応可能な経営戦略を持つ製材工場を育成します。



〈スギ内装パネル〉



〈広葉樹フローリング〉

※高品質・高付加価値木材製品とは

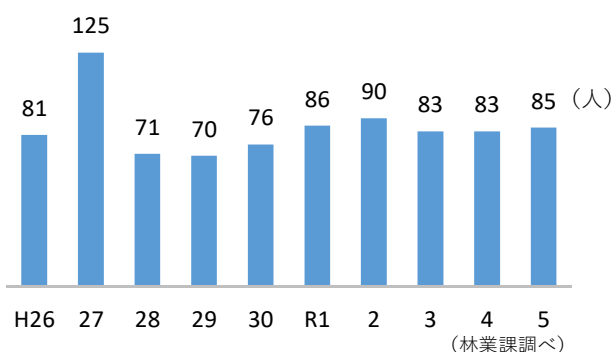
高品質木材製品とは、JAS法や建築基準法による大臣認定等により強度や乾燥などの性能が明確なもの、高付加価値製品とは、実加工などの仕上げ加工、柱や板といった一次加工済み製材品の貼り合わせや、防腐処理などの高次加工を施すことで販売単価を高めたものを指します。

(5) 新規林業就業者の確保

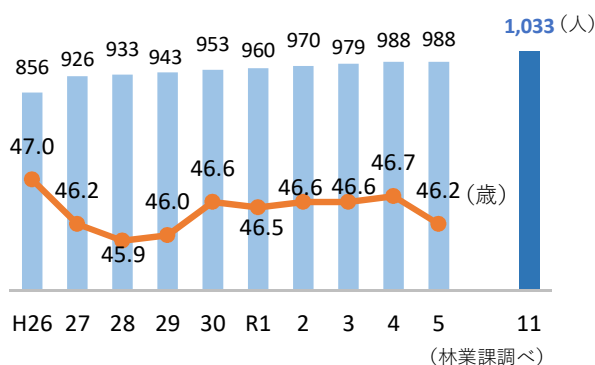
1. 取組の必要性 (背景)

- 第1期計画の林業のコスト低減の取組により生産性が向上し、現場での省力化が進んでいます。第2期計画においても、ICT等の新たな技術導入等により更なる生産性向上に取り組むこととしていますが、これらを前提に試算しても、令和11年度の原木生産量78.6万m³と伐採後の再造林等に必要な林業就業者数は1,033人以上を確保する必要があります。
- 1,033人を確保するためには、令和5年度末現在の林業就業者数988人から45人の増加、年平均では7~8人増のペースとなり、少なくとも第1期計画の取組期間の増加ペースを維持することが必要となります。一方で、今後は少子高齢化による労働人口の減少が見込まれ、特に中小企業での人手不足が深刻化する中、林業における新規就業者の確保は更に厳しさを増すことが予想されます。
- このため、これまでのSNS等を通じた広報や体験研修の充実に加え、県内高校での林業学習の更なる取組強化を図ることで、卒業後の就業へつなげるとともに、農林大学校林業科への入学者を確保し、技術力の高い人材を安定的に輩出することが必要です。
- また、林業が若者から選ばれる職業となるためには、ワークライフバランス、キャリア形成、風通しの良さ等、若者の仕事に対する価値観やニーズの変化を的確にとらえた魅力ある職場づくりに向け、事業体自らが意欲的に取り組み、その成果を広くPRしていくことが重要です。

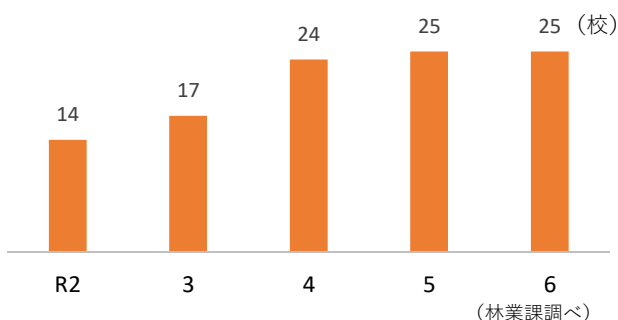
■新規林業就業者数



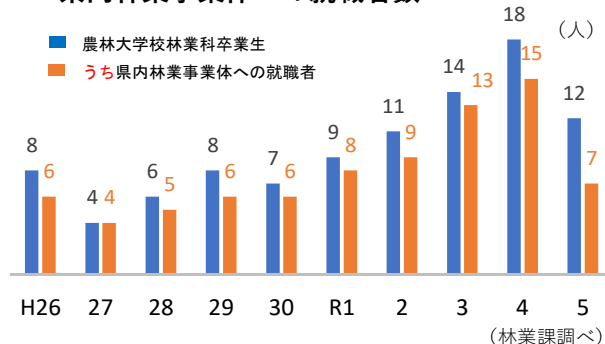
■林業就業者数



■林業学習実施高校数



■農林大学校林業科卒業生と
県内林業事業体への就職者数



2. 5年後の目指す姿

- 新規林業就業者を毎年80人以上確保し、令和11年度の林業就業者を1,033人以上確保

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 高校生への林業学習の取組強化

高校生への林業の認知度を高めるために実施した林業学習の取組は、令和2年度から5年間で県内25校まで拡大し、職業としての林業の認知度は向上しています。第2期計画では、農林大学校への進学や就業へ着実につながるよう、以下の取組を強化していきます。

- ① 農林系高校を中心に、高校生が専門コースを選択する1年生の段階で、「林業を知る・体験する」学習内容を充実させ、林業に興味を持った生徒が2年生以降、林業を目指す学習ができるよう1～3年生まで一貫した効果的なカリキュラムを提案し導入を促します。
- ② 林業に興味を持った生徒間の交流や林業現場体験等、林業への関心の度合いに応じた学習を通じて、職業としての理解度を更に深めてもらうため、学校単位の学習のみでなく、地域単位の高校生向け林業体験ツアーの実施等、農林大学校への進学や県内事業体への就業にしっかりとつなげていく取組を強化します。



〈高校生への林業学習〉

(2) 農林大学校林業科における就業者の育成・確保

農林大学校林業科では、令和2年度に定員の倍増やコースを新設する等、より多くの技術力の高い技術者を養成することで県内事業体の安定的な就業者確保に重要な役割を果たしています。

一方、入学者数が定員に満たない年もあることから、引き続き、高校生の林業学習との連携を行う等、効果的なPRにより定員数を確保するとともに、就業後に農林大へ進学するなどの事業体推薦制度を活用した若手就業者の早期の技術習得やICT等の新たな技術も取入れたカリキュラムの充実等、林業就業者の養成機関としての機能強化を図ります。

また、経済的にも安心して農林大学校への進学や就業準備ができるように、給付金や貸付金により支援します。



〈VRを利用した技術習得〉

(3) 林業事業体による取組の強化

事業体が作成したインターシップ計画に基づく学生の受入れや、最大3ヵ月間の林業就業体験の受入れへの支援を継続するとともに、高校の進路指導教諭と連携した事業体情報の発信や林業学習への積極的な参画等、事業体の主体的な取組を後押しします。

また、林業が若者から選ばれる職業となるためには、給与面はもとより、若者が重視するワークライフバランス、キャリア形成、風通しの良さ等も踏まえた職場づくりが重要であり、事業体が行うこれら魅力ある職場づくりと取組のPRを支援します。

(4) 林業労働力確保支援センターによる対策

県内外の若者や求職者に対する情報発信においては、林業労働力確保支援センターが、U・Iターンフェア等での林業事業体のPRや求職者とのマッチングに加え、農林大学校林業科進学や定住等の各種支援制度の活用提案をパッケージ化して提供を行っています。

また、若者の仕事に対する価値観やニーズを的確に捉え、SNS等の広報媒体の選択やコンテンツの内容を十分に検討し、効果的な情報発信を行っています。



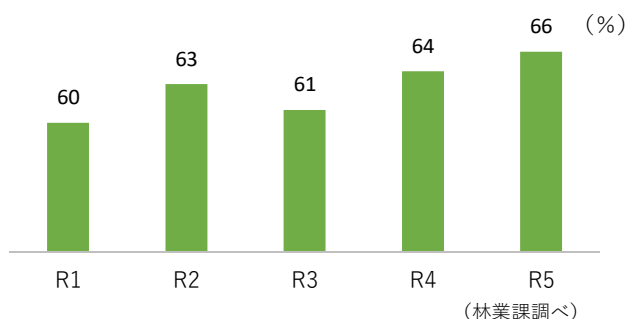
〈県外での就業PR〉

(6) 林業就業者の定着強化

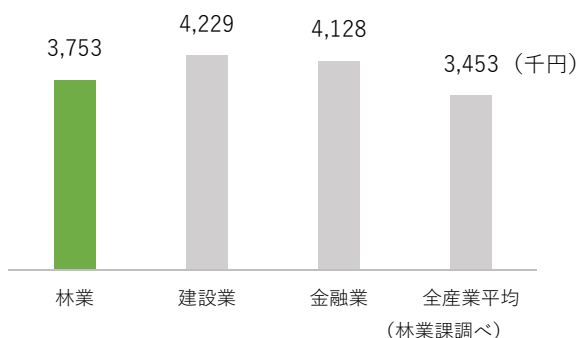
1. 取組の必要性（背景）

- 労働人口の減少等により、新規での就業者確保がこれまで以上に厳しくなることが見込まれる中、原木生産量の増大と伐採後の再生林等に必要となる林業就業者を確保するためには、林業就業者の定着率を上げていくことが必要不可欠です。
- 第1期計画では、林業事業体自らが「島根林業魅力向上プログラム」に取り組み、多くの事業体において、初任給・給与水準の改善や休暇制度の充実等が進められた結果、林業就業者の定着率は上がってはいるものの、就業後5年定着率66%と第1期計画の目標70%には届いていません。
- 今後、他産業においても給与水準等の労働条件改善に向けた取組強化が予想される中、林業事業体においても、引き続き「島根林業魅力向上プログラム」による労働条件・就労環境改善の取組を進めていく必要があります。また、これまでの離職理由を分析すると、夏場の下刈り等の過酷な環境下での作業による体力的な理由や、コミュニケーション不足による対人関係の理由が見られることから、身体・心理の負担を軽くする職場環境改善の取組を進めていく必要があります。
- その上で、生産性向上等で得られた収益を労働条件や人材育成等に再投資することで、収益と投資の好循環が生まれる経営体質の強化を図り、就業者が将来を見据えて安心して働き続けることができる「魅力ある職場づくり」に引き続き取り組む必要があります。

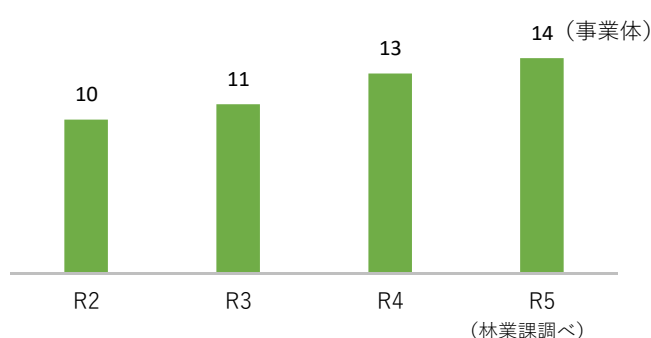
■林業就業者の5年定着率



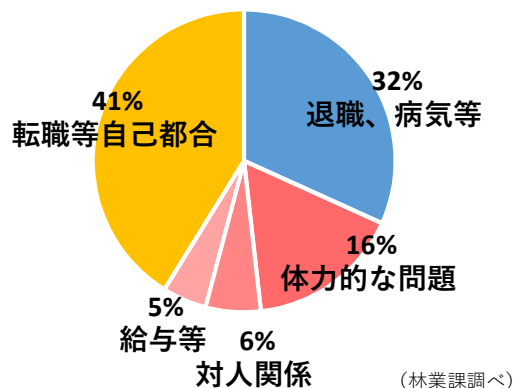
■林業と他産業の年収比較 (R5)



■完全週休二日制の導入林業事業体数



■林業事業体を離職した就業者の離職理由 (R5)



2. 5年後の目指す姿

- 新規林業就業者の5年定着率を70%以上へ引き上げ、令和11年度の林業就業者を1,033人以上確保

5 重点推進事項を進めるための取組

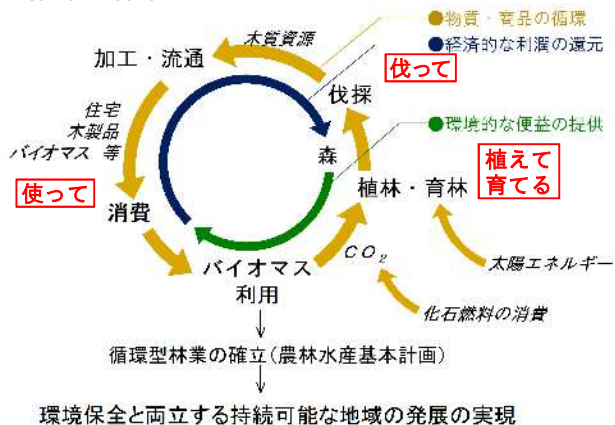
(1) 循環型林業の土台となる森林の保全

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 「木を伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実現のためには、成熟期を迎えた森林資源を“伐る”原木生産の規模を拡大するとともに、将来にわたって生産活動が続けられるよう、循環型林業のフィールドとなる豊かな森林を保全し、森林資源を次世代へと引き継ぐことが重要です。
- 将来にわたって豊かな森林や生産活動を維持するためには、森林を一定の規制の下で保全する必要があります。島根県の森林面積約52万haの約1/3が保安林^(※1)に指定されています。指定にあたっては、保安林が環境に配慮した森林の循環利用のフィールドとなるよう、森林整備による環境保全と原木生産による経済活動が両立できる配置とすることが必要です。
- また、土砂採取や様々な開発行為などにより森林そのものが大きく失われることがないように、林地開発許可制度によって全ての森林を対象にした開発に対する監視・指導を行っています。
- 一方、病虫害や自然現象等が要因となる立木の枯損や不健全な成長など、事実上森林として機能が低下した荒廃森林や異常気象による林地崩壊により健全な森林が失われています。このため、こうした森林を守り、再生するため治山事業等の公共事業が必要です。

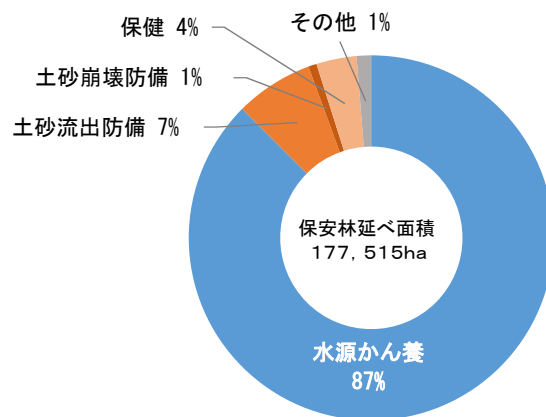
※1：森林は木材生産のみならず水資源の確保や災害防止等の公益的機能を持つことから、特定の機能発揮を期待する森林は、保安林に指定し森林の保全に努めています。

■ 循環型林業のサイクル



■ 保安林指定状況（R5）

※県内森林の約35%が保安林に指定



（森林整備課調べ）

■ 林地開発の状況（土砂の採取）



■ 豪雨等による林地の崩壊



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 森林を保全するための各種制度の運用

①保安林の指定管理

保安林は、森林の循環利用を行うフィールドとしての側面もあることから、指定にあたっては単なる制限のある森林にするのではなく、森林整備による環境保全と原木生産による経済活動が両立できる配置となるよう指定します。

やむを得ず保安林を解除する場合は、解除の必要性とその範囲について、基準に基づき適切に審査することで、失われる森林を最小限にとどめ、森林を保全します。



〈保安林伐採跡地の再造林〉

②林地開発許可制度による無秩序開発の防止

森林を一定の規模を超えて開発する場合は、林地開発許可制度に基づき、基準に適合したものについて許可します。森林が失われることによる環境への影響や周辺で残すべき森林の姿などを考慮して審査を行い、必要に応じて開発後に植栽を指導するなど、過度な開発を防止します。



〈風力発電施設（保安林解除）〉

(2) 治山事業などによる森林の再生や林地崩壊の防止

①公益的機能が低下した森林の再生

公益的機能の発揮が期待される森林のうち、病虫害や自然現象などにより林内の状況が著しく悪化している森林においては、病虫害の駆除や植栽、本数調整伐等の森林整備を実施することにより、荒廃した森林を再生させ、森林が本来持つ機能が発揮されるよう誘導します。



〈森林整備により機能回復した森林〉

②林地崩壊の防止

土石流や山崩れ、地すべりなど森林の崩壊によって下流の人家などに被害を与える恐れがある森林においては、治山ダムや法面对策など施設整備によって災害の未然防止を図ります。また、過去に災害が発生した森林で次期豪雨等で更なる被害が予想される場合は速やかな復旧を進めます。

なお、林地崩壊対策の要望は毎年多くありますが、全てを早急に整備することは不可能であることから、危険度や緊急度などを客観的に評価し、優先度の高い箇所から実施します。

また、県内では昭和13年から治山施設を整備しており、その数は2万1千施設にもものぼります。これら数多くの施設を十分に機能させるために、定期的な施設点検と適切な維持管理を進めます。



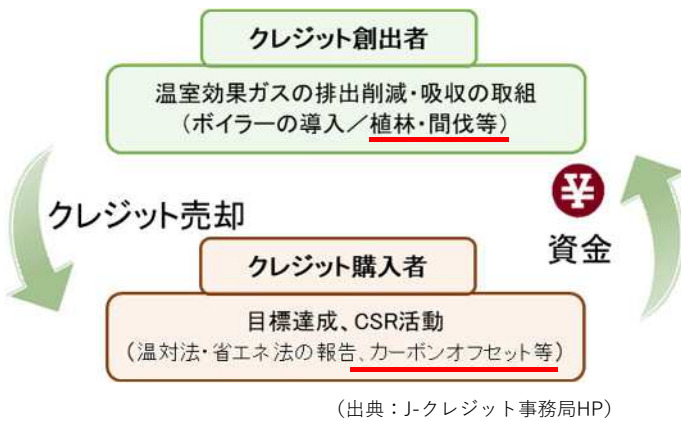
〈治山ダムにより保全された人家〉

(2) カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用

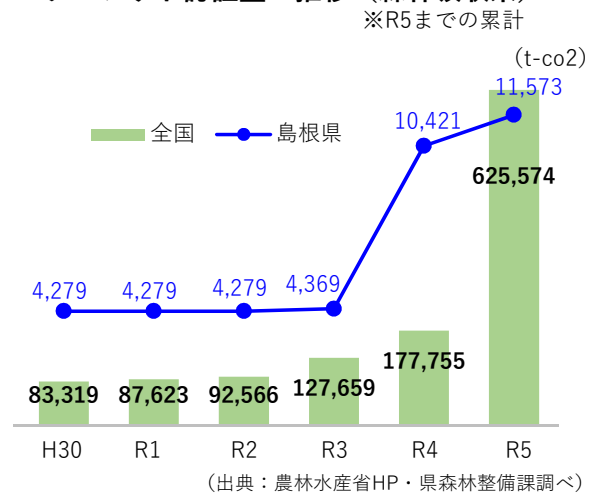
1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 県内の豊富な森林を利用し、循環型林業を進めていくことで、将来にわたって林業の成長産業化が図られるとともに、水源かん養などの公益的機能やCO2吸収機能を高めるなど、環境的にも重要な価値を生み出しています。
2050年カーボンニュートラルに向けた制度としては、J-クレジット制度の中で適切な森林管理による森林吸収系クレジットも運用されており、この制度の活用により森林整備に要する費用の創出が可能となっています。
このため、クレジットの認証量は年々増加している中、制度を有効活用することで、新たな森林の価値の創出と林業・木材産業の収益力向上に大きく寄与すると考えています。
- 一方で、全国のJ-クレジット制度の活用状況をみると、企業等に制度が十分普及していないこと、クレジットの創出手続が複雑で分かりづらいという理由などから、県内での制度活用が進んでおらず、再エネ系・省エネ系と比べ、森林吸収系の取引は低調な状況であるため、制度普及に向けた企業へのPRや相談窓口の設置などの創出促進のための取組が必要です。
- また、販売における企業の需要においても、再エネ系等のクレジット需要が高い状況にあるため、森林吸収系J-クレジットの購入によるメリットを企業にPRするなど、需要拡大に向けた販路開拓や販売促進への取組が必要です。
- J-クレジット制度が活性化することで、クレジット収入を通じて持続可能な林業経営基盤が強化され、林業の成長産業化を後押しすることから、森林経営を行う市町村や林業事業体に対し、創出促進のためのサポートや、販売を進めるための活動を支援する取組が必要です。

■J-クレジット制度のしくみ



■J-クレジット認証量の推移（森林吸収系）



■東京証券取引所開設からの累計取引実績

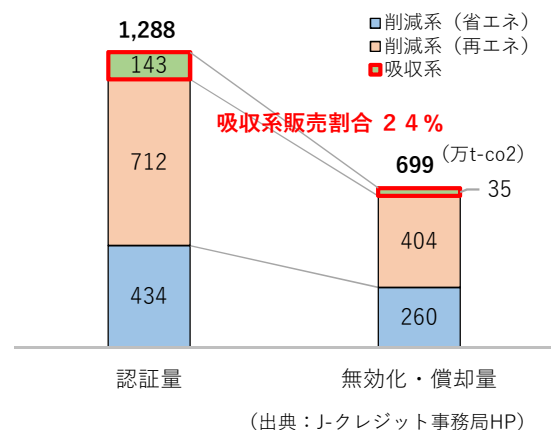
(令和5年10月11日～令和6年10月31日)

分類	平均単価(円/t)	取引実績(t)
森林吸収系	5,242	2,468
再エネ系	3,671	374,778
省エネ系	1,634	167,748

(出典：カーボン・クレジット市場HP)

■全国のJ-クレジットの種類別販売割合

(令和6年7月末現在)



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) J-クレジット制度の普及・啓発

J-クレジット制度の活用を通じて、クレジットを創出・販売することで、木材販売収入以外の新たな外部資金の獲得が可能となり、保育、間伐などの自己負担分に充当するなど、持続可能な森林経営につながります。

一方で、県内での制度の活用事例が少ないことから、市町村や林業事業者に対し、J-クレジット制度の説明会やチラシの作成・配布などにより普及・啓発を行います。

(2) クレジット創出のためのサポート

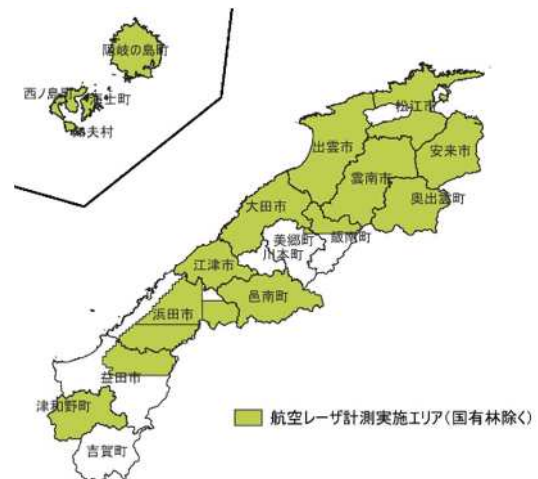
J-クレジット創出の手続きは専門性が高く複雑なため、県の組織にJ-クレジット担当者を配置し、相談窓口の設置やクレジット創出事務をサポートします。

制度の活用促進のため、先行自治体等を講師とした研修会を実施し、クレジット認証までのプロセスに係る知見・ノウハウを普及します。

また、プロジェクト対象地でのモニタリング調査や巡視などに活用可能な航空レーザ計測データ等を貸与、提供し、クレジット認証に向けた作業の省力化を図ります。



〈市町村や林業事業者への説明会・研修会〉

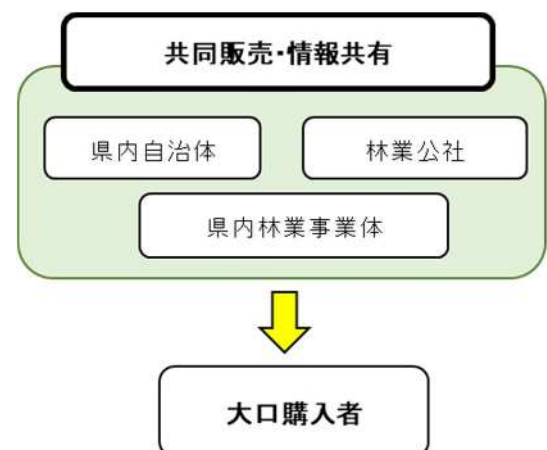


〈R6未航空レーザ計測実施エリア（一部地域含む）〉

(3) クレジットの販路開拓・販売促進

創出されるクレジットの販路を開拓するため、カーボン・オフセット（※1）等に関心の高い県内外の企業に向け、創出者とのマッチングの場の提供（商談会や現地見学会等）やオフセット等の活用方法も併せた働きかけを行います。

また、大口の需要者に対しては、県内のクレジット創出者や地元地方銀行・自治体などと連携してクレジットを供給するなど、多様な販売形態づくりを進めます。



〈関係者の連携によるクレジットの展開イメージ〉

(4) クレジット購入による森林整備貢献を評価する仕組みづくり

クレジット購入により県内の森林整備の促進に貢献した企業等に対し、感謝状の贈呈や県ホームページへの掲載等、企業等を評価する仕組みづくりを行います。

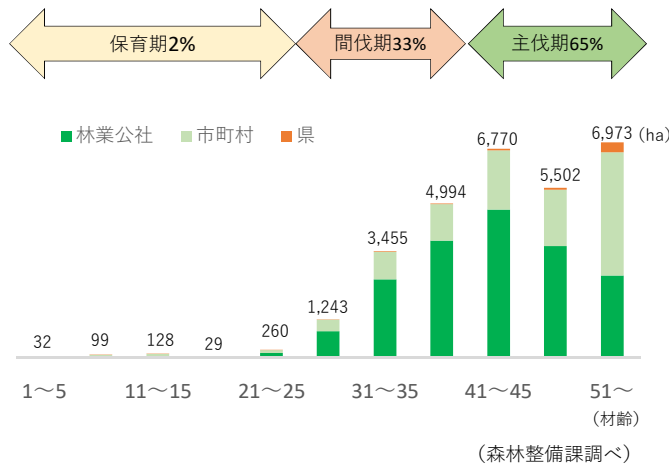
（※1）自らの活動に伴い排出するCO2等の温室効果ガスを認識・削減した上でその排出量を埋め合わせる取組

(3) 公有林等を活用した原木の安定供給

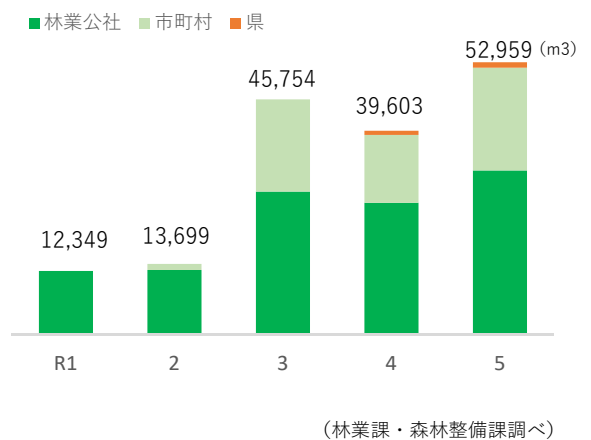
1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 県、市町村、林業公社等が管理・経営する森林（公有林等）は民有林の人工林面積（スギ・ヒノキ）の約2割を占めており、森林の公益的機能の発揮とともに、主伐・再造林を進めることで、森林経営を通じた製材用原木の安定供給に大きく寄与します。
- 県有林については事業計画に基づき主伐・再造林を推進する体制を整えていますが、市町村及び林業公社は、次の理由から今後の更なる主伐等の拡大に向けて懸念があります。
 - ① 市町村有林では、最低限の森林管理は行われているものの、林業専門職員がいないなどの理由から、半数以上の市町村において主伐等の森林経営の取組が見られません。
 - ② 林業公社経営林では、林業専門職員により計画的に経営管理が進められていますが、職員数が限られており県内全域の経営林での取組に懸念があります。
- また、林業事業体のうち、公有林等の主伐に取り組む事業体は約5割にとどまっています。
- このような中、原木の安定供給を更に進めるためには、公有林等の主伐・再造林を拡大することが重要であり、市町村や林業事業体等に対する県の技術支援等を強化するとともに、令和元年度から運用が始まった森林経営管理制度の活用を図りながら、林業事業体が公有林等の主伐に参入しやすい環境整備を進める必要があります。

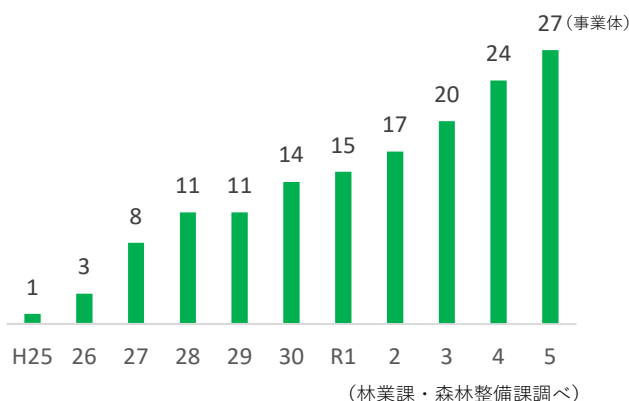
■公有林等の資源状況（スギ・ヒノキ）



■公有林等における主伐状況



■公有林等主伐事業に取り組む事業体数（累計）



■森林経営管理制度を活用し、林業事業体に対し森林施業を委託した市町村数（R5年度実績）

	①委託した市町村数	②全市町村数(※)	①/②
島根県	8	19	42%
全国	78	1,578	5%

(※) 私有林を有する市町村の数

(出典：林野庁、森林整備課調べ)

2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 市町村等に対する支援の強化

利用期を迎えた公有林等の主伐を促進し、原木の安定供給を図るためには、主伐の必要性を含めた森林資源の活用に対する市町村等の理解の醸成や技術的な支援が必要です。

そこで、循環型林業の意義から事業実施に必要な積算・発注に至るまで林業全般に渡る技術指導や研修会を開催します。

また、市町村職員等が県機関に2年程度在籍し、林業に関する技術や知見等を学ぶことが出来る職員派遣研修制度の活用を働きかけます。



〈市町村職員向け研修会〉

(2) 林業事業者への支援の強化

公有林等において主伐事業に取り組む林業事業者は年々増加傾向にあります。主伐事業に不慣れな事業者に対する技術的サポートが課題となっています。

このため、林業普及員が林業事業者に対し、団地ごとに伐採方法や経営収支を具体的に示すなど参入の働きかけや活用可能な支援事業等の情報提供を行うことで、公有林等における円滑な主伐を推進します。



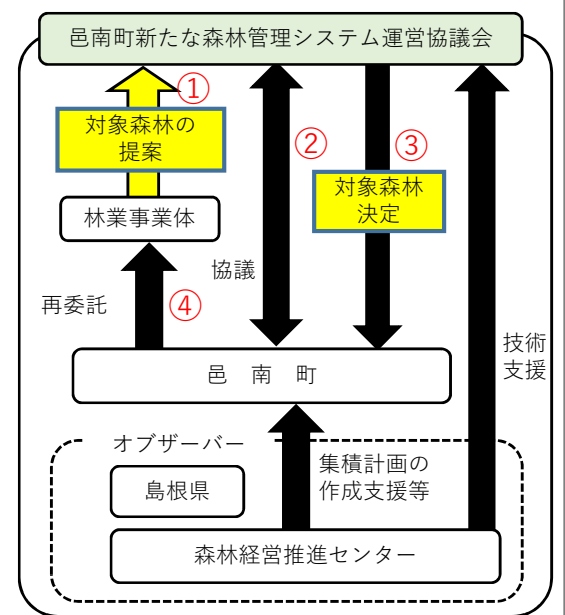
〈関係者を交えた現地検討〉

(参考) 森林経営管理制度の活用

森林経営管理制度は、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度です。

県では、本制度が循環型林業の拡大に寄与すると考え、林業事業者から森林管理の提案を受ける方法を進めており、全国でも先進的な取組として評価されています。

一方で取組が十分進んでいない市町村もあることから、県内で先行している市町村の事例を参考にするなど、制度活用に向けた支援を続けていきます。



〈邑南町の取組スキーム〉

1. 第1期基本計画の評価（水産業）

総合評価

（1）将来ビジョン・基本目標1

過去20年の平均的な漁獲量と直近の単価水準を踏まえ、現状の約2倍に相当する生産額を達成している状態を将来ビジョン・目標として設定しました。

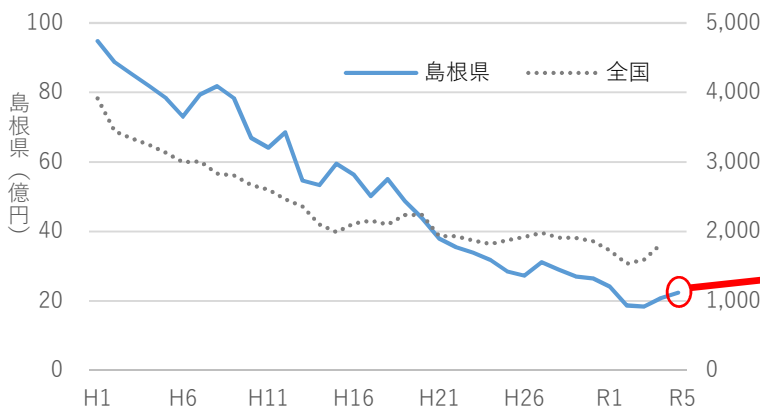
①将来ビジョン

令和21年の沿岸自営漁業の産出額54億円（基準：27億円（平成30年））

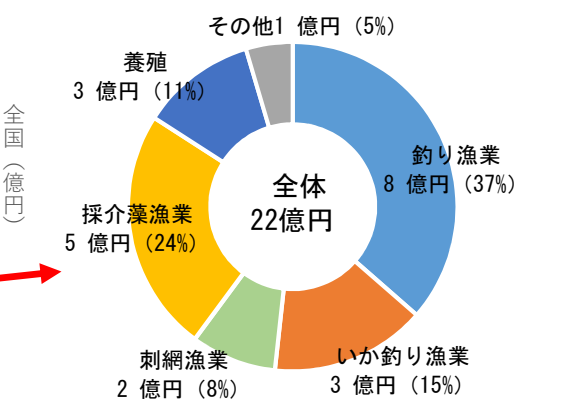
②計画期間(令和2年度～令和6年度)における目標

令和6年の沿岸自営漁業の産出額29億円

沿岸自営漁業の産出額の推移



沿岸自営漁業の漁業種類別産出額（R5）



（出典：沿岸漁業振興課調べ、農林水産省「漁業・養殖業生産統計」を基に沿岸漁業振興課作成）



<沿岸自営漁業に取り組む新規就業者（かご漁業（左）・アマダイはえ縄（右））>

<就業型研修（定置網）の様子>

島根県では持続可能な沿岸自営漁業の実現に向けて、新規就業者の確保・育成、意欲ある漁業者の所得向上を推進してきました。

具体的な取組として、沿岸自営漁業の新規就業者を確保するため、ワンストップ相談窓口の新設や、研修から自立、所得向上までの一貫支援、給付金制度の創設、就業モデルの策定等を進めてきたことにより、R5年度は目標（15人／年）を上回る17人／年の新規就業者を確保することができました。

一方、沿岸自営漁業者の所得向上を図るため、複数の漁法による操業モデルの実践や新漁法の導入、グループで行う協業化の推進など、生産性を高める生産体制の構築や、漁業技術の更なるレベルアップに取り組みましたが、コロナ禍や主要魚種の不漁などにより、水揚金額720万円以上を達成した漁業者数は目標（113人／年）の半数程度にとどまり、沿岸自営漁業の産出額も目標を下回る22億円となりました。

今後は、更なる新規就業者の確保に向けた研修制度の拡充や、所得向上を図るために海洋環境の変化等に対応した操業モデルの策定・実践などを進めていく必要があります。

総合評価

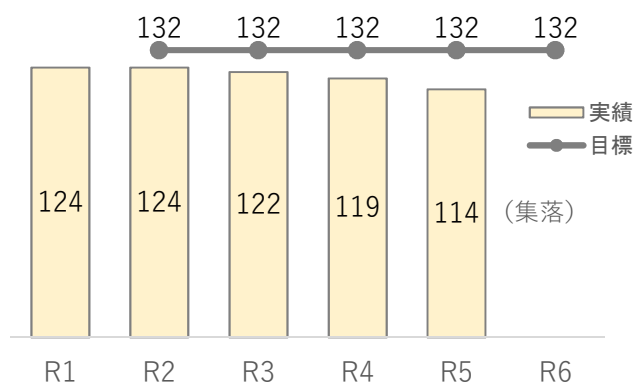
(2) 将来ビジョン・基本目標2

沿岸自営漁業の産出額54億円という将来ビジョンに加え、沿岸自営漁業者が定住する沿岸漁業集落の維持・発展を図る観点から、次のビジョン・目標を設定しました。

将来ビジョン・計画期間における目標

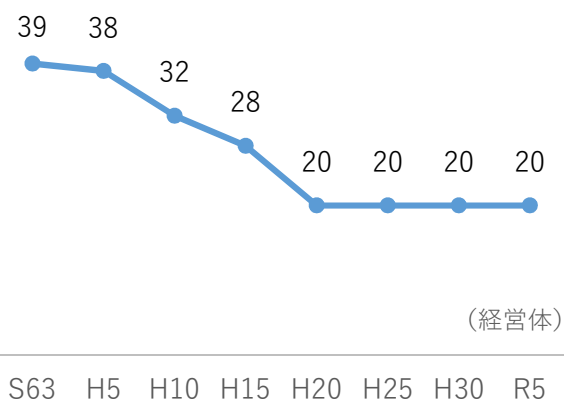
132の沿岸漁業集落について、1集落当たりの漁業者が5人以上いる形で維持

沿岸漁業集落数 (漁業者5人以上が居住する集落)



(出典：水産庁「漁港背後集落調査」及び県「港湾背後集落調査」)

定置漁業経営体数(大型定置)の推移



(経営体)

(水産課調べ)



〈定置漁業の操業〉



〈沖合底びき網漁業の操業〉



〈シジミ漁業の操業(穴道湖)〉

農林水産基本計画の将来ビジョンとして「沿岸自営漁業の産出額54億円」とともに、沿岸漁業集落の維持・発展に取り組んできました。

具体的には、漁村の維持や漁業就業希望者の研修受け入れ先として重要な定置漁業の新規参入、まき網漁業や底びき網漁業等の企業的漁業における資源管理と収益性の向上による経営安定化、さらにシジミやアユ等の内水面漁業の安定的発展について進めてきましたが、漁業者の高齢化の進行等により漁業者数が減少したため、目標とした沿岸漁業集落数を維持することができず、114集落(R5)まで減少しました。

一方、大型定置漁業については既存の経営体数を維持することができ、リース事業等を活用して施設の更新を行った経営体では経営の安定化が図られています。

また、企業的漁業においては、資源管理の着実な実践等により、水揚げの増加傾向が見られています。

さらに内水面漁業においては、県内産アユの優良種苗の生産・放流の取組等により、漁獲量や天然遡上量が回復傾向となるなど、効果が現れ始めている状況です。

今後は、定置漁業を含めた企業的漁業及び、内水面漁業の安定的発展に向けた取組を強化する必要があります。

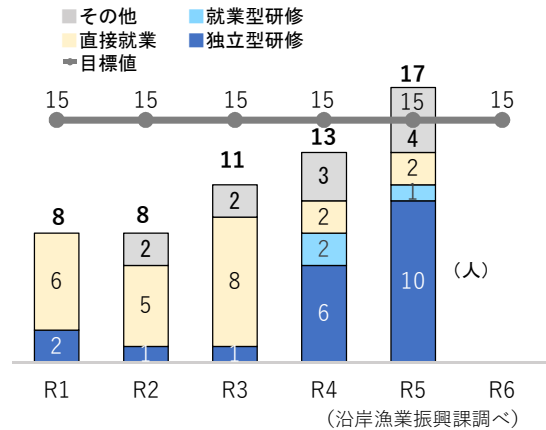
1. 第1期基本計画の評価（沿岸自営漁業者の確保と所得の向上）

沿岸自営漁業の新規就業者確保



〈独立型研修 - ワカメ養殖 -〉

■沿岸自営漁業の新規就業者数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

沿岸自営漁業では、県独自の給付金の創設や担い手育成に協力的な経営体との協定締結等により、この4年（R2～R5）で49人の新規就業者を確保しました。

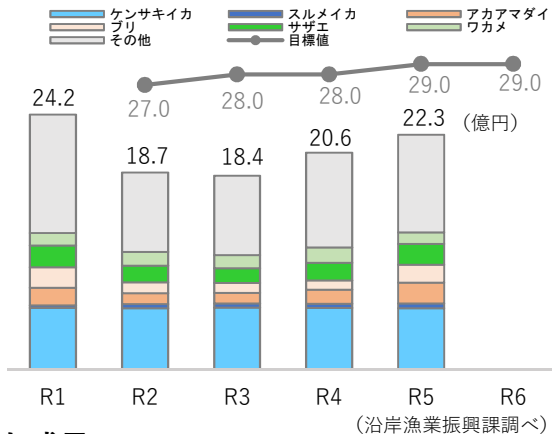
また、就業後の所得向上の取組も進め、新規就業者がその地域を牽引する事例（小伊津〔出雲市〕、五十猛〔大田市〕など）が出始めています。

○ 課題と今後の方向性

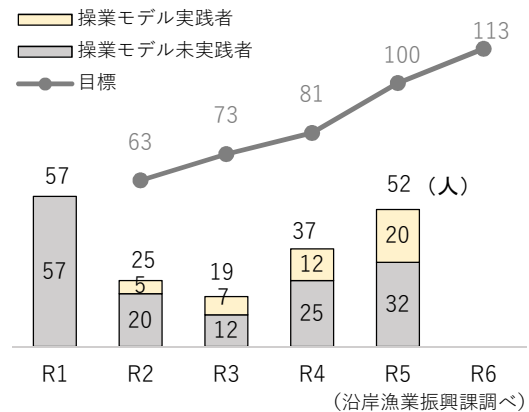
沿岸自営漁業では、高齢化や経営難等により就業者数が減少しています。新規就業者の確保のため、給付金制度の継続や研修生の受入態勢の充実等により、未経験者が就業しやすい環境を整えるとともに、SNS等を活用した積極的な情報発信に取り組む必要があります。

沿岸自営漁業者の所得向上

■沿岸自営漁業の産出額 【前年度1月～当該年度12月】



■水揚金額720万円以上の沿岸自営漁業者数 【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

沿岸自営漁業の産出額は、コロナ禍等により一時落ち込んだものの、意欲のある沿岸自営漁業者を対象とした操業モデルの策定を通じて、新たな漁法の導入や出荷形態の改善が進んだ結果、R3以降は、右肩上がり推移しました。

また、他産業並の所得400万円を確保するための水揚金額720万円／年以上を確保した漁業者数についてもR3以降増加傾向となっており、就業者の安定的な所得確保に向けた構造転換が進みつつあります。

○ 課題と今後の方向性

操業モデルの実践により、水揚金額720万円／年以上の漁業者数は増加しているものの、主要魚種の不漁により、目標の半数程度にとどまっています。

そのため、操業モデルの着実な実践、漁場環境の変化に対応した新漁法の導入、スマート漁業の推進など、所得向上の取組を強化していく必要があります。

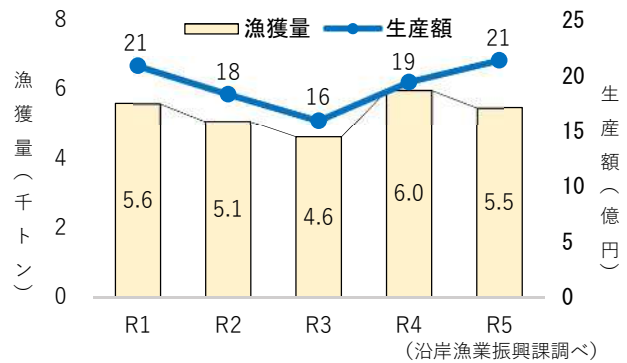
1. 第1期基本計画の評価（漁村、地域の維持・発展）

定置漁業の持続的発展

■ 県内の主な定置網の設置場所



■ 定置網の漁獲量及び産出額 【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

第1期計画で目標とした定置漁業の新規参入は実現できませんでしたが、県全体の大型定置漁業については、20経営体を維持するとともに、一部の経営体においては、漁業共済制度（積立プラス）や国リース事業（漁船・漁具）、県の省エネ・省コスト事業の活用等により収入の安定化や施設の更新が図られ、経営改善が進みつつあります。

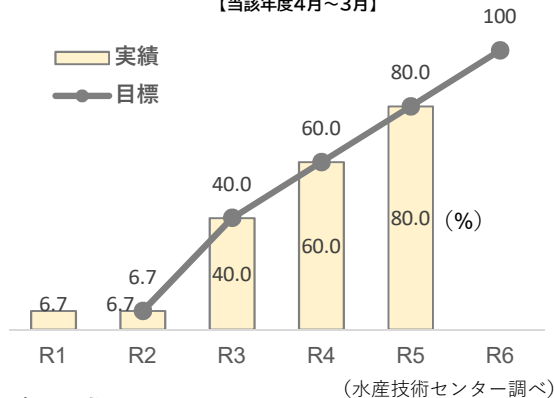
○ 課題と今後の方向性

定置漁業の新規参入には、漁場環境が変化中、高額な初期投資や乗組員の確保等の高いハードルがあります。

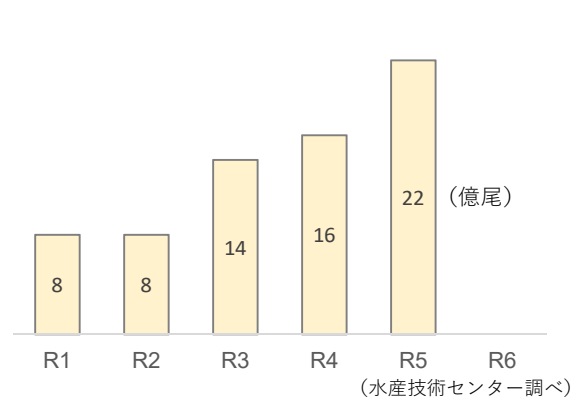
一方で、定置漁業は漁村の維持や漁業就業希望者の研修受け入れ先としても重要な漁業と位置付けており、今後は既存経営体について資源管理に取り組みながら、経営の安定化を目指していきます。

企業的漁業経営や内水面漁業の安定的発展

■ 沖合底びき網漁業の主要魚種資源管理実施率 【当該年度4月～3月】



■ アユ流下仔魚数(高津川) 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

沖合底びき網の魚種分布予測システムの導入により、小型魚の保護と効率的な操業の両立が図られ、沖合底びき網漁業の水揚金額は13.7億円（R2）から15.1億円（R5）に増加し、さらに高性能漁船の導入による経営強化に取り組む企業的経営体も増えつつあります。

宍道湖のシジミでは資源管理モデルの開発・実装には至っていませんが、同モデルの基礎となる県の資源調査等を参考に、漁業者が自主的に資源管理に取り組んでいます。

また、アユにおいては、県内産アユ親魚から生産した優良種苗の放流や産卵場の造成など漁業者・漁協独自の取組強化により、近年、天然アユ資源量の回復の兆しが見られています。

○ 課題と今後の方向性

燃油や資材等の価格高騰など厳しい経営環境が続く中、企業的漁業では経営の安定化に向けて資源管理と効率的な操業を両立する生産体制の転換を図るため、スマート水産技術の現場実装や高性能漁船の導入が必要です。

アユの資源回復・安定化のため、島根県の河川環境に適した県内産アユ優良種苗の生産及び放流の拡大が必要となっています。

2 将来ビジョン・基本目標

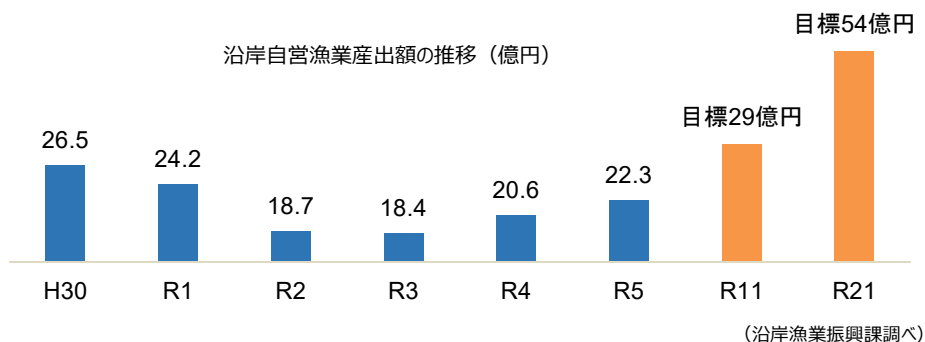
第1期計画の過去20年の平均的な漁獲量と直近の単価水準を踏まえた、54億円の産出額の達成を引き続き将来ビジョン（＝持続可能な沿岸自営漁業の実現）として定めます。

① 将来ビジョン

令和21年の沿岸自営漁業の産出額 54億円 基準：27億円（平成30年）

② 計画期間(令和7年度～令和11年度)における目標

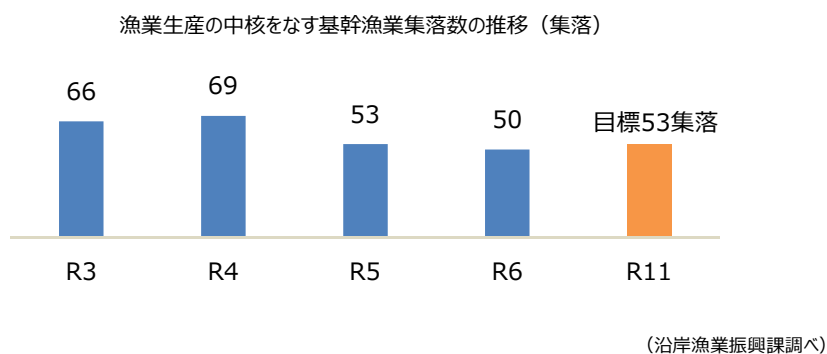
令和11年の沿岸自営漁業の産出額 29億円



沿岸自営漁業の産出額 54億円という将来ビジョンに加え、漁業者が多く定住する基幹漁業集落の維持・発展を図る観点から、次の将来ビジョン・目標を設定します。

将来ビジョン・計画期間における目標

漁業生産の中核をなす基幹漁業集落^(※1)53集落を維持



(※1) 基幹的漁業集落

集落世帯数 30 世帯以上における漁家比率 15%以上または、集落世帯数 30 世帯未満における漁家世帯数 10 世帯以上の集落

3 施策推進の全体像

第1期計画では、持続可能な水産業の実現に向けて、沿岸自営漁業者の確保と所得の向上、漁村・地域の維持・発展に取り組んだ結果、新規就業者の安定確保や生産性の高い操業を行う漁業者が増加するなど、着実に取組の成果が現れ始めています。

第2期計画では、第1期計画の取組を継続しつつ、地域を支える沿岸自営漁業者の増加に向けた漁業研修体制の強化や、漁場環境の変化に対応し収益性の高い操業計画の実践などの取組を拡大し、漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

(1) 持続可能な沿岸自営漁業の確立

①沿岸自営漁業の新規就業者確保

漁業者数の減少傾向を緩やかにするとともに、県内他産業と同水準の所得（約400万円）をあげられる担い手漁業者を中心とした将来ビジョンの実現に向け、毎年18人以上の新規就業者を確保します。

②沿岸自営漁業者の所得向上

新規就業者をはじめ、意欲ある漁業者の所得水準を向上させるため、海洋環境の変化に対応した操業モデルの策定・実践を進めること等によって生産性の向上を図り、現在52人いる水揚金額720万円（≒所得約400万円）以上の担い手漁業者数を倍増させ、118人以上とします。

(2) 漁村、地域の維持・発展

①企業的漁業の維持・発展

資源管理と収益性向上を両立し、漁業生産及び漁業経営の安定化を図るため、高性能漁船の導入などにより、現在10万トンの企業的漁業の生産量を10%増加させます。

②内水面漁業の再生・維持

河川、湖沼における水産資源の維持・回復による内水面漁業の活性化のため、適切な資源管理とともに、効果的な種苗放流を実施し、高津川ではアユの流下仔魚数^(※1)を倍増させます。

(3) 重点推進事項を進めるための取組

①良好な漁場環境の整備

持続可能な水産業の実現に向け、藻場造成等により、海洋環境の変化にも対応し、安定した漁業生産を可能とする漁場環境を整備します。

②資源管理

漁獲量管理（T A C制度^(※2)）を基本とする資源管理の着実な実践に向け、T A C制度の運用における関係者間の調整や漁獲実態等を迅速に把握するモニタリング体制を強化します。

③漁港の機能統合・再編

漁業活動の効率化と新規就業者の安定確保のため、給油施設や冷凍冷蔵施設等の陸上機能と一体となった漁港施設の機能統合と再編を進めます。

(※1) 卵からふ化後、海に流下する仔魚の数。親魚の状況や翌年の遡上数の目安。

(※2) 魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。

TACは「Total Allowable Catch」（漁獲可能量）の略。

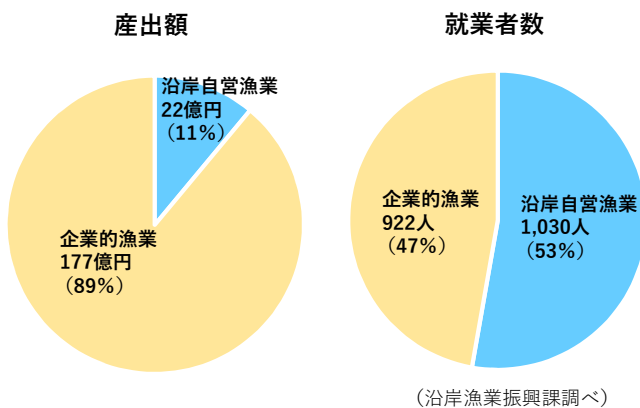
4 重点推進事項

(1) 沿岸自営漁業の新規就業者確保

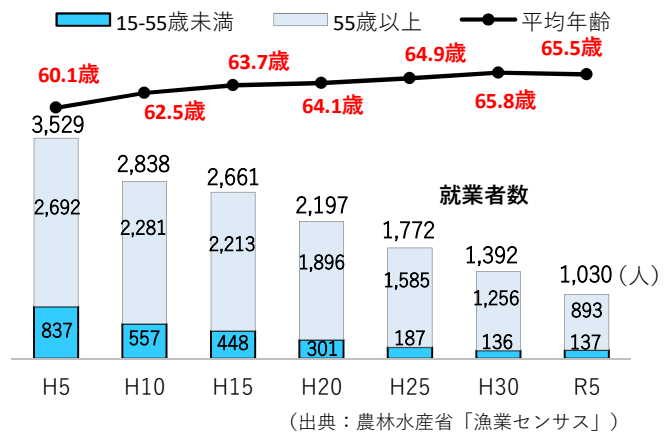
1. 取組の必要性（背景）

- 釣り・採介藻^(※1)を個人で行う沿岸自営漁業の産出額は長年減少傾向にあり、県全体の産出額に占める割合は11%となっています。就業者数も減少傾向にあるものの、依然として県全体の53%を占め、沿岸の漁業集落を支える重要な漁業の一つとなっています。
就業者数はこの20年間で2,600人から1,000人と6割減少したものの直近の5年間では15歳以上55歳未満の就業者数は1名増加しており、第1期計画の成果が出始めています。
- 一方で、燃油や物価の高騰などの経営環境の厳しさや高齢化から、沿岸自営漁業の就業者数は減少傾向が続いており、今後、他産業との人材確保競争が更に厳しさを増す中で、新規就業者を確保するためには、魅力ある沿岸自営漁業の復活が急務となっています。
- また、手厚い県独自の研修支援制度の創設などにより、就業希望者からの相談件数は増加しているものの、個人で研修の指導者となるベテラン漁業者が少なく、研修生の要望に沿った研修ができないケースが生じています。
- このため、引き続き就業に向けた積極的な情報発信や、漁業未経験者が新規就業に向けて、安心して研修を受講できるように、地区やグループによる受入体制の構築、独立型研修期間中の生活支援、そして研修生と研修受け入れ先とのマッチングを推進し、就業につながる環境を整える必要があります。

■ 沿岸自営漁業の占める割合 (R5)



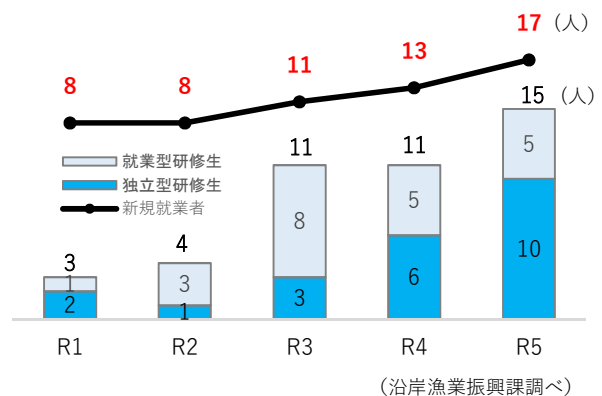
■ 沿岸自営漁業の就業者数の推移



■ 沿岸自営漁業の新規就業者の分布 (R2～5)



■ 沿岸自営漁業の新規就業者数と研修生の推移



2. 5年後の目指す姿

- 沿岸自営漁業の新規就業者を年間18人以上確保

(※1) 漁港からすぐ近くの漁場に生息する海藻、ウニ、サザエなどを採取する漁業

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 就業希望者への積極的なアプローチ

新規就業者の半数程度がU・Iターン者であり、新規就業者の確保のためにはSNS等による情報発信や県外で開催されるU・Iターンフェア等での直接的なアプローチが重要であるため、積極的な働きかけに取り組んでいきます。

○情報発信の充実

ワンストップ窓口を拠点に就業希望者からの相談に対応するとともに、沿岸自営漁業者の確保に必要な情報の収集と発信を行っていきます。

(2) 新規就業のための研修制度の強化

新規就業者に向けた研修は就業形態に応じて集中的に支援します。

①就業型研修（経営体に雇用されながら自営漁業技術を習得）

第1期計画では本研修の主な受け入れ先は定置漁業でしたが、「経営体に雇われながらでは自営漁業の研修時間が取れない」、「手塩にかけて育てた研修生を卒業させたくない」等の理由から受け入れ先が減少しているため、定置漁業以外のイワガキ養殖や刺網漁業などへ研修の受け入れ先を拡大していきます。

②独立型研修（マンツーマン指導により自営漁業技術を習得）

就業希望者の多くが本研修を要望していますが、約2年間の研修期間中は収入がなく、特にIターン者では生活を維持することが困難なことから研修を断念するケースがありました。そこで研修期間中の生活を底支えする支援金の給付を行います。

③指導者不足への対応

「見知らぬ人への指導は不安、責任が持てない」、「自分の操業を減らしてまで指導できない」などの理由から個人として指導者となる漁業者が少ないことから、地区やグループで指導する体制を構築します。これにより新規就業者の受入れの拡大や複数の漁業での研修、円滑な漁村への溶け込みを進めます。また、新規就業者の受入れに積極的な地区やグループに対して施設整備や販売促進などを支援することで、地域全体の活性化を図っていきます。

(3) 研修から自立、所得向上までを一貫支援

将来の沿岸漁業、漁村を牽引する新規就業者を「認定新規漁業者」として認定し、研修から自立、その後の所得向上（経営安定化）までを県の事業などにより集中的に支援します。

○自立支援の充実

漁業を開始する際に必要な漁船や漁具の購入などの初期投資支援や就業後の生活を底支えする給付金の交付などに引き続き取り組みます。

(4) 就業後の収入安定化

新規就業者が沿岸に広がる資源を最大限利用し、他産業並みの所得を安定して確保するためには、効率的な漁法を複数導入することなどにより、水揚げを確保することが重要です。

○操業モデルの策定・実践

新漁法の導入など漁業者1人1人にあった操業モデル（年間操業計画）を策定・実践することにより、もうかる沿岸自営漁業を確立します。

(5) 市町村、漁協との連携

第1期計画から市町村と協調して実施する初期投資支援や給付金に加えて、指導者の確保や受け入れへの地元調整、住居確保などを漁協、市町村と連携して進めます。

新規就業者への支援フロー

相談・体験

- ◆ワンストップ窓口による就業相談
- ◆体験就業（ふるさと島根定住財団）

研修

- ◆[就業型研修]
経営体に雇用されながら自営漁業技術を習得
- ◆[独立型研修]
マンツーマン指導により自営漁業技術を習得

自立

- ◆漁業開始（自立）に必要な漁船、漁具等の取得を支援
- ◆給付金の交付による漁業への定着を支援

所得向上

- ◆新たな取組に必要な機材等の整備を支援
- ◆販売・商品づくり等を支援
- ◆有用資源の増殖に関する取組を支援



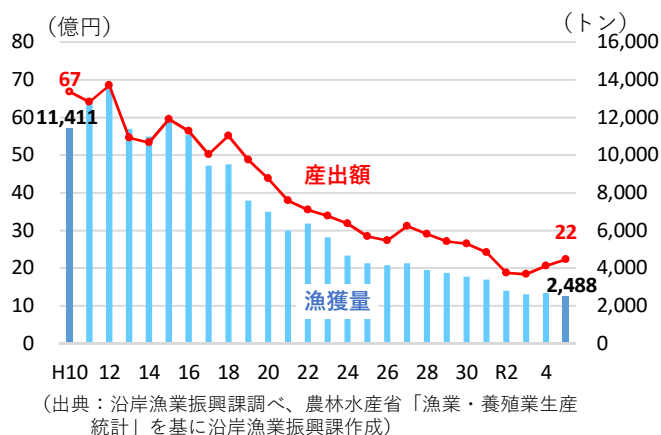
体験乗船会の様子

(2) 沿岸自営漁業者の所得向上

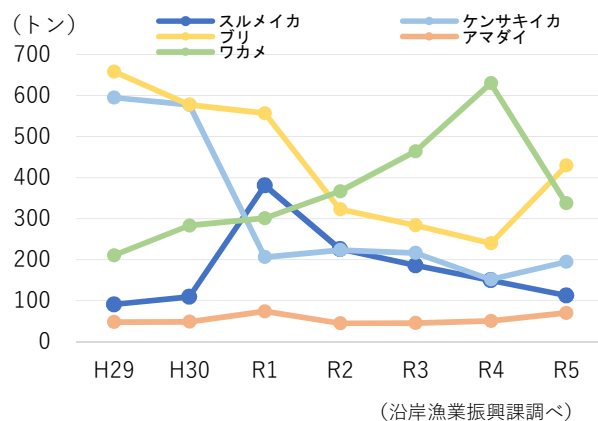
1. 取組の必要性（背景）

- 漁村集落の維持・発展のためには、地域を支える沿岸自営漁業の存続が重要であるため、第1期計画では他産業並みの所得（400万円、水揚金額720万円相当）を確保することを目標に、特に収益性の高い操業モデル（年間操業計画）の策定と実践を推進した結果、操業モデルの実践者は増加し、その成果として水揚金額720万円以上の漁業者や沿岸自営漁業の産出額が増加するなど、着実に取組の効果が表れています。
- 一方、近年は、海洋環境の変化、一本釣りや刺網などの主要対象魚種（イカ類やブリ類など）の資源の減少や来遊パターンの変動により漁獲が不安定となっています。さらに、燃油や資材の価格高騰なども加わり、以前よりも漁業の経営環境は厳しさを増しています。
- このため、今後も漁業経営の安定化を更に図るため、操業モデルの策定・実践を強く後押しします。
また、新漁法の導入や藻場造成による良好な漁場環境の整備等、海洋環境の変化に対応するとともに、スマート漁業や売れるものづくり等、生産性の高い操業を推進し、沿岸の自営漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

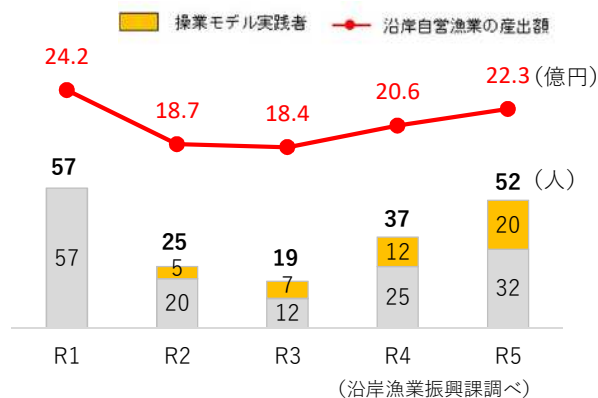
■ 沿岸自営漁業の漁獲量、産出額の推移



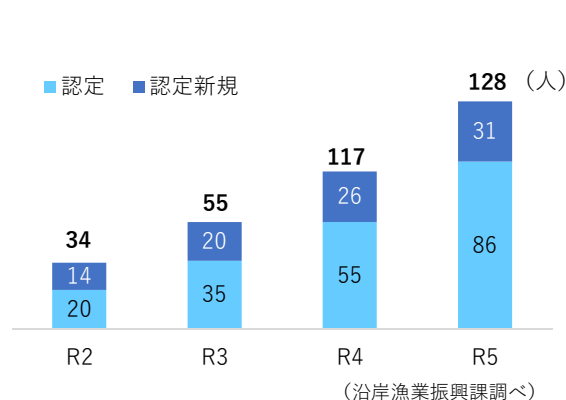
■ (沿岸自営漁業) 主要対象魚種の漁獲量の推移



■ 沿岸自営漁業の産出額、720万円以上の漁業者数の推移



■ 認定新規漁業者、認定漁業者の推移 (累計)



2. 5年後の目指す姿

● 年間水揚金額720万円以上の沿岸自営漁業者を118人確保(R5：52人)

● 沿岸自営漁業の産出額29億円を達成 (R5：22.3億円)

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 海洋環境の変化に対応した操業モデルの実践

近年の海洋環境の変化（海水温の上昇、荒天・時化の頻発等）により、主要対象魚種であるブリの来遊時期が遅れたり、スルメイカの漁場が竹島周辺の沖合に形成されるなど、沿岸域での漁獲が不安定な状況になっていることから、今後、海洋環境の変化に対応した操業体制を構築する必要があります。

そのため、漁場に来遊してくる魚種を確実に漁獲できる最適な漁法や養殖（イワガキ、ワカメ、中海サルボウガイ等）を組み合わせ、収益性の高い操業モデルの策定・実践を伴走支援し、安定した漁業経営の実現を図ります。



〈新漁法導入例-底建網-〉

(2) 気候変動・環境変化へ対応する漁場環境の保全・整備

気候変動・環境変化により海藻が減少する「磯焼け」の進行や、繁茂する海藻の種類の変化などに対応するため、漁業者等が行う藻場の保全や魚介類の放流等を支援します。

また、漁場の生産力を回復させるため、県内の3海域（出雲、石見、隠岐）で策定された「藻場回復ビジョン」に基づく藻場礁、水産生物のライフサイクルに即した増殖礁などの漁場整備等により水産資源の底上げを図ります。

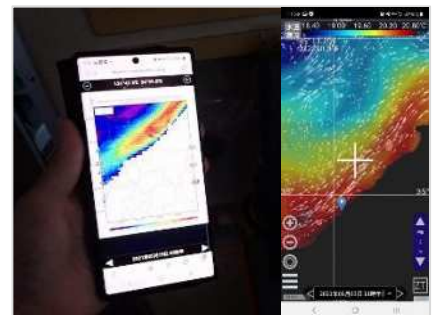


〈漁場環境の保全-海藻の母藻投入-〉

(3) スマート漁業の推進

魚の群れが集まる漁場の形成には、対象魚種に適した水温、塩分、潮流など海況の条件が整う必要があります。また、潮流が速すぎる場合は、漁具の設置など操業に支障をきたします。近年では、漁業者がこれまでに経験したことのない海洋環境の変化に直面しており、安定した漁獲量を確保するためには、水温、塩分、潮流などを正確に把握することが重要となります。

今後は、漁業者自らが観測したデータに基づき、予測された水温、塩分、潮流などを基に効率的な操業を可能とする「スマート漁業」を推進します。



〈海況予測を活用したスマート漁業〉

(4) 売れるものづくりの促進

所得向上を実現するためには、漁獲量の増加以外にも、漁獲物の付加価値を向上させることが重要です。

漁獲物の付加価値向上を図るためには、従来の漁獲物の鮮度保持だけでなく、魚の鮮度やうまみを計る新たな視点として魚体の外観（色合いなど）や、アミノ酸（タウリンなど）・脂肪酸（DHAなど）等の食品機能性に注目するなど、消費者に評価される商品づくりを進めていきます。

また、ワカメの塩蔵加工等において、漁業者が協業して一次加工を行うなど、付加価値向上の取組も推進します。



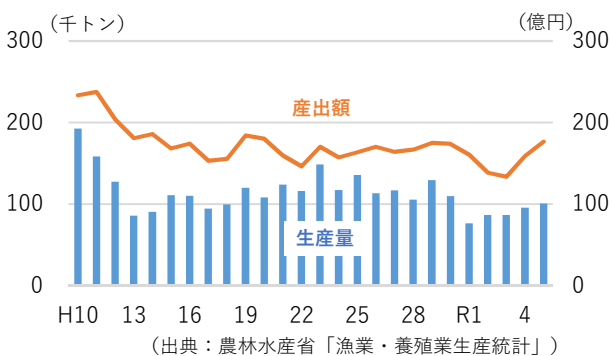
〈売れるものづくり-ワカメ塩蔵加工-〉

(3) 企業的漁業の維持・発展

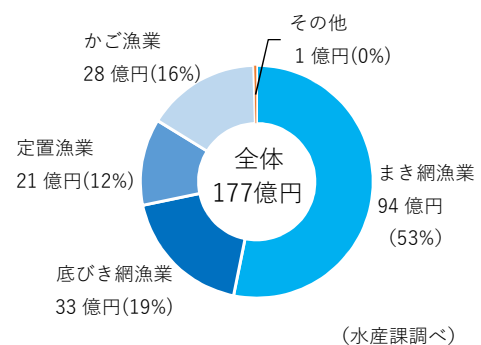
1. 取組の必要性（背景）

- まき網漁業や底びき網漁業などの企業的漁業については、県全体の漁獲量の9割以上、産出額の7割以上を占め、さらに流通・加工のみならず船舶修繕など関連産業の裾野が広いいため、水産物の安定供給だけではなく、産業振興と漁村の維持・発展の両面に寄与しています。
- 第1期計画では、老朽化した漁船の更新、高鮮度処理によるブランド化などを推進し、収益性の向上を図ってきましたが、依然として燃油や漁具・資材等の価格高騰、漁船建造費の上昇など厳しい経営環境が続いていることから、経営強化に向けた対策が必要です。
また、海水温の上昇など海洋環境の変化により、海洋生物の分布域の変化などによる漁獲対象資源の不漁が深刻化するなど漁場環境を取り巻く状況は大きく変化してきています。
- 今後、漁獲量を管理するTAC制度^(※1)が基本となる中では、適切な資源管理と効率的な操業を両立させつつ、収益性の向上を進めるため、限りある漁獲物をより高く販売するための付加価値向上などの取組が一層必要となります。
また、国の漁船リース事業等の活用による高性能漁船の導入を進めてきましたが、導入されたのは一部の経営体に限られたため、今後は、収益性の高い経営体質への転換を図るために、さらなる取組の拡大が必要な状況となっています。

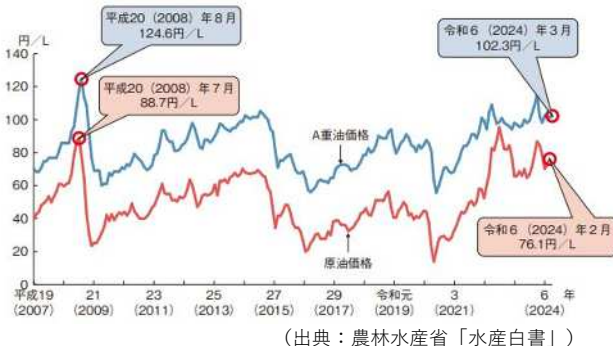
■ 企業的漁業の漁獲量、産出額の推移



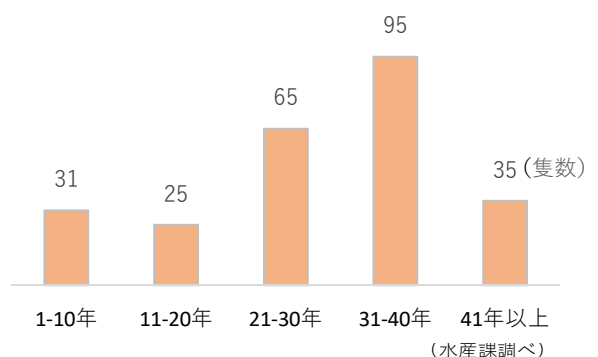
■ 企業的漁業の漁業種類別産出額 (R5)



■ 燃油価格（全国）の推移



■ 企業的漁業における漁船の船齢



2. 5年後の目指す姿

- 企業的漁業における生産量の10%増加（基準年（R5）：10万トン）

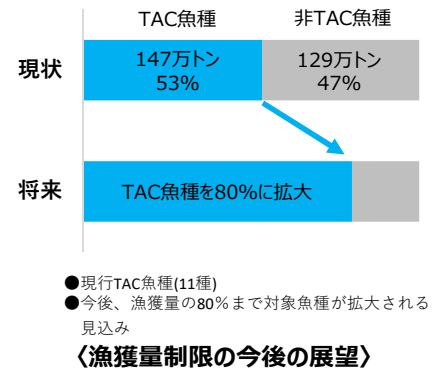
(※1) 魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。TACは「Total Allowable Catch」（漁獲可能量）の略。

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 資源管理の着実な実施

TAC制度による資源管理が基本となる中で、資源管理の着実な実施に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、漁業経営の安定につながる事が重要です。

引き続き、漁業関係者の協力を得て、漁業現場からの情報を取り入れることによる資源評価の精度向上と理解の醸成、またTAC制度導入後の運用に関するフォローアップを進め、資源回復や所得向上を目指します。



(2) 漁船リース事業等による収益改善

これまで国の漁船リース事業等の活用により、生産性向上につながる高性能漁船の導入を進めてきましたが、一部の経営体に限定されているため、さらなる取組の進展が必要な状況です。

まき網漁業や定置漁業に比べて、同事業の活用が少ない小型底びき網漁業については、高性能漁船の導入を契機に操業の改善や協業化などの構造改革・再編を後押しし、収益改善を推進します。



《導入された高性能漁船》

出典：JFしまね

(3) 定置漁業の経営安定化

定置漁業において、漁船や漁具等の設備投資により、安定した水揚げを確保する経営体も増えてきましたが、近年、突発的に発生する自然災害による漁具被害が頻発しており、漁具修繕や新たな網の準備には多額の費用を要し、経営の大きな負担となっています。また、定置漁業は沿岸自営漁業を目指す研修生の受け皿として、漁村において大きな役割を果たしています。

定置漁業特有の課題に対応し、引き続き漁村での役割を担えるよう、漁具リース事業の活用や共済制度への加入とともに、漁場調査等による収益性の改善・経営安定化を後押しします。

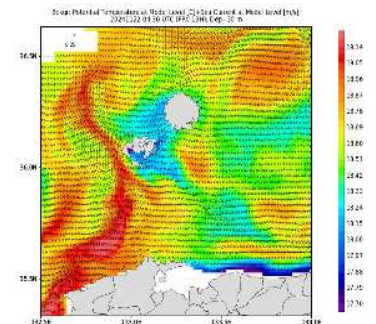


《定置漁業の操業の様子》

(4) スマート漁業の導入

海洋環境の変化や資源変動に対応していくためには、これまでの経験則による操業だけではなく、漁場形成要因である潮流や水温などを的確に把握する必要があります。

今後は、スマート水産技術の現場実装を進め、事前の潮流や水温分布など漁場環境情報の収集による効率的な漁場選択や省エネ航行の取組を後押しし、安定した水揚げの確保や操業コスト削減を可能とするスマート漁業を推進します。

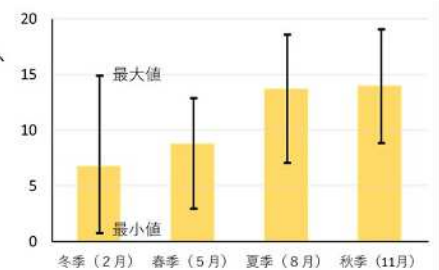


《海況予測を活用したスマート漁業》

(5) 漁獲物の付加価値向上

TAC制度による資源管理の推進により、これまでのように漁獲量を増やすことで収益を上げていくことが困難となるため、漁獲物を高く販売するための対策がより重要となります。

殺菌冷海水による漁獲物の鮮度保持だけではなく、魚の鮮度や旨みを計る新たな視点として脂の乗りや旨み成分(イノシン酸)、脂肪酸(DHA等)など食品機能への着目、科学的特徴の可視化により、他産地との差別化が図れる商品づくりを推進します。



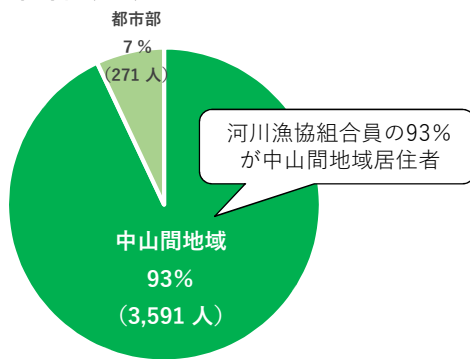
《マアナゴの平均脂質含有量の季節変化》

(4) 内水面漁業の再生・維持

1. 取組の必要性（背景）

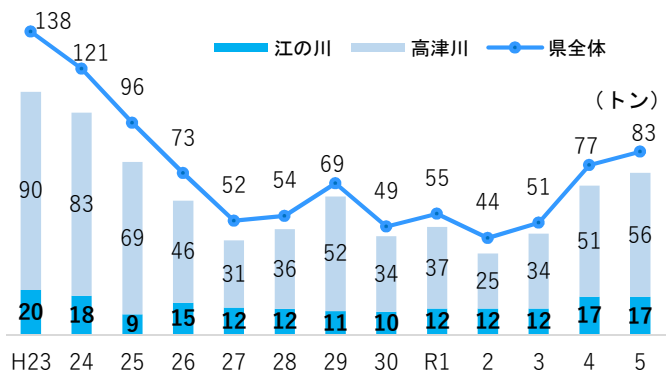
- 湖沼や河川で行われる内水面漁業については、農業や林業と同様、特に中山間地域における貴重な収入源となっており、安定的に発展することが地域の生活環境の維持に貢献します。
- アユについては、県内産放流種苗の安定供給を目的とした生産施設を令和2年に漁協が整備したことに加え、資源増大に向けた禁漁区や禁漁期の拡大等の漁業者独自の取組や、優良種苗の生産・放流に取り組んだ結果、令和4年からは天然遡上アユが多くみられるなど、資源回復の兆しが見られています。
これを確かなものとするためには、資源回復・安定化のため、島根県の河川環境に適した優良種苗の生産及び放流拡大など、更なる取組が必要です。
- シジミについては、県が実施している資源量調査の結果などを漁業者へ情報提供することで、漁業者はその結果に基づき資源管理を行うなど、科学的知見に基づいた資源管理を推進しています。
このため、シジミ資源量の状況を把握し、漁業者による適切な資源管理に必要な科学的知見の提供及び助言を行うため、宍道湖及び神西湖において定期的な資源・環境調査を引き続き実施する必要があります。

■河川漁協組合員に占める中山間地域居住者の割合（R5）



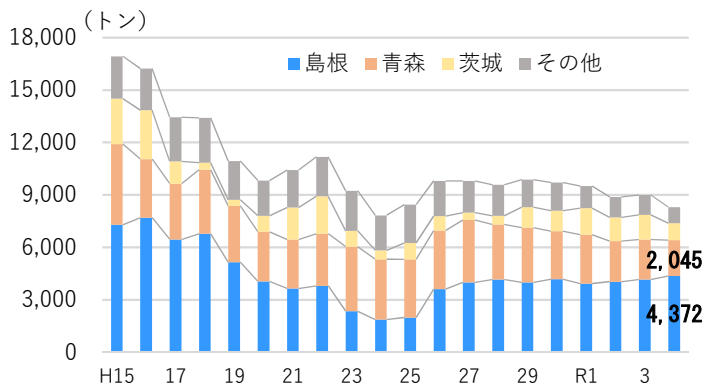
(沿岸漁業振興課調べ)

■県内主要河川におけるアユ漁獲量の推移



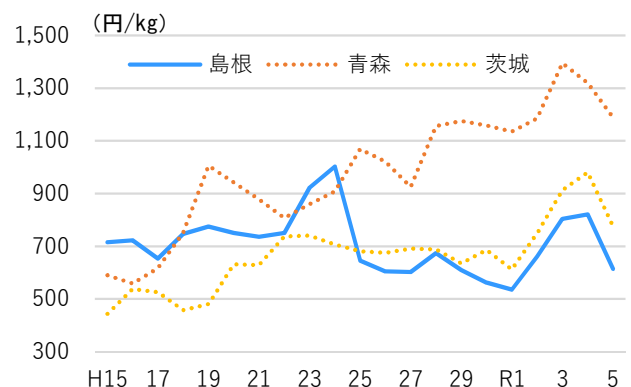
(沿岸漁業振興課調べ)

■全国主要シジミ産地における漁獲量の推移



(出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」)

■東京中央市場におけるシジミ平均単価の推移



(出典：東京都中央卸売市場市場統計情報)

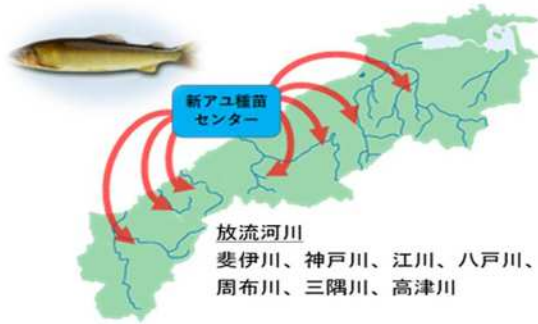
2. 5年後の目指す姿

- アユの流下仔魚数45億尾（高津川）（R5：21.7億尾）

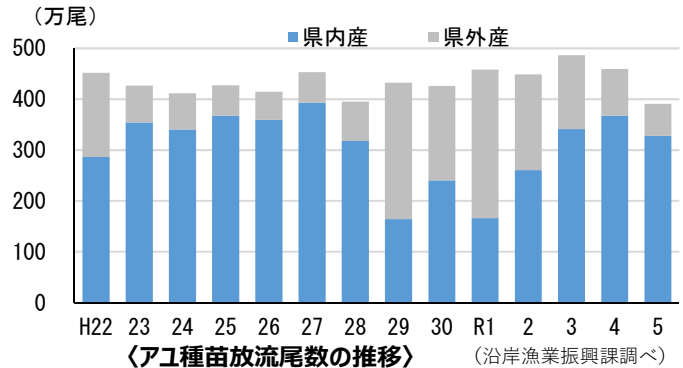
3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 県内産アユ種苗の放流拡大

島根県の河川環境に適した優良種苗の生産や種苗放流への技術指導を重点的に取り組んできた結果、回復の兆しが見られるアユ資源の回復・安定化を確かなものとするため、新たに漁業者・漁協による県内産アユ種苗の放流拡大の取組を支援します。



〈アユ種苗供給体制のイメージ図〉



(2) アユ資源の回復・安定化に関する調査研究

種苗放流や適切な資源管理によるアユ資源の回復・安定化を図るため、効果的な種苗放流手法の開発、流下仔魚・遡上量調査及び産卵場の状況把握など関連する調査研究を進めます。



〈産卵場整備〉



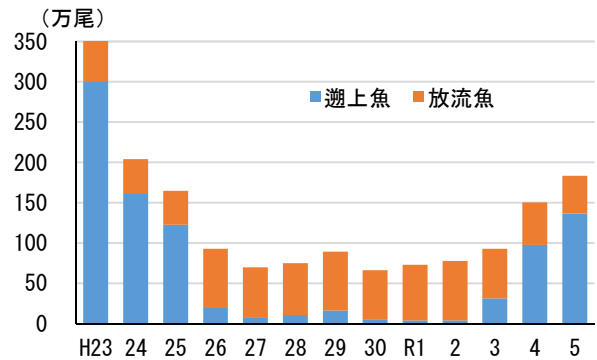
〈産み付けられた卵〉



〈アユ調査の様子〉



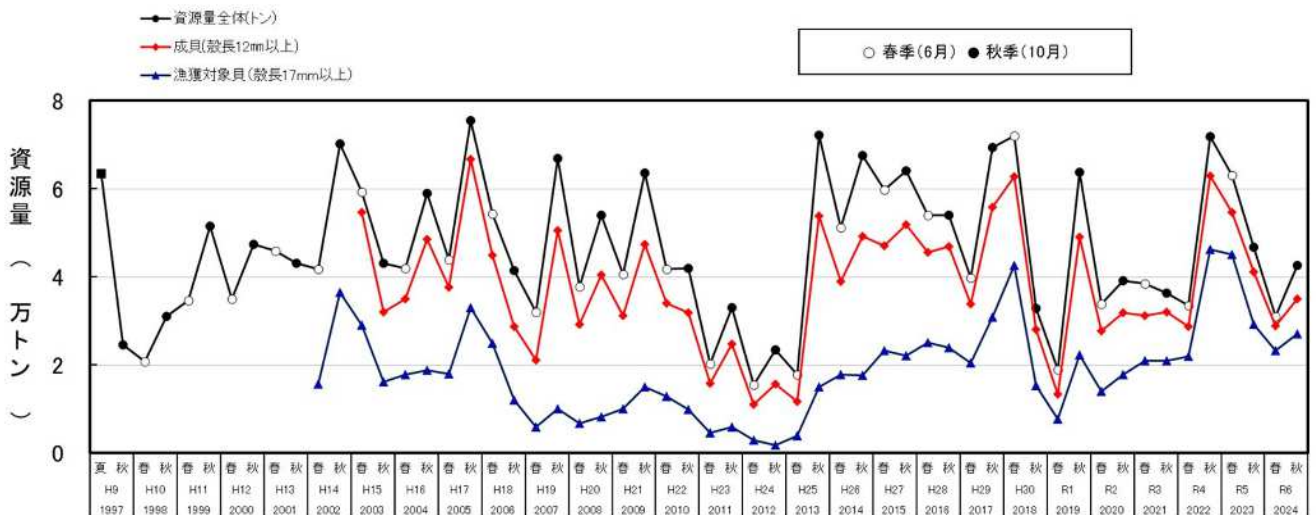
〈ふ化直後の流下仔魚〉



(3) シジミ資源の維持・増大に関する取組

シジミ漁業の安定的発展を図るため、資源量を把握する調査を継続することにより、漁業者が行う資源管理の取組に対して、提言・検証等のフォローアップを行います。

また、科学的知見に基づいた資源管理によって漁獲されたシジミの高付加価値化を目指す取組（出荷規格統一、産地加工等）を後押しします。



5 重点推進事項を進めるための取組

(1) 良好な漁場環境の整備

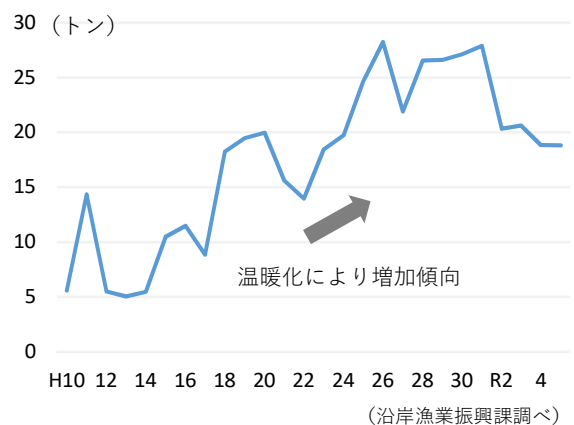
1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 持続可能な水産業の実現に向けた安定した漁業生産を確保するため、これまで水産資源の維持・増大により、対象魚種のライフサイクルに即した漁場整備を推進してきました。
具体的には、水産生物を集め、効率的な漁獲を可能とする魚礁や餌を増やし稚魚を育成する増殖礁を中心に、県下各地で計画的に整備し、漁業生産の下支えに寄与してきました。
- 近年は、海洋環境の変化（海水温の上昇、荒天・時化の頻発等）等により、島根県沖に來遊する魚種や來遊時期の変化が見られています。
また、水産生物の良好な生息環境に寄与している藻場が海水温の上昇や食害生物の増加等により減少する「磯焼け」や繁茂する海藻の種類の変化なども見られ、水揚げが不安定になっており、漁業経営を取り巻く環境が悪化しています。
- このため、藻場の回復・再生の方針等を定めた「藻場回復ビジョン」に基づく藻場の整備や稚魚の生育の場となる増殖礁を一体的に整備することで、海洋環境の変化に対応して水産資源の維持・増大を図っていくことが必要です。
- また、引き続き、一本釣り等の漁場となる魚礁の整備にも取り組み、効率の良い操業を実現することで沿岸自営漁業者等の所得向上を図っていきます。

■ 平均水温の推移と藻場減少の関係



■ 温暖性魚類（キジハタ）の漁獲量



■ 磯焼けの様子



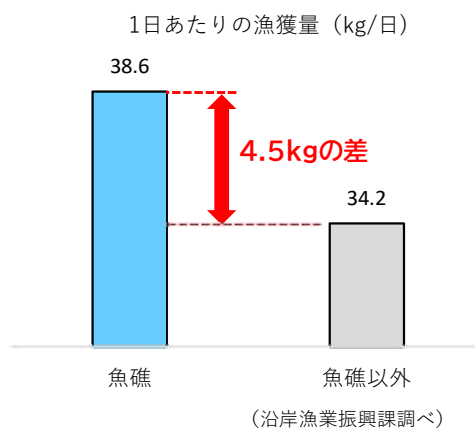
〈高水温によるアラメ枯死〉



〈ウニ類増加による磯焼け〉

(水産技術センター調べ)

■ 魚礁とそれ以外の漁場での漁獲量の差 (H20～R5年の平均値)



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 藻場回復対策

県内3地域（出雲、石見、隠岐）で県、関係市町、漁業者等を構成員とする藻場回復協議会を設置し、地域の実情に応じた藻場の回復・保全のための方針や行動計画を明記した「藻場回復ビジョン」を策定しました。今後は各地域において「藻場回復ビジョン」に基づいた取組を推進します。

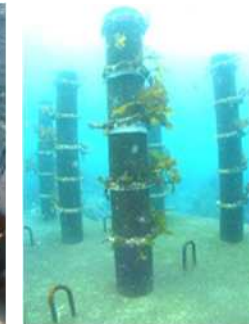
①ソフト対策

母藻の投入、食害生物（ウニ・魚類）の駆除など、各地域において効果的なソフト対策を後押しします。

また、主要海藻類の大量培養技術や増殖手法の開発、藻場分布の経年変化の把握などの調査研究に取り組み、効率的な藻場の回復・保全対策を展開します。

②ハード対策

海藻が根付き生長できる基盤を取り付けた藻場礁^(※1)を計画的に整備し、藻場減少に歯止めをかけ、現状の藻場面積を確保します。



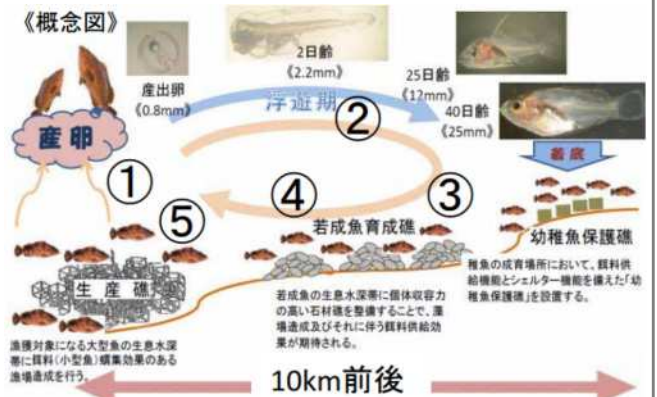
〈ソフト対策：母藻投入・食害生物の駆除〉

〈ハード対策：藻場礁〉

(2) 水産生物の生活史に即した漁場整備

対象魚介類の生活史に即した良好な生息環境を整備することで、資源量の維持・増大を図ることを目的に策定した「水産環境整備マスタープラン」に基づき、魚礁、増殖礁^(※2)、藻場礁を一体的に整備していきます。

また、この漁場整備では海洋環境の変化に伴う主要対象魚種の資源の減少や来遊パターンの変化にも柔軟に対応し、漁業者の所得向上を支援します。



〈生活史に即した漁場整備（イメージ図）〉

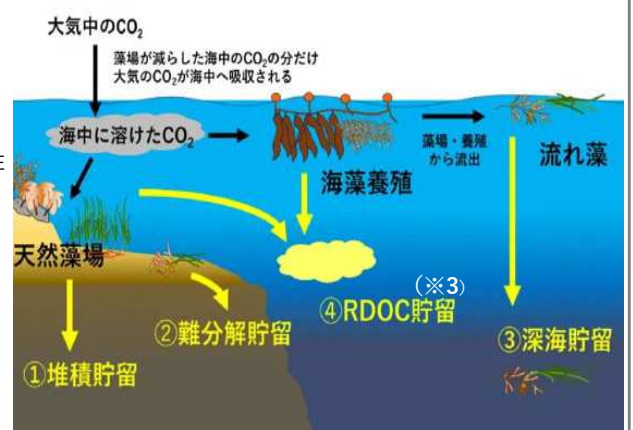
（出典：島根県・山口県外海海域水産環境整備マスタープラン）

(3) ブルーカーボンの推進

藻場は水産生物の産卵場や稚魚の育成場、アワビ、サザエ等の生息場所として重要であるだけでなく、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素を固定する役割（ブルーカーボン）があります。

国では2050年までに温室効果ガスの実質的な排出量ゼロ（カーボンニュートラル）を実現する社会を目指しており、ブルーカーボンも有効な手段として注目されています。

ブルーカーボンを推進する方法として、藻場が吸収した二酸化炭素を企業が買い取るブルーカーボンクレジット制度の活用がありますが、県内での取組は一部にとどまっていることから、今後は本制度も活用し藻場造成等の持続化を推進していきます。



〈ブルーカーボンの吸収・貯留メカニズム〉

（出典：国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）

（※1）藻類（海藻）の生育・増殖を目的として海底に設置する人工構造物

（※2）魚介類の産卵場や稚魚の育成場となる人工構造物

（※3）海藻や海藻が排出する難分解性の溶存態有機炭素が長期間にわたり海水中に長期にわたり貯留されること

(2)資源管理

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 海面と内水面を問わず、持続可能な漁業を確立していくためには、将来にわたり安定的に十分な漁獲量を確保する必要がある、それを生み出せる状態に水産資源を維持・管理していくことが必要不可欠です。
- これまで、マイワシやクロマグロではT A C管理を基本とした資源管理に取り組んだ結果、資源が回復しつつあるほか、海面ではアカムツ（ノドグロ）、内水面ではシジミやアユなどで資源管理に取り組み、資源量の回復・維持に一定の効果をあげています。
- 一方、漁具・漁獲サイズや漁獲量の制限等の資源管理手法は直接的に漁業経営に影響を与えるため、持続可能な漁業経営を支えるためには、資源状況と漁業実態の両方を踏まえて、改善、工夫していく必要があります。
特に、T A C管理については、今後、対象魚種が拡大されますが、T A C算出の根拠となる資源評価の精度向上や複数魚種を同時に漁獲する底びき網や定置漁業等では、漁業の際に、漁獲対象とは別の魚種を意図せずに漁獲する混獲に対する取扱いなどの制度上の課題もあり、これらを解決する必要があります。
- このため、資源回復・維持と漁業経営の安定の両立を図るため、適切な資源管理の取組を引き続き進めることが重要です。

■ T A C管理魚種と T A C管理検討中の魚種（令和7年3月現在）

【T A C管理】

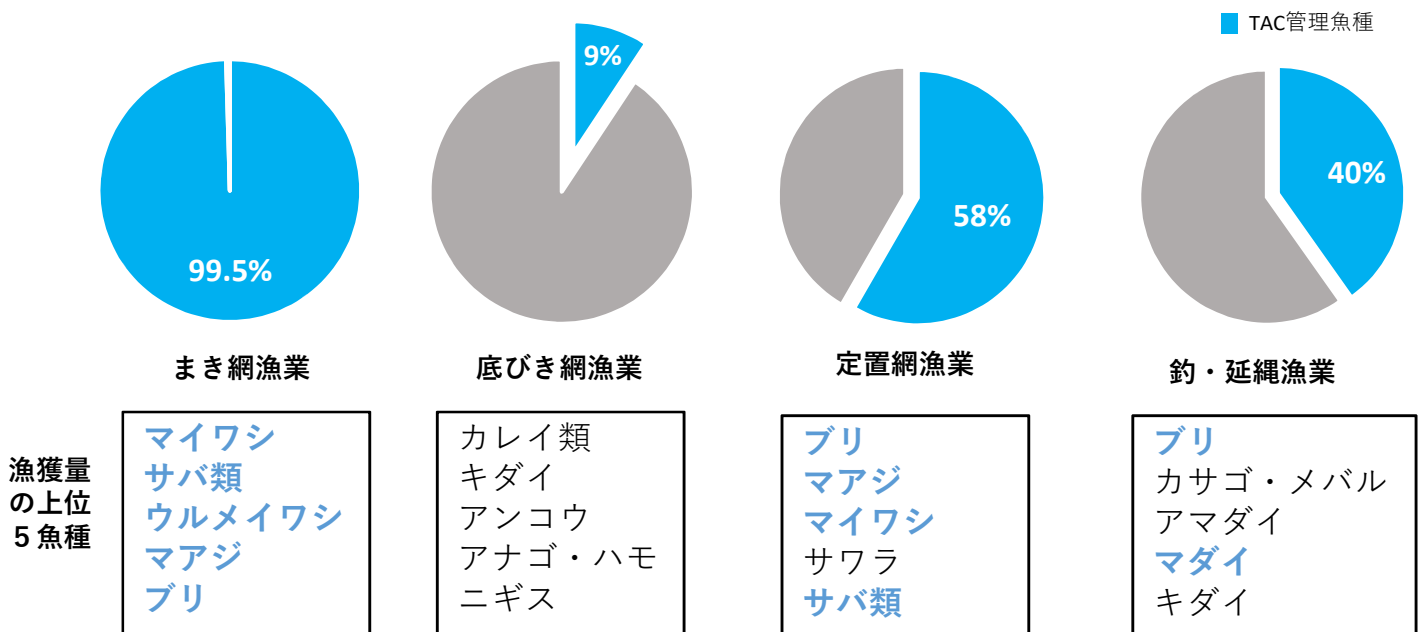
サンマ、マアジ、マイワシ、スケトウダラ、スルメイカ、サバ類、ズワイガニ、カタク
チイワシ、ウルメイワシ、マダラ、マダイ、ブリ

※クロマグロ等の国際資源及び鯨類を除く。

【T A C管理検討中(島根県関係)】

カレイ類(ソウハチ、ムシガレイ、アカガレイ)、ニギス、ヒラメ、サワラ、ベニズワイ
ガニ、トラフグ、マルアジ

■ 島根県の主要漁業種類ごとの漁獲量(令和5年)に占める T A C管理魚種の割合



※青字は、T A C管理魚種。

(水産課調べ)

2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 柔軟なTAC管理と負担軽減対策

TACに達した後の混獲に対する適切な取扱いのほか、TACを算出する際の根拠となる資源評価の精度向上等のTAC管理制度の課題について、漁業関係者の意見等を踏まえつつ、国に解決を働きかけます。

また、必要に応じて、他の都道府県からのTACの融通等を行うなど、適切な島根県のTACが確保されるように努めるとともに、県内において、各漁業種類間のTACを柔軟に調整することにより、県内漁業者の安定的な操業の確保に努めます。

さらに、国の事業等を活用して、TAC減少に伴う漁獲量の減少のほか、TAC遵守のために生じる経費負担の増加(混獲された魚種の放流等)など、漁業経営に対する影響の軽減を図ります。

(2) 漁業者の自主的な資源管理の推進

TAC管理魚種だけでなく、内水面も含め、広く、持続可能な水産資源を確保していくため、県、漁業協同組合等で組織する協議会における資源管理措置の履行確認や取組効果の検証のほか、研究機関による資源調査データの提供や助言等を通じて、漁業者自らが地域や漁業単位で定める自主的な資源管理の取組(資源管理協定を含む)の実効性を高めていきます。

(3) 漁獲情報モニタリング

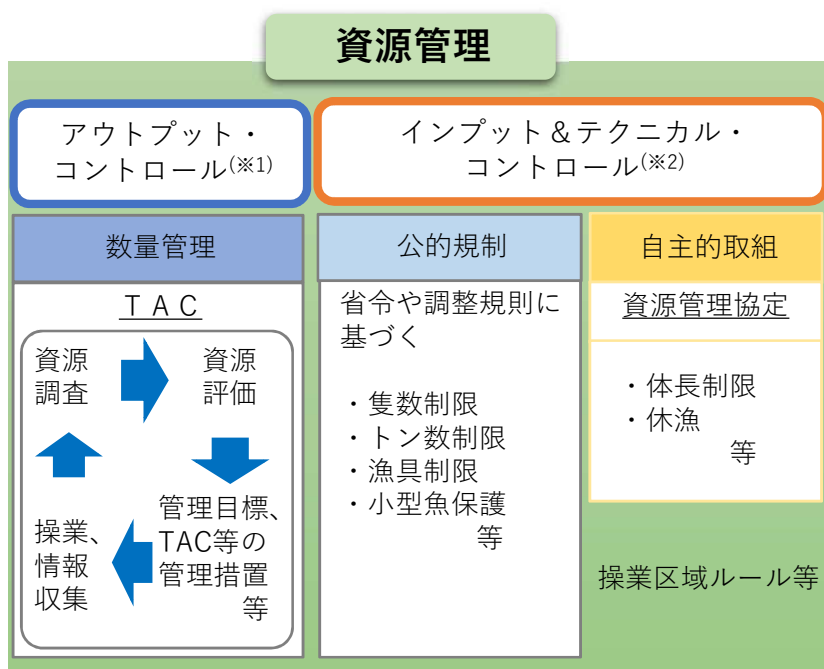
TAC管理と漁業者の自主的な取組の適切な実施に向け、TAC管理対象魚種の拡大も踏まえ、漁獲実態と資源状況の迅速な把握のほか、関係漁業者に対して漁獲量上限内での水揚げの徹底や取組の遵守を指導するなどのモニタリング体制の強化を図ります。

(4) 種苗放流による増殖の促進

種苗放流は当該魚種の資源水準を維持、向上させることに寄与するため、島根県栽培漁業基本計画の対象魚種のほか、経済的に価値の高いアユ等を対象に、種苗生産・放流技術の確立と普及により、安定した種苗生産・放流を進めます。

資源管理協定(54協定)の概要

漁業種類	協定数	対象資源	取組内容			
			休漁	TAC 漁具 制限	TAC 超過 防止	他
まき網	1	マアジ、マイワシ、サバ類等	○			
底曳き網	3	マダイ、アカムツ、マトウダイ、マアナゴ、ヒラメ等	○			
定置網	8	ブリ、マダイ、クロマグロ、サバ類等	○	○	○	
釣・延縄	16	マダイ、ヒラメ、ブリ、サワラ、アカアマダイ等	○			
いか釣り	4	スルメイカ、ケンサキイカ	○			
刺し網	8	ブリ、イサキ、マダイ等	○	○		
採貝藻	2	アワビ、サザエ	○			
その他	14	ナマコ、マイワシ、バイ貝、クロマグロ等	○	○	○	○



(出典：水産庁資料「新たな資源管理について(令和2年9月)」を基に作成)

(※1) 漁獲可能量(TAC)の設定等により漁獲量を制限し、漁獲圧力を出口で制限する産出量規制(アウトプットコントロール)

(※2) 漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を入口で制限する投入量規制(インプットコントロール)

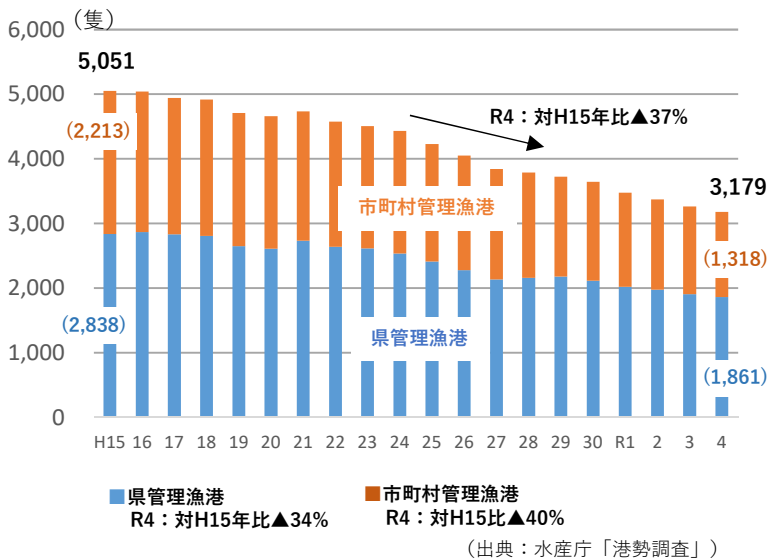
漁船設備や漁具の仕様を規制すること等により若齢魚の保護等特定の管理効果を発揮する技術的規制(テクニカルコントロール)

(3) 漁港の機能統合・再編

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 漁港は、漁業活動の拠点であると同時に、暴風や高波から人命や漁船を守る基地として重要ですが、沿岸漁業の産出額と就業者が減少している中、沿岸漁業や漁村を維持していくため、特に小規模な漁港の機能統合や再編を促すとともに、使われなくなった漁港施設の有効活用を図っていく必要があります。
- 漁港の機能統合・再編を進めることで、沿岸自営漁業、企業的漁業問わず漁業活動の効率化と新規就業者の安定確保につながると考えています。
- また、漁港施設の老朽化が進行する中、安全・安心な漁業活動を維持していくためには、今後、漁港施設の維持管理費が大きな課題となっており、漁港施設の機能統合・再編により、管理施設の縮小など漁港のライフサイクルコストの縮減を図っていくことが必要です。
- このため、漁業者や漁村集落と話し合いを重ね、合意形成を図ったうえで、国の事業を活用して小規模漁港の他漁港への機能統合（集約化）を進める必要があります。

■ 県内登録漁船数の推移



■ 休けい用係船岸^(注1)の充足率^(注2)が100%以上となる漁港数

	H24	R4	R4/H24
県管理漁港	12	17	1.42
市町村管理漁港	10	23	2.30
計	22	40	1.82

(水産課調べ)

(注1) 休けい用係船岸
操業や水揚げ以外の常時保留する岸壁等

(注2) 充足率
漁船が休けいするために必要な岸壁延長に対して、使用可能な岸壁延長の割合
(充足率100%以上は岸壁延長に余裕あり)

■ 漁船の係留状況（市町村管理漁港）



■ 建設後50年以上経過する主な漁港施設の割合（対象施設：防波堤、岸壁等）

	令和5年度末	10年後	20年後
県管理漁港	27%	49%	68%
市町村管理漁港	26%	48%	71%

(水産課調べ)

係留施設の損傷状況（市町村管理漁港）



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 陸上機能と一体となった統合・再編

給油や冷凍冷蔵等の陸上機能と一体となった機能統合（集約化）と再編を進めるため、集約先の漁港施設の改良や拡張等を進め、漁業活動の効率化による沿岸自営漁業者の所得向上、並びに陸上機能を備えた漁港への新規就業者の受入を後押しします。

(2) ライフサイクルコスト縮減による漁港機能の維持

漁港は、離島や半島を有する島根県において、災害時における緊急物資輸送等の海路としての役割を担っており、漁港機能の維持は重要です。限られた予算の中、漁港の機能統合・再編によりライフサイクルコストの縮減を図り、漁港機能を維持します。

(3) 漁港内の余剰スペースの有効活用

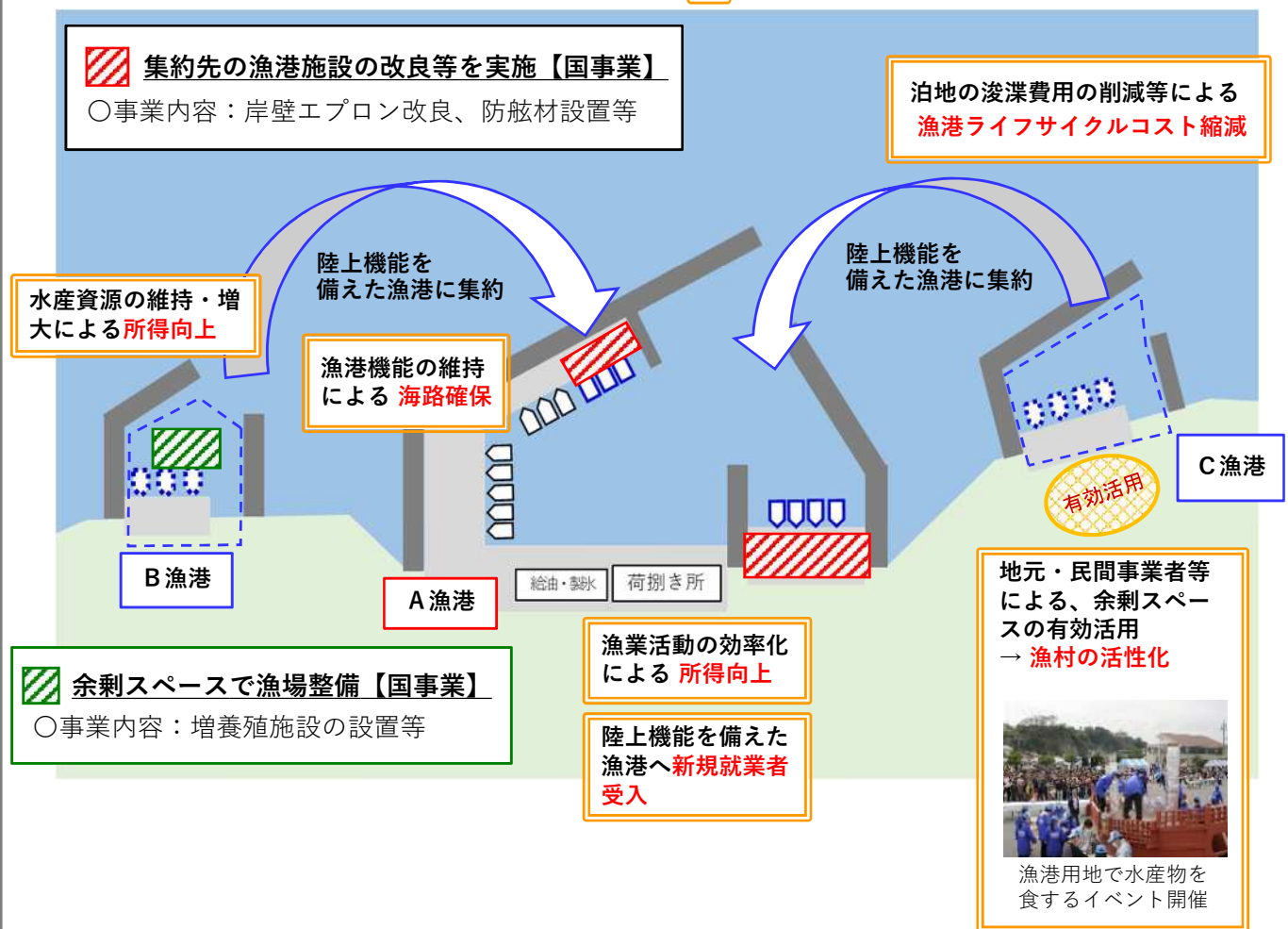
漁港の機能統合・再編で生まれた余剰スペース（水域、用地）を有効活用し、漁業地域の所得向上や漁村の活性化を図るため、増養殖施設の設置や地元・民間事業者等による地域資源を活用した水産物販売などの取組を進めます。

(4) 関係市町村、漁協との連携

漁港の機能統合・再編について、漁業者や地元の理解を得るため、説明会等を開催するなど関係市町村、漁協と連携しながら進めてまいります。

■取組イメージ

□ 漁港の機能統合・再編により期待される効果



(水産課作成)

令和5年 農業産出額及び生産農業所得について

1. 令和5年農業産出額及び生産農業所得の公表結果(令和6年12月24日公表)

	農業産出額	生産農業所得
島根県	676億円 (前年比4.6%増、全国40位)	245億円 (前年比6.5%増、全国39位)
全 国	94,991億円 (前年比5.5%増)	32,930億円 (前年比6.1%増)

目標:産出額100億円増(基準:H28年629億円)

2. 5年間の推移

〈島根県〉

単位:億円

年	産出額	米	野菜	果樹	畜産	その他	生産農業所得
H28	629	191	114	40	249	35	279
H29	613	196	103	38	244	32	273
H30	612	204	99	37	242	30	256
R1	612	193	94	39	252	34	243
R2	620	189	101	43	253	34	249
R3	611	164	99	43	270	35	245
R4	646	167	126	44	276	33	230
R5	676	174	130	45	293	34	245
R5-H28	47	▲ 17	16	5	44	▲ 1	▲ 34
増減比(対H28)	107.5%	91.1%	114.0%	112.5%	117.7%	97.1%	87.8%

〈全国〉

増減比(対H28)	103.2%	91.8%	90.9%	115.1%	117.8%	97.6%	87.7%
-----------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	-------

3. 参考

- ・令和5年農業産出額は前年から30億円増の676億円(前年対比4.6%増)。
- ・農業産出額の全国順位は40位、生産農業所得は39位でいずれも前年と同一。
- ・H28農業産出額から47億円の増加
- ・R5/H28農業産出額の増減比では、全国と比べて野菜が増加(全国90.9%、島根県114%)

【米】7億円増

コロナ禍後、業務用米の需要が徐々に回復する等、家庭用米も含め需要が堅調に推移し、主食用米の取引価格が上昇。

【野菜】4億円増

全国的に天候不良や生産縮小に伴う供給減、価格上昇。

【畜産】17億円増

令和5年の鳥インフルエンザの流行に伴う鶏卵の供給減による価格が上昇⇒14億円増
生乳の乳価引き上げによる産出額増⇒5億円増
一方、肉用牛については和牛肉の価格が低迷⇒4億円減

令和7年2月14日
農林水産商工委員会資料
農林水産部農業経営課

中山間地域農業の現状について

〔注：中山間地域活性化条例に基づく地域区分については旧村単位で区分し、一部に辺地を含む旧村は平坦地域とした。
また、秘匿処理されている数値は集計に含んでいない。〕

1. 生産条件

- ①総面積に対する耕地面積の割合は、平坦地域が10%であるのに対して、中山間地域は4%（農地が少ない）

○総面積に対する耕地面積の割合

(百ha)

	総面積	耕地面積	総面積に対する耕地面積の割合
平坦地域	1,197	122	10.2%
中山間地域	5,510	236	4.3%

資料：令和5年度作物統計調査

注：松江市・出雲市を平坦地域、それ以外の市町村を中山間地域に区分

- ②集落の経営耕地面積をみると、平坦地域の13haに対して、中山間地域は9ha（まとまった農地が少ない）

○集落の経営耕地面積

(ha)

	集落数	経営耕地面積	1集落当り経営耕地面積
平坦地域	382	5,039	13.2
中山間地域	1,569	14,470	9.2

資料：2020農林業センサス

注：中山間地域活性化条例により地域を区分
経営耕地がない、または不明な集落を除く

- ③30a以上の田の割合は平坦地域での8割に対して、中山間地域では4割（区画が小さい）

○田の区画整備状況

(ha)

	30a以上の田	耕地面積(田)	30a以上の田の割合
平坦地域	5,685	6,866	83%
中山間地域	8,631	22,669	38%

資料：2020農林業センサス、農業基盤情報基礎調査

注：中山間地域活性化条例により地域を区分

- ④水田におけるけい畔の割合をみると、中山間地域は11%で平坦地域の2倍以上となっている。最も低い出雲市は4%、最も高い奥出雲町は20%で5倍の差がある。

○水田の状況

(ha、%)

	耕地面積	本地面積	畦畔割合
平坦地域	9,750	9,300	5%
中山間地域	19,150	17,000	11%

資料：農林水産省「令和5年耕地面積調査」

注：松江市・出雲市を平坦地域、それ以外の市町村を中山間地域に区分

2. 農地の流動化の状況

①平成 22 年からの経営体数と経営耕地の増減をみると、中山間地域は平坦地域に比べ経営体数の減少率が低いにも関わらず、経営耕地は平坦地域より高い 18%の減少率。

○経営耕地の状況（農業経営体）

(ha、%)

	H22		R2		減少率	
	経営耕地のある経営体数	経営耕地面積	経営耕地のある経営体数	経営耕地面積	経営耕地のある経営体数	経営耕地面積
平坦地	4,681	7,160	2,555	6,472	45%	10%
中山間地	19,953	20,588	12,436	16,968	38%	18%

資料：2020、2010農林業センサス

注：中山間地域活性化条例により地域を区分

②平成 22 年からの面積の増減を規模別にみると、中山間地域では 5ha 以上の経営体の面積が増加しているものの、小規模農家の減少分の 4 割程度しかカバーできていない状況。

○経営耕地面積規模別面積の増減（農業経営体）

(ha)

		1ha未満	1～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上
		平坦地域	H22	1,804	2,376	520	751	658
	R2	888	1,297	493	784	932	834	1,243
	増減面積	-916	-1,079	-27	33	274	336	682
		-2,022			1,325 (2,022haの65%)			
中山間地域	H22	8,377	7,930	1,496	1,235	803	314	407
	R2	4,843	5,410	1,625	1,902	1,250	1,141	800
	増減面積	-3,534	-2,520	129	667	447	827	393
		-6,054		2,463 (6,054haの40%)				

資料：2020、2010農林業センサス

注：中山間地域活性化条例により地域を区分

③借入耕地の状況をみると、1 経営体当たりの借入面積、経営耕地面積全体に対する借入面積の割合とも平坦地域が高くなっている。

一方、借入耕地のある経営体（いわゆる受け手農家）の割合は平坦地域、中山間地域とも 30%台でほぼ同じであり、中山間地域は受け手農家はいても規模拡大しにくい状況。

○借入耕地の状況（農業経営体）

(経営体、ha、%)

	経営耕地のある経営体数 ①	経営耕地面積 ②	借入している耕地			経営耕地面積に対する借入面積の割合 ④÷②	借入耕地のある経営体の割合 ③÷①
			経営体数 ③	面積 ④	1経営体面積 ④÷③		
平坦地域	2,555	6,472	810	4,117	5.1	64%	32%
中山間地域	12,436	16,968	4,240	7,981	1.9	47%	34%

資料：2020農林業センサス

注：中山間地域活性化条例により地域を区分

3. 担い手の状況

- ①農業経営体（個別経営体）に対する主業農家の割合は、中山間地域の9%に比べて平坦地域は12%と高くなっている。

○主副業別経営体数（個人経営体）

(経営体、%)

	計	主業農家	準主業農家	副業的農家	主業農家の割合
平坦地域	2,451	283	319	1,849	12%
中山間地域	12,108	1,032	1,852	9,224	9%

資料：2020農林業センサス

注：中山間地域活性化条例により地域を区分

主業農家：農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

準主業農家：農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家

- ②農業経営体に対する法人経営体の割合は、中山間地域の2.7%に比べて平坦地域は4.0%と高くなっており、その内訳をみると、平坦地域での農事組合法人の割合が2.6%と高い。

○法人の状況

(経営体)

	農業経営体	法人	農業経営体に対する割合				
			農事組合法人	会社	法人	農事組合法人	会社
平坦地域	2,585	104	67	37	4.0%	2.6%	1.4%
中山間地域	12,700	341	191	150	2.7%	1.5%	1.2%

資料：2020農林業センサス

注：中山間地域活性化条例により地域を区分

4. 雇用の状況

- ①農業経営体全体では、雇い入れた経営体の割合は平坦地域が18%で中山間地域の2倍以上となっている。

団体経営体でも雇い入れた経営体の割合は平坦地域が高くなっている。

一方、1経営体当たりの人数は大きな差がない。

○雇用の状況（農業経営体）

(経営体、人、%)

	農業経営体(総数)					農業経営体(団体)				
	農業経営体 ①	雇入れた経営体数 ②	実人数 ③	雇入れた経営体の割合 ②÷①	1経営体当たり人数 ③÷②	団体経営体 ①	雇入れた経営体数 ②	実人数 ③	雇入れた経営体の割合 ②÷①	1経営体当たり人数 ③÷②
平坦地域	2,585	468	2,584	18%	5.5	134	91	931	68%	10.2
中山間地域	12,700	1,070	5,963	8%	5.6	523	298	2,951	57%	9.9

資料：2020農林業センサス

注：松江市・出雲市を平坦地域、それ以外の市町村を中山間地域に区分

5. 経営の状況

①品目別の作付、飼養経営体数をみると、経営体の8割程度が稲を作付け。

麦・大豆および園芸作物は平坦地域に比べ中山間地域は作付けする経営体の割合が少ない状況。

一方、経営の大規模化が進む畜産は全体的に経営体の数が少なくなっているが、小規模飼養農家の多い繁殖牛経営は中山間地域で多くなっている。

○作付・飼養経営体数

	(経営体、%)										
	稲	麦・豆等	野菜	果樹	花き	工芸農作物	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	農業経営体
平坦地域	1,956 (76%)	395 (15%)	687 (27%)	299 (12%)	114 (4%)	82 (3%)	18 (1%)	55 (2%)	0 (0%)	4 (0%)	2,585
中山間地域	10,253 (81%)	1,110 (9%)	2,015 (16%)	1,061 (8%)	427 (3%)	454 (4%)	73 (1%)	637 (5%)	8 (0%)	26 (0%)	12,700

資料：2020農林業センサス

注：中山間地域活性化条例により地域を区分
() は農業経営体に対する割合

②経営耕地面積の規模別の経営体数をみると、中山間地域では7割が1ha未満の零細経営規模。

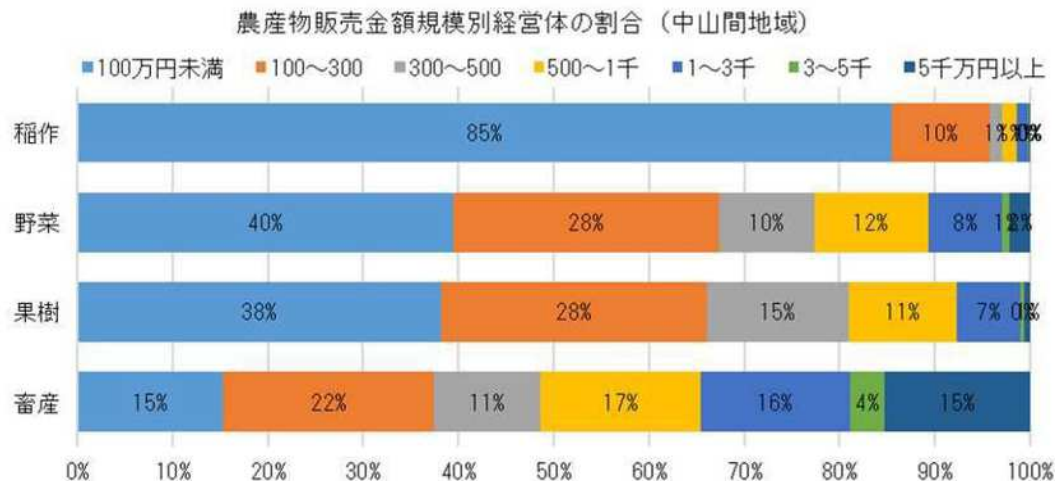
○経営耕地面積規模別経営体数

	(経営体、%)							
	1ha未満	1～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50ha以上	計
平坦地	1,629 (63%)	752 (29%)	69 (3%)	54 (2%)	39 (2%)	24 (1%)	18 (1%)	2,585
中山間地	9,021 (71%)	3,179 (25%)	234 (2%)	135 (1%)	53 (0%)	31 (0%)	9 (0%)	12,662

資料：2020農林業センサス

注：中山間地域活性化条例により地域を区分
() は農業経営体に対する割合

③中山間地域での農産物販売金額別の経営体数をみると、稲作では85%が販売額百万円未満。販売額1千万円以上の経営体は458経営体で全体の3.6%程度だが、畜産では販売額3千万円を超える経営体が約2割。



資料：2020農林業センサス

注：中山間地域活性化条例により地域を区分

6. まとめ

- 中山間地域は平坦地域に比べまとまった農地が少なく、ほ場の区画も小さい、また畦畔面積が大きいなど、生産条件が不利。
- こうしたことから、農地の受け手となる農家は一定程度いるものの、生産条件が不利なことにより規模拡大が進みにくく、離農者の農地の4割程度しか活用されていない状況。
- 経営規模がぜい弱であることから、主業農家や法人経営体の割合も平坦地域に比べて低くなっている。
- 経営品目は8割が水稻で、そのほとんどが販売金額100万円未満。畜産は販売額3千万円を超える経営体が2割。

7. 今後の中山間地域農業の維持に向けた取組

- ・ 小規模稲作農家を中心に離農が進んでおり、これらの農地の維持・管理が課題。
- ・ こうした中でも、中規模以上（5ha以上）の農家では規模拡大が進んでおり、これらの農家が今後規模拡大を進めやすくするための対策が必要。
- ・ これらを踏まえ、今後、農地・農業生産の維持に向けて、以下の対策を重点的に実施。

① 広域での農地利用調整の推進

集落単体では担い手確保が難しいため、「地域計画」策定エリア等広域での農地の利用調整および体制づくりを推進。

② 中規模以上農家の確保・育成

経営の継続性が期待でき、農地集積の対象となる中規模以上農家の確保を進めるため、農大における研修体制の整備や機械導入を支援

③ 作業受託体制の整備

担い手が規模拡大する際に課題となる、草刈りや水管理を地域が主体的に行うしくみづくりや、機械導入が難しい小規模農家の基幹作業を請け負う作業受託組織の育成を推進。

④ 基盤整備の推進

区画拡大等による作業性の向上、機械除草に適した畦畔整備、給排水の遠隔操作が可能な水路整備等を推進。